

令和元年9月天栄村議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月9日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	4
陳情の付託	4
例月出納検査の結果	4
村長行政報告	4
一般質問	1 2
後藤 修 君	1 2
渡部 勉 君	2 5
大須賀 溪 仁 君	3 7
服部 晃 君	4 7
散会の宣告	6 1

第 2 号 (9月10日)

議事日程	6 3
本日の会議に付した事件	6 4
出席議員	6 4
欠席議員	6 4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 4
職務のため出席した者の職氏名	6 5
開議の宣告	6 6
議事日程の報告	6 6

報告第1号の上程、説明、報告	66
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	67
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	69
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	70
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	72
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	73
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	75
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	76
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	77
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	79
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	81
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	83
議案第12号～議案第26号の一括上程、説明	85
延会の宣告	88

第 3 号 (9月11日)

議事日程	89
本日の会議に付した事件	89
出席議員	89
欠席議員	90
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	90
職務のため出席した者の職氏名	90
開議の宣告	91
議事日程の報告	91
議案第12号～議案第26号の説明	91
議案第12号の質疑、討論、採決	140
議案第13号の質疑、討論、採決	152
議案第14号の質疑、討論、採決	153
議案第15号の質疑、討論、採決	153
議案第16号の質疑、討論、採決	154
議案第17号の質疑、討論、採決	154
議案第18号の質疑	155
延会の宣告	156

第 4 号 (9月12日)

議事日程	1 5 7
本日の会議に付した事件	1 5 8
出席議員	1 5 8
欠席議員	1 5 8
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 5 8
職務のため出席した者の職氏名	1 5 8
開議の宣告	1 5 9
議事日程の報告	1 5 9
議案第 1 8 号の質疑、討論、採決	1 5 9
議案第 1 9 号の質疑、討論、採決	1 6 3
議案第 2 0 号の質疑、討論、採決	1 6 4
議案第 2 1 号の質疑、討論、採決	1 6 4
議案第 2 2 号の質疑、討論、採決	1 6 5
議案第 2 3 号の質疑、討論、採決	1 6 5
議案第 2 4 号の質疑、討論、採決	1 6 6
議案第 2 5 号の質疑、討論、採決	1 6 6
議案第 2 6 号の質疑、討論、採決	1 6 7
議案第 2 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 7
議案第 2 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 7
議案第 2 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 9
議案第 3 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 0
議案第 3 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 1
議案第 3 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 2
議案第 3 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 3
議案第 3 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 4
議案第 3 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 6
議案第 3 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 7
議案第 3 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 8
議案第 3 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 9
議案第 3 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9 0
議案第 4 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9 2

議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	193
陳情審査報告	194
閉会中の委員会継続審査申出	198
閉会の宣告	200

9 月 定 例 村 議 会

(第 1 号)

令和元年9月天栄村議会定例会

議事日程（第1号）

令和元年9月9日（月曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 陳情の付託
- 日程第 5 例月出納検査の結果
- 日程第 6 村長行政報告
- 日程第 7 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大須賀 溪	仁 君	4番	服 部	晃 君
5番	小 山 克	彦 君	6番	揚 妻 一	男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田 喜	八 君
9番	後 藤	修 君	10番	廣 瀬 和	吉 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田 勝 幸 君	副 村 長	森 茂 君
教 育 長	久 保 直 紀 君	参 事 兼 総 務 課 長	揚 妻 浩 之 君
企 画 政 策 課 長	北 畠 さ つ き 君	税 務 課 長	塚 目 弘 昭 君
住 民 福 祉 課 長	熊 田 典 子 君	産 業 課 長	黒 澤 伸 一 君

建設課長	内	山	晴	路	君	参事兼 会管理計 者	清	浄	精	司	君
湯支所本 長	星		裕	治	君	学校教 育長	櫻	井	幸	治	君
生涯学習 課長	関	根	文	則	君						

職務のため出席した者の職氏名

議事 局長	小	山	富	美	夫	書	記	星		千	尋
書	記	大	須	賀	久	美					

◎開会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） おはようございます。

本日は、公私ともにご多忙のところ、令和元年9月天栄村議会定例会にご参集いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、令和元年9月天栄村議会定例会は成立いたしました。

ただいまから令和元年9月天栄村議会定例会を開会します。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（廣瀬和吉君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告を申し上げます。

本定例会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（廣瀬和吉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

6番 揚 妻 一 男 君

7番 渡 部 勉 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（廣瀬和吉君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、小山克彦君。

〔議会運営委員会委員長 小山克彦君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小山克彦君） おはようございます。

本定例会についての会期の報告を申し上げます。

去る9月2日午後1時30分より議会運営委員会を開催いたし、令和元年9月天栄村議会定例会の会期について審議をいたしました結果、本定例会の会期は9月9日より17日までの9日間と決定を見ましたので、議長よりお諮りを願います。

議会運営委員会委員長、小山克彦。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長、小山克彦君から報告がありましたとおり、本日より9月17日までの9日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月17日までの9日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（廣瀬和吉君） 日程第3、諸般の報告について。

閉会中の議会庶務報告については、皆さんのお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了承願います。

◎陳情の付託

○議長（廣瀬和吉君） 日程第4、陳情の付託について。

本日までに受理した陳情は2件で、皆さんのお手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

なお、これにつきましては、所管の総務常任委員会に付託しましたので、報告します。

◎例月出納検査の結果

○議長（廣瀬和吉君） 日程第5、例月出納検査の結果について。

例月出納検査の結果については、皆さんのお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了承願います。

◎村長行政報告

○議長（廣瀬和吉君） 日程第6、村長行政報告。

村長より令和元年9月定例会における行政報告の申し出がありました。これを許します。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） おはようございます。

本日ここに、令和元年天栄村議会9月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

初めに、私ごとで大変恐縮でございますが、9月1日に執行されました天栄村長選挙におきまして、無投票当選の栄に浴し、9月27日から3期目の村政を担うこととなりました。ここに改めて、その職責の重さを深く受けとめるとともに、身の引き締まる思いを強くしたところであります。

振り返りますと、平成23年に村長に就任し、東日本大震災からの復旧・復興を初め、子育て支援、教育の充実、少子高齢化・人口減少対策、防災対策、風評払拭や産業振興など、さまざまな事業に取り組んでまいりました。

おかげさまをもちまして、震災による被害の復旧や除染作業の完了を見ることができたほか、子どもたちの安全な運動施設や防災施設の充実、将来を担う子どもたちの夢を後押しする事業などを進めることができましたこと、改めて感謝申し上げます。

3期目に当たりましては、「自然と共に 人・未来を創造する村 てんえい」を目標に、引き続き村民の皆様との協働によって、先人から受け継いださまざまな地域資源を生かした特色ある村づくり、そして、子どもたちが夢を、若者が希望を、高齢者が生きがいを持てる村づくりに全身全霊で取り組む決意であります。

どうぞ、議員各位におかれましては、今後も格別のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会におきましては、報告1件、議案41件をご審議いただくわけではありますが、議案の説明に先立ち、6月定例会以降の行政運営の状況につきましてご報告申し上げます。

まず、防災関係につきましては、6月26日、第2回駐在員会議を開催し、水害・土砂災害の防災情報の伝え方が5段階の警戒レベルとなったことや、村の防災マップの改訂について説明を行うとともに、警戒レベルや避難所を示したチラシと防災マップの改訂版を各世帯へ配布し、自らの命は自らで守るという防災への意識高揚を図ったところであります。

次に、地方創生関係につきましては、7月17日に開催した地方創生有識者会議において、昨年度の実施状況や本年度のスケジュールなどをご承認いただき、現在、第2期総合戦略を改定するに当たってのアンケート調査の実施や、職員による庁内プロジェクトチームの設置など、戦略の改定に向けた動きが本格化したところであります。

次に、関係人口の創出関係では、7月13日、14日に湯本地区で関係人口ツアーを実施し、首都圏の大学生など15名が伝統ある馬頭観音祭への参加や共同浴場の清掃を行うなど地域の方々と交流を深め、自然の豊かさや魅力を感じていただいたところであります。今後も地域

と継続的なつながりを持つ機会やきっかけを提供する取り組みを実施してまいります。

次に、こども未来応援事業につきましては、小・中学生73名の応募の中から、「警察官」、「図書館司書」、「あめ細工職人」、「天文学者」など、11件が採択となり、先月から須賀川警察署や福島県立図書館を初め、多くの方々のご協力のもと、職場見学や作業の体験など、それぞれの夢の実現に向けた支援を行っているところであります。

次に、放射線の健康管理対策につきましては、ホールボディカウンター車による内部被ばく検査を8月17日から20日まで、バッチ式積算線量計による外部被ばく検査を7月から8月末まで実施し、それぞれ希望者26名及び92名が受検したところであります。今後、検査結果の判定や健康への影響評価を専門機関に依頼し、住民の不安解消に努めてまいります。

次に、健康づくり事業につきましては、本年度初めて、乳がん、子宮頸がん、骨粗鬆症検診を婦人科総合検診として、6月3日と21日に実施したところ、昨年度を36名上回る、延べ304名の女性が受診されました。この検診で要精検となられた方には、専門病院での精密検査を勧奨し、集団検診の未受診者に対しましては、医療機関での施設検診を勧めているところであります。

また、5月の住民総合健診の結果に基づき、7月1日から4日まで68名の方に保健師による保健指導を実施いたしました。

さらに、8月上旬には、人工透析等の重い合併症を引き起こすおそれのある糖尿病性腎症の早期発見のため本年度新たに追加した尿中微量アルブミン検査の結果から、リスクの高い45名の方を対象に、かかりつけ医と連携しながら、保健師や栄養士による個別指導を実施いたしました。

また、8月29日には「糖尿病性腎症予防講座」を開催し、重症化予防のための生活習慣改善指導を重点的に取り組んでいるところであります。

今後も、村民自らの健康意識の高揚を図り、継続的な健康づくりを推進してまいります。

次に、子育て支援につきましては、6月16日に体操競技選手でオリンピック金メダリストの内村航平選手の母、内村周子さんを講師に招き、子どもの才能の伸ばし方について、子育て講演会を開催いたしました。講演会には、多くの村民の方々が参加され、内村さんご自身の経験を踏まえた話をし、子育ての参考にさせていただいたところであります。

次に、福祉関係につきましては、介護予防を強化するため昨年度より実施している自立支援型地域ケア会議の内容充実と効果促進を図っているところであります。この会議では、要介護認定者の介護サービスを計画するケアマネジャーが出す事例に対し、リハビリテーションの専門職である理学療法士など、専門的視点から助言をしており、この会議を充実することで介護サービス利用者の体力や生活力の向上が図られることはもとより、ケアマネジャーの技術や考え方の質を高める効果が期待できるものであります。

また、昨年度から引き続き、地域の高齢者の自主サロンの立ち上げや継続を支援し、関係者との連携のもと進めております。現在、全5地区で約70名の参加する自主サロンが月に一、二回定期的にも実施されており、体操などで体を動かすことが中心のサロンや、折り紙・塗り絵などの制作作業を茶話会とともに実施しているサロンなど、各サロンでそれぞれ特色が出てきております。

高齢者の皆様が身近なところを拠点とし、自らの意思により、地域の仲間たちとともに健康づくりや閉じこもり防止に励むことは、元気な天栄村を後押ししていくものであり、今後も継続した展開ができるよう、各サロンの特色や地域性、参加者のニーズなどをくみ取りながら一層支援してまいります。

また、9月14日には、高齢者の皆様の長寿を祝う「令和元年度敬老会」を村体育館で開催することとしております。議員各位におかれましても、ご臨席を賜り、今日の社会を築き上げてこられた皆様をお祝いいただきますようお願いいたします。

次に、景観の美化や環境意識の高揚を図るため毎年実施している「環境美化コンクール」につきましては、先月審査を行い、花いっぱい部門では上松本行政区が、施設部門では児渡行政区が最優秀賞に選ばれました。今年の花いっぱい部門では、随所に創意工夫も見られ、地域一体となった取り組みが感じられたところであります。

次に、本年度の主要4税目の課税状況につきましては、対前年比で個人住民税が2.5%の減、固定資産税が2.4%の増、軽自動車税が2.9%の増、国民健康保険税が4.6%の増、また、収税につきましては、督促状や催告書による新規滞納者の発生防止、さらには、電話催告や臨戸訪問、納税相談などによる滞納額の圧縮に努めた結果、収納率が全税目において前年度を上回り、収納額も約100万円の増となったところであります。特に住民税については、3年連続6回目の個人県民税優良市町村となり、先般、知事感謝状が授与されたところであります。

次に、国土調査につきましては、湯本第24地区が登記完了となり、新規地区の牧本第26地区については、地元説明会を開催し、近々、一筆地測量に着手することとしております。

次に、農業関係につきましては、例年にない長雨と日照不足の影響で、水稻や園芸作物の生育にも影響を及ぼしたところでありますが、県やJAと連携し、農家に対する注意喚起、薬剤散布や病虫害防除に関する情報提供等を行い、農作物への影響を最小限に抑えるよう努めたところであります。幸い、8月以降は気候も回復し、水稻などの生育状況についても例年並みに回復しつつありますが、今後についても刈り取り適期などの情報提供に努めてまいります。

令和元年産米の放射性物質全量全袋検査につきましては、8月27日に開催された須賀川岩瀬恵み安全対策協議会総会において実施方法などが決定され、現在、検査の円滑な実施に向

け、準備を進めているところであります。

園芸作物につきましては、須賀川・岩瀬地方の主力品目であるキュウリ、ナス、インゲンの本格出荷を迎える6月下旬から7月にかけて、横浜及び大阪の卸売市場において、管内の市町村長とJA夢みなみ役員による農産物トップセールスを実施し、農産物の安全・安心、良食味に対する理解促進を図ったところであります。

中山間地域等直接支払交付金事業及び多面的機能支払交付金事業につきましては、各地区とも耕作放棄地の発生防止や、水路、農道など農業用施設の適切な維持管理を実施しているところであります。

鳥獣被害防止対策につきましては、引き続きわなによる捕獲や電気柵の設置を進めており、8月までの捕獲頭数はツキノワグマ10頭、イノシシ90頭、ニホンジカ5頭となっており、特にイノシシについては昨年の同時期より37頭多く、増加傾向にあることから、電気柵の購入補助制度についても一部補助額の拡充を図ったところであります。

次に、商工観光関係につきましては、7月14日に東京グリーンパレスにおいて議員各位にもご臨席をいただき、関東地方天栄村人会が盛大に開催されました。今回の総会においては、会の名称をより親しみやすい「関東天栄ふるさと会」に変更することが決定されたところであり、今後より多くの村出身の皆様と情報交換の場となることを期待しているところであります。

また、7月20日には、12回目となる、なつの天栄羽鳥湖高原ウオークが開催され、約1,200名の参加者に、さわやかな羽鳥湖高原を楽しんでいただくとともに、ヤーコンカレーや田舎汁など、村特産品の味を満喫していただきました。

次に、企業誘致につきましては、8月21日に東京の帝国ホテルで開催された福島県企業立地セミナーにおいて、ハイテク大山工業団地のPRを行うとともに、昨年実施した企業の立地計画などを把握するためのアンケート調査の結果から抽出した企業訪問を実施して、工業団地のセールスに努めているところであります。

次に、除染土壌などの仮置場につきましては、中郷地区の搬出が完了し、現在、高トヤ地区の搬出を実施しているところであります。今後は、土橋久保地区、小川地区及び上松本地区の搬出に着手することとしております。

また、搬出が完了した中屋敷地区及び下松本地区につきましては、原状回復工事の発注に向け、準備を進めているところであり、南沢地区及び太多郎地区仮置場につきましては、現在、地権者と原状回復の協議を進めているところであります。

次に、交付金事業につきましては、特定防衛施設調整交付金事業の塩平柏山線改良舗装工事を7月に着工、社会資本整備総合交付金事業では、中小川橋及び布引4号橋・母子沢橋橋梁補修設計業務を6月に着手し、それぞれ早期完成に努めているところであります。

次に、上水道事業につきましては、飯豊地内の管路舗装復旧工事が完了し、現在、京谷原地内の水道管布設がえ工事及び県道十日市・矢吹線の管路舗装復旧工事の準備を進めているところであります。

次に、学校教育関係につきましては、6月21日に、幼・小・中学校合同引き渡し訓練を天栄幼稚園、広戸・大里・牧本小学校、天栄中学校を対象に実施いたしました。この訓練は、児童・生徒はもとより、保護者や地域の方々の防災意識を高めることで、命を守る取り組みの一つとして大切な訓練であるため、今後も引き続き取り組んでまいります。

また、8月23日には、つなぐ教育推進事業の一環として、公営塾サマースクールてんえいを実施いたしました。本年度は、小学6年生に加え、新たに小学5年生も対象として、湯本地区の豊かな自然や歴史、そこに住む人と触れ合いながら湯本地区での移動学習を行い、村全体に目を向けることで村を愛する心を養うとともに、交流により円満な人間関係を図ることができました。

子どもたちの活躍では、天栄中学校の特設駅伝部が岩瀬支部中学校駅伝競走大会において男女ともに優勝を果たし、10月4日にいわき市で開催される県大会への出場権を獲得するほか、天栄中学校の生徒が県中学校体育大会陸上競技大会の女子共通800メートルで第4位に入賞し、東北中学校陸上競技大会に出場、天栄中学校テニス部男子が団体の部において、東北中学生テニス選手権大会に出場、同じくサッカー部が県中学校体育大会において第3位に入賞、また、吹奏楽部がTBC・TUFこども音楽コンクール会津地区大会において優秀賞を受賞し、10月13日、14日に郡山市民文化センターで開催される東北大会への出場権を獲得、岩瀬地区英語弁論大会においては、暗唱部門で天栄中学校の生徒が第1位に入賞し、県大会への出場権を獲得、湯本中学校生徒が第7位に入賞、創作部門では、天栄中学校生徒が第2位に入賞するなど、すばらしい成績を成し遂げました。

また、村内小学校親善水泳大会は、7月26日に、広戸小学校において実施し、小学4年生から6年生の児童が、日ごろの練習の成果を発揮しようと一生懸命泳ぎ、新記録も誕生した大会となったところであります。

幼稚園につきましては、7月12日に湯本幼稚園で保育・給食参観を、天栄幼稚園では年長児と保護者が参加しての夕涼み会を実施し、親子で一緒にゲームや制作を通じたかかわりや触れ合いを大切にした行事となりました。

また、学校給食センター改築工事におきましては、6月21日に、議長、副議長、総務常任委員会委員の皆様のご出席のもと、起工式を執り行い、工事の無事を祈願いたしました。なお、工事の進捗につきましては、本年度の完成に向けて現在順調に進んでいる状況であります。

次に、生涯学習につきましては、歴史学び教室を6月6日、20日、23日の3日間にわたっ

て開催し、各小学校の6年生に村内の県・村指定文化財を実際に見学していただきました。当日は、村文化財保護審議会委員の方々に説明をいただきながら史跡を回り、本年度は鳳坂トンネル工事の見学も行い、愛村心を育むふるさと教育の実践に努めたところであります。

7月6日には、早稲田大学国際教養学部の学生を天栄中学校に招き、つなぐ英語教育推進事業を実施いたしました。当日は、学生と天栄中学校の生徒が各グループに分かれて英語での言葉遊びなどで和んだ後に、学生のディスカッションやプレゼンテーションなど、外国から来ている留学生の実体験を聞き、覚えてたの日本語を使いながら説明する姿などを見て、チャレンジする大切さや一歩踏み出す勇氣などを学んだところであります。ふるさとを離れて勉学に励む姿は、本村の中学生にも大変よい刺激となったものと思います。

また、7月17日には、天栄村青少年育成村民会議の主催による救急救命講習会を開催いたしました。当日は、各学校の教師や子ども教室の安全管理員の方々が、子どもたちの水難事故や地域の高齢者への対処など、さまざまな場面を想定し、万一の場合に備えて、AEDの使用方法などを学んだところであります。

7月20日から8月21日の夏休み期間には、山村開発センターにおいて、てんえい夏休み子ども教室を開設したところ、55名の児童が参加し、英語でのDVD鑑賞や読書活動、芝生広場での水遊びなどのほか、本年度は卓球愛好会とミニテニスクラブの方々の協力により、卓球とソフトテニスの体験をプログラムに取り入れ、会員の方々と交流を図るなど、安全管理員、活動指導員のもと、地元に着したさまざまな体験活動を行い、安全・安心に過ごすことができました。

8月15日には、生涯学習センターにおいて、議員各位にもご臨席をいただき、52名の新成人と34名の小学4年生を招き、成人式、2分の1成人式を挙行いたしました。成人者は、懐かしい旧友との再会に心を躍らせ、式の中では激励や夢に向かうことの大切さなどの数々のエールをいただき、改めて自分の進む道を確認し、自身の未来に思いを馳せていたものと思います。

次に、地域の活性化を進めるため、7月25日に株式会社シンミドウと地域活性化包括連携協定を締結いたしました。今後、同社が運営するNPO法人所属の大学生を村内に迎え、さまざまな交流事業を展開することとしております。

続きまして、本定例会に提案いたしました報告1件、議案41件の大要についてご説明申し上げます。

報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告につきましては、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものであります。

議案第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、委員1名の任期が11月24日をもって満了となるところから、委員を任命するに当たり、議会の同意を求

めるものであります。

議案第2号 天栄村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、住民基本台帳法施行令等の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第3号 天栄村特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第4号 天栄村大山地区排水処理施設設置条例の一部を改正する条例の制定から議案第10号 天栄村二岐専用水道条例の一部を改正する条例の制定までの7議案につきましては、いずれも消費税率の改正に伴い、料金を改定するものであります。

議案第11号 工事請負契約の一部変更につきましては、今坂地区仮置場原形復旧工事請負契約の一部を変更するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第12号 平成30年度天栄村一般会計決算認定から議案第26号 平成30年度天栄村水道事業会計決算認定までの15議案につきましては、一般会計及び13の特別会計並びに水道事業会計の決算認定をお願いするものであります。

平成30年度決算の概要ですが、一般会計につきましては、歳入総額51億1,112万8,000円、前年度比1.6%の減、歳出総額49億2,825万8,000円、前年度比0.9%の増となり、形式収支は1億8,287万円、翌年度繰り越し財源を差し引いた実質収支は1億5,193万3,000円となったところであります。

特別会計につきましては、13の特別会計の合計で、歳入総額18億4,805万6,000円、前年度比10.4%の減、歳出総額17億4,325万9,000円、前年度比10.1%の減、実質収支は1億479万7,000円、前年度比15.4%の減となったところであります。

水道事業会計の収益的収支においては、収入総額1億4,445万円、支出総額1億3,225万3,000円、収支差額1,219万7,000円、資本的収支においては、収入総額1億2,559万円、支出総額1億6,284万4,000円、収支不足額は、過年度損益勘定留保資金3,262万3,000円及び当年度消費税資本的収支調整額463万1,000円で補填しております。

議案第27号 令和元年度天栄村一般会計補正予算につきましては、歳入においては、繰越金の確定、10月からの幼児教育・保育の無償化に伴う補助金、多面的機能支払交付金など、歳出においては、学校給食センター整備に伴う施設備品の購入、幼稚園給食費の無償化、火災警報器設置補助金の拡充など、1億6,214万2,000円を追加補正するものであります。

議案第28号 令和元年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算から議案第40号 令和元年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算までの13議案につきましては、いずれも繰越金の確定に伴う補正であります。

国民健康保険特別会計の事業勘定は4,292万7,000円、診療施設勘定は342万2,000円をそれぞれ追加、牧本財産区特別会計及び大里財産区特別会計は歳入予算の組み替え、湯本財産区特別会計は7,000円、工業用地取得造成事業特別会計は88万8,000円、大山地区排水処理施設事業特別会計は39万5,000円、農業集落排水事業特別会計は588万2,000円をそれぞれ追加、二岐専用水道特別会計は5,000円を減額、簡易水道事業特別会計は46万5,000円、簡易排水処理施設特別会計は58万8,000円、介護保険特別会計は2,111万5,000円、風力発電事業特別会計は421万3,000円、後期高齢者医療特別会計は35万1,000円をそれぞれ追加補正するものがあります。

議案第41号 令和元年度天栄村水道事業会計補正予算につきましては、郡山矢吹線舗装本復旧工事に伴い、資本的収入及び支出のうちで支出を1,550万円追加補正するものであります。

以上、行政報告並びに提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

令和元年9月9日、天栄村長、添田勝幸。

○議長（廣瀬和吉君） 日程の途中ですが、ここで暫時休議いたします。

10時50分まで休みます。

(午前10時37分)

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前10時50分)

◎一般質問

○議長（廣瀬和吉君） 日程第7、一般質問を行います。

天栄村議会会議規則第61条第2項の規定に基づき、一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

今定例会における一般質問者は4名です。

質問は、最初に9番、後藤修君、次に7番、渡部勉君、次に3番、大須賀溪仁君、次に4番、服部晃君の順によって行います。

質問者の質問の持ち時間は、1人40分で行います。執行者の方は、事前に一般質問の通告が出されておりますので、答弁については的確にお答え願います。

◇ 後 藤 修 君

○議長（廣瀬和吉君） 初めに、9番、後藤修君の一般質問の発言を許します。

9番、後藤修君。

[9番 後藤 修君質問席登壇]

○9番（後藤 修君） 村議会会議規則61条に基づきまして、一般質問を通告しておりますので、2つの事項について、順次質問をいたします。

1つ目の質問、選挙公約と新しい村づくりについて。

添田村長には、3期目の当選、誠におめでとうございます。改めてお祝いを申し上げます。

今回は対立候補のいない無競争での選挙でしたが、このことは添田村長の個人的な人間性とこれまでの8年間の実績が評価されたものと思います。これからの4年間も村のかじ取りを託すということであり、またその責任も一層重大かと思えます。

そこで、選挙公約と新時代にふさわしい新しい村づくりの考えを伺いたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

このたびの村長選挙におきましては、無投票により3選を果たすことができましたのも議員の皆様を初め、多くの村民の皆様からのご支援、ご協力によるものであり、改めまして深く感謝を申し上げます。

3期目に当たりましては、「村民が主役。みんなで未来に続くふるさと・天栄村をつくろう」をスローガンに、「安全安心の環境づくり」、「心と体の健康づくり」、「少子化と人口減少に対応」、「高齢者・障がい者への支援」、「教育の充実」、「地域を活かした産業づくり」、「持続できる村づくり」の7つを重点課題に掲げ、引き続き村民の皆様との協働によって、全ての世代が夢や希望、生きがいを持てる村づくりに取り組んでまいりますので、議員の皆様のご支援とご協力を切にお願い申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 今回の村長選に対しては、対抗する人がいなかったわけですが、今回3度目の当選証書を受けまして、改めてその重みを感じ、村民に対してはどのような思いを持って、これから進めていくのか、その所存をお聞かせください。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

今も申し上げたとおり、この7つの施策を掲げながら、村民の皆様が安心して暮らせる村づくり、そして、今住んでいる方々が、天栄村に住んでよかった、生まれてよかったと思えるような村づくりをしっかりと築いてまいりたいと、また心新たにその責任の重さをひしひしと感じて、そしてまた村民の皆様幸せを感じてもらえるような村づくりをしっかりと努

めてまいりたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 挨拶にも村長は述べられておりますが、この冊子にもきちんとその7つの項目は入っております。それを先ほどから村長は述べておるわけでございますが、これによりますと、ほとんど村の事業は網羅されておるかと思えます。

それで、もう少し掘り下げて具体的に1つ、2つ聞きたいと思うんですが、震災から約8年半が過ぎます。村長になった当時から8年間は丸々、復旧・復興に携わって力を注いできたのではないかと思います。それで今のところ原形復旧や、それから風評被害払拭等々にはまだまだ完成には至っておれなくて、道半ばであろうかと思えます。それで今度その震災の復興から、今度村の前進を進めていくというような思いでいかなければならないと思えます。その思いについては、どのように考えるかお聞かせください。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

復興もまだまだ道半ばではございますが、今、本当に目先の中である課題については、少子高齢化、人口減少が大きな課題と捉えております。こちらについても、この少子化については、この天栄村の未来を担う子どもたちがいなければ、次に続く村がしっかりと構築できませんので、子ども、若者のしっかりと育成するもの、そして、これまで婚活事業等進めてきておりましたが、この婚活パーティー等なかなかカップリングはできて結婚まで至らないというようなこともございますので、こちらにつきましては、前にも申し上げたことがあるかと思えますが、この世話やき人、そういう方々に手厚く協力をいただきながら登録をしていただいて、確実なこの結婚まで結びつけさせていきたいということと、少子化の中で今いろいろと今後の学校のあり方等、こういったものも早急に検討し方向づけをしていかなくちやならないと思えます。

そしてまた、移住定住もこれまでいろいろと施策を練ってきましたが、さらにこの飛躍をさせるような取り組みもしてまいりたいと考えております。

また、基幹産業であります農業、観光につきまして、こちらについても、この後継者の問題が多々ございますので、そういった後継者の支援、または新たなこの農業政策、観光の誘致など、できるものを各団体・協会の方々としっかりと連携をしながら発展をさせてまいりたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 具体的に少しずつ聞きたいなと思ったんですが、今、村長の答弁の中で、農業政策について触れたので、農業についてももう少し聞きたいと思うんですが、やはり

村のこの「地域を活かした産業づくり」という項目の中で、農業振興についても言っておるわけでございますけれども、この農業がやはり農家、農民が元気でないと、村も元気にならないという思いであります。そこで、なかなか農業の行く末が大変心配されるわけでございますが、トップセールスに何回か行ったというような先ほどの挨拶文にもございましたが、そのトップセールスの中身が我々では、その行ってこういうことをやって、風評払拭とか安全・安心をPRするとかということはやっているようなんですが、中身、全体はどのようにして、どういうふうにして、都会の方に訴えているのか。そしてその効果はどのように反映できているのか。農家、農民に対して、その行ってきた状況がこういうことだよと、ですから、こういうふうに進めたほうが農業としてはいいんじゃないかとかというような反映できる部分があるのでしょうか。それから、向こうの方のそのトップセールスに行ったときの反応、反響はどのようなものなのか。具体的な中身、なかなか我々は報道でしかわかりませんので、中身をお聞かせください。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

トップセールスにつきましては、東京は大田市場を中心に首都圏の市場関係、市場関係を回りまして、管内の首長、今はこの夢みなみになったものですから、その地域の首長、村長とJAの組合長を初め、関係者の皆様と、朝、市場に行きまして、仲買人の皆様に初め、市場関係者の皆様に集まりをいただいて、特にこの野菜のカシュウキュウリ、トマト、インゲン、ブロッコリー等々も含めて、この安全・安心というようなのを第一にPRをしながら、新鮮さ、おいしさ、そういうものをやって、あとはその中で試食も仲買人の方々にしていただいて、野菜の安全・安心はもとより、そのおいしさをPRさせていただきました。その後、大阪もそうなんですが、近くのスーパー等々に回りまして、その中でこの野菜の試食販売、あとは米のサンプリングというか配布をさせていただいて、その風評払拭につなげてきたところでございます。

震災後、まだJAすかがわ岩瀬の中では、まだまだ市場の仲買人の方からも抵抗が実際ございました。その後、やっぱりおいしさ、品質のよさをPRしていく中で、仲買人さんの方からやっぱり聞いた中では、まだ一部の中で抵抗がある方、そういう方もいますので、なかなかPRもしづらい。ただ、もう安全・安心で、福島のもは逆に安全・安心でおいしいですよという評価もいただきながら、毎年それを継続してくることによって、もういつまでも安全ですよという話よりも、新鮮さ、この味のよさ、そういったものをPRしてください。今年も私、大阪に行きまして、大阪の万代スーパーというようなところで、私も販売促進、あとPRというようなことで、はっぴを着まして野菜のPRをさせていただいて、もう

全く誰も抵抗もなく試食もしていただけるような状況になってまいりました。

しかしながら、この米につきましては、私もスーパーに行くと、お米の陳列棚を見てくるんですが、東北6県の米の中で福島のはやっぱり置いていないというのが現状でございます。こちらについても少しずつご理解のいただけるのところ、そういったところで、米のサンプリングをしたり、試食というようなことを行ってまいったところでございますが、まだまだお米と牛肉に関しては、根強い風評が残っていると。野菜については、もうそういうものは、私は行ってきて、ここ二、三年感じているのは、抵抗はなく皆さんが買い求めてきていただいている。これまでPR、県でもテレビを使った宣伝なんかもしながらやってきた成果が上がってきていると感じております。

また、お米についても、この食味コンクール国際大会において、9年連続金賞ですよというお話をさせていただくと、全然抵抗なくやっぱり来ていただける方、お酒も同じなんですが、全国の新酒鑑評会で金賞を受賞したお酒というようなことであれば、それほど私らもこれまで行って、何の嫌がられることもなく批判も受けることもなくきているというようなことで、新たなブランド化を図ることが風評払拭につながるし、今後もそういう品質のよさ、良食味、安全・安心というのはもとよりですが、そういったものをまたPRしていくことが販売促進につながるものだなと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 村をつかさどっている村長としては、頭が痛いところだかと思えますが、やはり農業政策は同じ天栄村のいろいろな産業のうちでも一番重要かと思えます。観光も大事です。商工業のやっぱり振興も大事です。それから、教育も福祉関係も当然それは全てこれといって大丈夫ではないというような項目は一つもないと思えます。しかし、やはり天栄村の発展そのものをやっぱり支えているのは農業ではないかと思うんですね。ですから、農業者が今後、農業を努めてずっとやっていくのに、心配ないから農業をやっていくんだというような意気込みでやれるような政策を今後ともやはりやってほしいなど。村長にはぜひその点をお願いしておきたいと思えます。

それから人口減少、一番やはり村では大変なことかと思えます。村の人口もついに5,200人台になりましたね。この状況からいたしますと、村長が3期目任期中に5,000人を割るのではないかとというようなことが危惧されます。やはり人口減少はこれからの政策の永遠のテーマではないかと思えます。

そこで、減らない政策ができれば、これは一番いいことなんですが、企画政策課を中心にいろいろと取り組みは行っておるようなわけでございますが、減らさないのを幾らかでもペースを抑制するというような政策をやはりやっていくべきじゃないかと思えますが、どのようなことをやって、これから抑制、減るペースを抑えていくかというようなことを考えてい

ますか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

自然減については、なかなかその対応策というのは大変難しいんですが、健康長寿の村づくりというようなことで、高齢者の皆さんは生きがいを持って生き生きと暮らせるというようなことで、介護予防であるとかのさまざまな、先ほども行政報告の中で述べさせていただきましたが、地域サロンというようなことの取り組みもしながら、健康長寿の村づくり、あとはまずは村民の皆さんがやっぱり健康であること。健診等もある程度やれるものは村で健診をして、早期発見、早期治療というようなことで進めております。一番には、健康にいいのはやっぱり歩くこと、ウォーキングというようなことで、県と連動しながらそのポイントを使いながら、皆様にウォーキングをやっていただくというような健康づくりもしております。

またあと今、議員はちょっとお聞きしたいのは、社会減少というようなことで、昨年度はこれまでずっと流出が続いていたのが、流入のほうが上回ったというような状況がありましたので、こちらについては首都圏からも天栄村に移住したいと、住むところがあればというお話もいただいておりますので、こちらの対応策、民間の活力を得て、アパートの建築等々も行ってまいりました。また、空き家も実際増えてきておりますので、空き家のバンク等も設けながら移住定住も進めております。

あとまた、天栄村に宅地造成というようなことで、なかなか大規模なものではできませんので、小規模なもので何かいい国の助成金、補助金等があれば、天栄村に進出している企業と連携しながら、この移住定住に結びつけたいというようなことで今いろいろと模索はしているところでございます。そういう中で、最近この功をなしてきたのは、長男は後継ぎで残っておりますが、次男、三男、例えば長女、次女であるとかそういう方も家を建てたいという方が、この天栄村では住宅の補助があるというようなことで、村内に建てればそういう住宅の助成金等も使えますので、そういう方々が今あいている土地を見つけて住んでいる。あとは、両親の家の近くの中で土地を見つけて、家を建てて住んでいただいているというような状況も出てきておりますので、そういう政策をしっかりと行ってまいりたいと考えておると、先ほども申したように独身者が多いと。こちらについても、しっかり結婚ができるような体制づくりを整えてまいりたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 流入人口が流出人口を上回ったと言っていますが、具体的なその内容は言わないんですが、どういう形でその入人が多くなったんですか。天栄村にやはり住み

たい、戻ってきたい、学校を卒業してから天栄村で生活したいというのには、やはり勤める場所、それから住む場所がなければなかなか来てくれないと思います。ですから、今、学歴社会で高学歴を求めて、都会に出て行って勉強して卒業したけれども、やはり天栄村で勤める場所がその学歴に見合ったところがなかなかないから戻ってこないという一面もあるかと思えます。そういう子どもたちに対して、やはり何らかの支援策をして天栄村に戻ってきませんか。役場に入ってもらうのもこれも結構だと思いますし、優秀な企業をもっと勧誘して、そして大学出たり高校出たりして都会に行った子どもたちが、ぜひ天栄村で生活して勤めたいというような方向性を打ち出してあげれば、幾らかでも人口減少の抑制にはつながるんではないかと思えますが、その点はどのように考えますか。考えられないですか。やはり子どもたちが都会に出て行って高学歴を求めて行っても、戻ってこない子どもがいれば、その分だけやはり少なくなるわけですから、そういう子どもたちだけでも戻ってきってもらうような政策をぜひ打ち出してほしいなというような気もするんですが、どうでしょうか、そういう考えは。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

議員がおっしゃるやっぱり懸念も、私も承知をしておりますので、一番はやっぱり働く場というような中で、これまでも企業誘致も進めております。ただ、今後は一市町村だけではなかなか大きな企業も誘致できないというような状況もございますので、郡山を中心とした広域連携の中核都市圏というものを今、構築しまして、もう少し大きな視野でこのIターン、Uターン、それに進めてまいりましょうというようなことをやっております。一緒に連携して進めていくこと、そして今、高学歴で高校から大学に行った子どもさんたちにも、この近隣にもすばらしい企業があるというようなことも周知させていくことも重要なことかと思っております。

これまで私もいろいろとお話をさせていただいた中で、郡山にもこの鏡石も含めて天栄村にも当然優良な企業もございますので、そういう情報をしっかり伝えて、将来的に働く場があるというようなことを周知しながら、大学も出てからでも戻ってこられるような環境づくり、情報発信は努めてまいりたいと考えておりますし、この村にも優良な企業が来ていただけるような取り組みもアンケート調査をしながら、その中で5社ほど進出してもいいというような企業も出てきておりますので、何件か今、担当課長も含めて当たっておりますので、今後も働く場の確保には努めてまいりたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） いろいろ聞きたい面もございますけれども、私の後に同僚議員がやは

り同じような質問、関連する質問される方がございますので、この点については、あとお任せすることにして、村長にはこれから任期中にやはり震災からとにかく復興の期間を過ぎて、それから前進する、発展する、やはり村の時期だと思っておりますので、その点をよく含めておいて、そして住民の負託に応えるように頑張ってくださいようお願いしたいと思います。

1つ目の質問は以上で終わります。

2つ目の事項について。

子どものいじめや虐待の実態は。

先般、新聞やテレビ等のメディアにおいて、家庭での子どもへの痛ましい虐待の報道がたびたびされてきました。将来あるかわいい子どもの命を大事にしない大人がいることが非常に残念で、その行動に私は理解ができません。このような事案が村内にはないのでしょうか。また、学校でのいじめ等はないのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） お答えいたします。

まず、児童虐待についてであります。過去3年間では、本村における重大かつ早急な対応が必要な身体的虐待の通告はありませんが、擁護相談等の件数は年々増加傾向にあります。これらの通告につきましては、天栄村要保護児童対策地域協議会が中心となり、各関係機関と連携を図り、家庭支援を行っているところでございます。

続いて、子どものいじめについてであります。過去3年間、本村のいじめの認知件数を申し上げますと、平成28年度は小・中学校合わせて4件、平成29年度は47件、平成30年度は76件であります。年を追うごとに認知件数は大幅に増えておりますが、これはちょっとしたからかいや悪口、たたかれたり蹴られたりしたなどの些細な状況でも、いじめとして積極的に認知するようになった結果であります。このことにより、いじめの早期発見、早期解決に向けた各学校での対応がなされるようになり、認知したほとんどの事案は早期にいじめが解消されております。

いずれにいたしましても、いじめや児童虐待等の問題に対する学校の対応については、情報を早急に得ること、一人一人の子どもに寄り添った人間味のある温かな援助や支援をすること、家庭や地域との連携を図り、理解と協力を得て解決していくよう努めていく所存であります。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 学校での公立校のいじめの件数で、ただいま答弁された件数を聞きましたら、びっくりいたしました。このいじめというのは少しのことでも子どもたちの敏感

なやはり気持ちを逆なでするものですから、不登校や、あるいはゆくゆくは自殺にまでつながるかもしれないというような危険がある行為だと思います。いじめの種類については、いろいろあるんですね。殴る蹴るのももちろんいじめですが、それから言葉でいじめる。それから友達から今まで仲よかった仲間から組織から外される、仲間外れにされる。それから個々の学校での状況はわかりませんが、スマートフォンでのいじめが今かなり頻繁に行われて、話題に乗っております。そういうようないろいろないじめの種類等々について、どのようなことがこの件数の中で今、発表された件数の中で、どの項目が殴る蹴る、言葉の暴力、仲間外れにするとか、どの事項に当てはまるような事案があったんですか、少しであっても。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

[学校教育課長 櫻井幸治君登壇]

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

事案の内容ということなんですが、主に冷やかしかとか、からかい、悪口とか嫌な言葉を言われるとか仲間外れとか、そういったことでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 先ほど言いましたように、些細なことであってもやはり敏感な子どもたちの気持ちというのは、大人にはわからない、些細な部分があると思います。それで今、話聞きますと、主に言葉の暴力なようですが、それらに対する対処の仕方はどのように行ったんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

[学校教育課長 櫻井幸治君登壇]

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

対処なんですが、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを学校に派遣するなど、家庭や地域と、あと住民福祉課との連携を図りながら、日常的な情報交換やケース会議等を設けまして、組織を上げて問題解決に取り組んでいるところでございます。また、学校におきましても、全教職員を通しまして積極的な相談活動、児童・生徒、保護者アンケート調査などを行いまして、きめ細やかな指導と支援に努めているところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 不登校につながるようなことはなかったんですか。不登校の子どもたちがいるようなうわさは時々聞くことはございますが、この件数、28、29、3年間の中で不登校になったような子どもは一人もいなかったんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

[学校教育課長 櫻井幸治君登壇]

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

不登校につながったケースは今のところございません。子どもたち一人一人に寄り添った対応をさせていただいておりますので、そういったことはございません。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 安心いたしました。いじめの件数はこれだけあって、大きな不登校等につながった事案はなかったということで、大変やはり先生方、教育委員会、家庭的にそれなりの指導がよかったのかなというような思いはいたします。

それで先ほども聞いたんですが、スマホを持っている、持たせる、持たせない、どのように学校としての対応は、スマホに関してはなっていますか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） 本村では、今のところ教育に自分たちの学校教育、勉強に学習に関係ない、実際は関係してくるかと思うんですけども、そういうものは持ち込ませないというふうなことがあって、今のところスマートフォンは学校に持ち込まないようにさせておりますが、大阪府なんかは持ち込ませてもいいというふうになってきて、ここら辺はまだ今後周りの状況を見て、こちらのほうも検討していきたいというふうには思っておりますが、現実では持ち込ませせておりません。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 学校には持たせない、持ち込ませないというような方針で、大変いいかと思いますが、恐らく子どもたちは家族の中ではスマートフォン相当やっていますから、その中で利用はしているかと思いますが、そこで、その友達同士でいい方向の連絡にとり合うならいいけれども、やはり先ほど言いましたように、スマホで言葉での嫌がらせやいじめをやるというようなことがあると思うんですが、そういうような家庭の中での利用しているというような状況は把握しているんですか。全然家庭の中でも私は子どもたちは絶対卒業するまではスマホを家庭でも利用してはだめだよというような指導までやっておるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） お答えいたします。

申し訳ございません。中学生が今どれだけ、小学生も含めてスマホの所持、親は持っているんですけども、本人がどれだけ持って、自分が使えるかというふうなのは現在、今の段階でお答えちょっと、すみません、明確な数字が出ませんので、申し訳ございません。ただ、スマホの利用の仕方については、本村で行っている、つなぐ教育などのメディアコントロールの講演会を各学校で行っておりまして、あと授業参観の後なんかもスマホの使い方について、学校から指導なんかも含めてメディアについてのスマートフォンの使い方も含めて、指

導、講演会は毎年各学校で行っております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） いじめの問題はいろいろと幅広いといいますか、内容が複雑ですので、今後ともやはり注意深く教育委員会としても見守って行って、こういう子どもたちをやはりいじめめる子どもも出さない、それからいじめられる子どもも出さないというような教育方針を持ってやって行ってほしいなと思います。

それから次に、虐待の事案ですが、先ほどの答弁ですと、ここ3年間、虐待の事案は村内には発生していないということですが、今後とも、今まで出なかったのは結構です、よかったです。ただ新聞、テレビ報道で前に終わったのかと思ったら、今になってまた鹿児島県でその虐待の事案が発表されて話題になっております。やはりなかったから、あと出ないでしょうというような安心感でばかりではいけないと思います。やはり虐待というのは、学校ではいじめでしょうが、家庭の中で親が子どもさんを虐待するというようなことなんでしょうが、今後とも村の中ではそういうような事案を出さないような施策を講じるべきではないかと思うんですが、どのように村としては考えているのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

虐待を出さないようにというご質問ですが、出さないというより早期発見に努めるということで取り組んでまいっております。各乳幼児健診等で少しでも子どもさんの異変に変化があったときに気づけるような体制づくり、乳幼児健診が3歳までに6回ございます。その中で健診終了後に立ち会った医師、看護師、保健師、それから栄養士、保育士、こういった方々で最後に事例検討というものを行いまして、何か気づいたことがあるかどうかというものをテーマに話し合ってください。そこで少しでも支援の必要なお子さんがいたり、ご家庭があったりした場合には、早期に対応するような体制づくりをしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 虐待はやはり家庭的な問題ですから、家庭の中が安定していないというようなことから、子どもたちに八つ当たりするみたいになって、虐待するような方向になるケースもあるんじゃないかと思います。家庭の中のことで、なかなか村側あるいは学校側でもそこまで把握するにはちょっと時間がかかって、そういう事案が出てしまったというようにならないとわからないのかなというようなケースがあるかと思います。ですから、今、課長が答弁したように、少しのことで子どもたちの変化が生じたら、そういうような方向に虐待の方向になるんじゃないかというようなことを想定して、やはり対応策を考

えていってほしいなと思います。

それで、私、勉強不足だと思うんですが、児童相談所、最終的に子どもたちを預けて、そこで相談を受ける。この児童相談所というのは、この近辺にはどこにあるんですか。私、知らないものですから、ちょっとそれでそこに預けたときの子どもさんたちはどのように預かってもらえるのとか内容もわかりましたらお聞かせください。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

この辺ですと、天栄村の管轄になりますと、県中の児童相談所が郡山のほうにございまして、そちらで対応するような形になります。体制ですが、村も通告先に追加されましたので、村のほうに虐待の通告があった場合には、身体的虐待につきましては48時間以内に目視確認をするということで、児童相談所と同じような体制になっております。それで緊急性があるものにつきましては、早急に児童相談所のほうに送致という形をとりまして、児童相談所ともに対応に当たるようになります。緊急性のないものに対しましては、先ほど教育長が答弁しましたとおり、要保護児童対策地域協議会というところで支援の方法を対応していくことになっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 先ほどいじめの中でもちょっと話が出たスクールソーシャルワーカー、天栄村でおりますね。その方は天栄村で今、何名雇っておくんですか。そして、いじめあるいは虐待についてのいろいろなアドバイスをしたり相談を受けたり、もろもろのあれをやってもらおうかと思うんですが、どのような仕事をどのように、いつでもそういう事案があるとは限らないと思いますが、普段は何をやって、そういう事案のときにはどのように対処してくれるのか。その仕事の内容と何名でどのように普通はどこに配属になって、どこにいるのか、その点をお聞かせください。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

スクールソーシャルワーカーの件ですが、こちらの県の委託事業によりまして1名ほど配属となっております。常勤ではなく、週に3日となっております。村内の各小・中学校等に事例があるときは出向くなど相談に乗って問題解決にアドバイスとかそういったものを行っているところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） スクールソーシャルワーカーの仕事であります、もう一人、スクールカウンセラーがおりまして、スクールカウンセラーはいわゆる教育相談を直接行う。心のケアとかカウンセリングをする方なんですけれども、スクールソーシャルワーカーは、例えばいじめでも生徒指導の問題もそうなんですけれども、虐待も、校内のその体制を整備する、あるいは関係についての助言をする仕事と、いわゆる児童相談所とか警察なんか関係機関との連携体制について助言をするというふうなものがスクールソーシャルワーカーで、難しい話なんです、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーというのは全く違うものがございます。それが村には1名います。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） そういたしますと、このワーカーの仕事はいつでも常駐して天栄村にいるというわけではなくて、週3日と言いましたね。週3日といいますと、何らかの問題が生じたときに来てもらう、それとも、そうでなくても定期的に週何曜日と何曜日と何曜日とかに来て、いろいろ話をしてもらう、相談に乗ってもらうというような方向でやっているんですか。どのような形なんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

先ほどのスクールソーシャルワーカーでございますが、週3日、学校のほうに在任しております、週2日につきましては、住民福祉課のほうの保健センターのほうで子育て包括支援センターの相談員として来ていただいております。そこで、学校、家庭、それから住民福祉課との連携の橋渡しをやっていただいているところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 何ですか、そうすると、3日のうち2日は住民福祉課に行くの、3日のうち、3回のうち。そうでなくて、3回は教育委員会で、2回が住民福祉課で合計5回来るわけですか。どっちなんですか。ちょっと今わかりにくかったです。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

週3日、学校のほうで、週2日、住民福祉課のほうで子どもの対応に当たっていただいております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） いろいろわかりました。子どもたちの大事な命でございますので、いじめであっても、虐待であっても、村の中から1件の事案も出さないというような取り組み

方で今後も進めていってほしいと思います。ぜひその点は人口減少にまでつながるような事案があったではどうしようもないですから、その点は重々と申し入れておきたいなと思います。

以上で私の質問は終わります。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君の一般質問は以上で終了します。

ただいま一般質問の途中であります。昼食のため、午後1時30分まで休みます。

(午前11時47分)

○議長（廣瀬和吉君） 午前中に引き続き再開いたします。

(午後 1時30分)

◇ 渡 部 勉 君

○議長（廣瀬和吉君） 次に、7番、渡部勉君の一般質問の発言を許します。

7番、渡部勉君。

[7番 渡部 勉君質問席登壇]

○7番（渡部 勉君） 通告により、一般質問を行います。

まず、1番目、村長3期目に実現すべき課題は。

村長、まずは3期目の当選おめでとうございます。村長もこの先4年いろいろ取り組むべき課題は多くあると思いますが、その中でも重点を置いて実現すべき課題は何か、具体的な事業名を挙げて、5点ほどお答えください。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

3期目に実現すべき課題についてでございますが、1つ目は、少子高齢化と人口減少に対応するための施策を推進し、生きがいを持って安心して暮らせる環境づくり。

2点目は、安心・安全の環境づくりとして、温暖化等の自然環境の変化による災害への備えと防災意識の高揚でございます。

3点目は、教育の充実として、子どもたちが社会を生き抜いていく力、学力・体力・精神力を養うための環境を整えるとともに、子どもたちが自信を持ってさまざまなことにチャレンジできる機会の創出、そして、愛村心を育むためのふるさと教育を進め、次代を担う人材を育成してまいります。

4点目は、地域を活かした産業づくりとして、地場産業である農業、商工観光業の振興発展と担い手の育成に努め、農業においては鳥獣被害対策と風評の払拭、商工観光業において

は地域資源を最大限に生かした体験・交流型観光の創出と企業支援及び企業誘致でございます。

5点目は、持続できる村づくりとして、次の世代に重荷とならないよう知恵を絞り、村民の皆様との協働によって積極的に事業を展開し、また必要に応じ縮小することも考えながら、未来に続くふるさと・天栄をつくることを重点に全力で取り組んでまいります。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 今5点ほどお答えいただきました。

まず1番目の少子高齢化についてということでございますが、いわゆる婚活事業とかいろんな村も施策をしておりますが、この問題は天栄村だけには限らない。全国的にこの傾向は続いていますし、日本も全体がこういう状態であることは皆さん百も承知だと思います。ただ、いま一つこの婚活事業にしても回数を重ねているんですが、実績として出てくるものはない。この婚活事業を始めて何年になるのか。そして何度ぐらいこの婚活のこのお見合いみたいなパーティーは何度ぐらい開かれているのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、婚活事業の取り組みなんですけど、正式にいつからというような話だとちょっと定かではないんですが、たしか私がちょうど産業課に以前いたとき、平成20年ごろにいわゆる近隣市町村と広域でやったのが始まりかというふうに思っております。ですので、もう既に10年以上やっている形になるのかなと思います。

それで、回数においても、その年によってまちまちなんですけど、大体年に2回から3回というようなことで、ちなみに昨年については3回実施したというようなことで、余り正確なお話でなくて申し訳ないんですが、この程度で。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 約10年前から始めていると、回数も定かでないというふうなことなんですけど、かなりの回数を恐らくやっているんじゃないかと思うんですが、この中で実質的にいわゆるカップルが誕生したという実績は何組ぐらいあるんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

こちらについても、カップルの成立数ということで、以前のものについてはちょっと今日持ち合わせておりませんので、後からちょっとお知らせさせていただければと思うんですが、ちなみに昨年なんですけど、昨年の3回のうち、参加者については男性が述べ40名、女性が38

名ということで、カップル自体については13組が成立したところでございます。しかしながら、結婚に至ったとか、そういったようなおめでたい話については聞き及んでいないところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） このことは、議会でも何度となく質問していますし、いろんな話も聞いていますが、私の記憶では本当1組もないんじゃないかなと。実際にそのカップルになったのは、10年以内ではないんじゃないかなというふうな気がしております。やはり婚活も、村長ちょっと答弁に、朝の村長のお話があったかと思うんですが、この婚活事業もただ1業者に任せてやっているだけでなく、いろんな工夫をして何とか若者、カップルをつくり上げていかないと、これ1組でも2組でもいいと思うんです。このことにちょっと方向を変えて取り組むべきではないかなと思いますが、村長、答弁いただけますか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

議員おっしゃるように、婚活事業いろいろ進めてきまして全くゼロではないんですが、なかなか結婚までと至らないことが多々ございました。この見直しもうしなければならぬと思っておりますし、結婚したいんだけど結婚できない、なかなか積極性にやっぱり欠ける部分で婚活事業の前に男磨き講座とかいろいろやってはきましたが、その前後の事前の準備、あとはアフターフォロー等もないとなかなか結婚まではいかないと。カップリングまでは、その婚活事業で進め方によっては、カップリングはできるんですけども、その後がやっぱりなかなか成り立っていかないと。

今後はこのやっぱり世話役の人、前は仲人役でやってくれた方々がいまして、村内にもやってもいいよと。実際やっている方もいるんですよ。そのやっている方にお話を聞きますと、今度は結婚までいけば結婚式に呼ばれる、いろいろやっぱり費用もかかるというようなことで、結婚まで至った方にはそういう報奨金制度を設けながら、1組でも2組でもできるような取り組みに持っていきたいと思っておりますし、また、今、県では今はネット社会なものですから、そこに登録をして、本当に性格から収入、さまざまな生活をしていく上でマッチングした、そういう取り組みもしていますので、そこに登録をしていただくような助成金をもってやる。まだまだそのやり方はありますので、婚活事業については、今後はこの広域連携で中枢都市圏という中で、大々的にやるようなこともありますので、そういったところはそこにやって、村の中では婚活のやる世話やき人をお願いをしながら、私は進めてまいりたいと。今後はもう方向転換をしていかないと、なかなか結婚まで至らないというような状況がわかってきましたので、少しでもそういう結婚できる方、結婚まで至る取り組みをしてまいりた

いと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 今、村長から答弁いただきました。いわゆる世話やき人というか、そういう方を少しでも多く増やして取り組んでいきたいということですが、もっともな話だと思いますし、何度か私ども同僚議員からもこの発案は今までにもあったように記憶しております。なかなか積極的でない若者が多いことは承知しています。とにかく少し方向を変えて、あらゆることを駆使して、先ほども言いましたように、1組でも2組でも実績として残るようなことを考えていただきたいと思います。

それで、この少子高齢化と人口減少ということで、この人口減少の中に含まれるかと思うんで、村長の公約の中にもありますし、定住とか地域住居など空き家活用とか、あれですが、ちょっと村長の話にもこれありましたけれども、いわゆる村の、ずっと私も一度質問したこともありますし、考えていることなんですが、いわゆる分譲地、これ10でも20でもいいと思うんです。これをちょっとやっていくべきだと思うんです。今の機会をおいて、家、土地を求めるとするのは、もう今最高の機会なんです。なぜかといいますと、金融がだぶだぶに緩んでいるんです。ですから、全く普通ののであれば、銀行もほかの金融機関も喜んで金を貸すと、それも低金利で。こんな時代ないです。いわゆる皆さんご存じでしょう、ゼロ金利ですよ。ですから、家を買う人にとってもチャンスですし、我々この人口を少しでも増やしたい、村に住んでほしいというほうとしてもチャンスではないかなと思っています。

このことは今の私の考えでは、今の民間の活力を利用してアパートを建てました。村が補助金を出しました。非常に私よかったと思うんです。これはなぜかといいますと、あれが村があれをやっていたとすれば、倍の時間と倍の費用かかっていたと思うんです。ご存じのように、村が土地を買うと田んぼで1反160万だという値段つくわけですから。当然売るのにもそれなりの家賃に反映されるわけです。畑地でもそうです。宅地でもそうです。それが民間事業者ですと、まさかそんな値段で買わないんです。ですから、この土地、あの分譲地をやるにしても、私は民間の活力を利用して、何とかその辺の農地になるかと思うんですが、土地を民間に補助金を出して、土地は土地、建物は建物、両方出してもいいと思うんですよ。そのぐらい今必要なのはいわゆる分譲地じゃないかなと。春日山団地も何軒も埋まってきています。そのぐらい土地を必要としているんですよ。土地を求める人がまだまだいます。その辺、村長、どう考えますか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

私もこの分譲をするのであれば、この時期を逃さないような方向でというようなことで、な

るべくあとはこの分譲については、村に財政負担のないような方向でというようなことである。いろいろ模索をしてみましたが、これを進めていく上では、やっぱり民間の活力、議員がやっぱりおっしゃったように、ここをいかにやっぱり持っていくのか。アパートも通常であれば、村で助成金を出したので、通常であれば今、月6万円の家賃のところを4万円で2LDKの建物を借りると。非常にこの効果も上がっておりますので、分譲についても、今、議員がおっしゃったような、どういう方法がいいのか。あとはその進出している企業さんにもお話をさせていただく機会が何度かありましたので、ぜひ地元であればというような話が、家を建てたいという社員もいるというような話も聞いていますので、そこが一緒に連携をしたような形がとれればというような思いもございますので、ちょっと視点を変えて、どうしたらできるのか。そこはちょっと前向きに進めてみたいと考えています。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） ぜひこの件も積極的に取り組んでいただきたいと思います。また、同じ課の質問になってしまうんですが、何軒かは移住してこられたと、湯本とかその辺に移住してこられてということで、去年は転出者よりも転入者のほうが上回ったというふうな話もございますが、たまたま去年だけなのか、今後もこういうことが続けば一番いいんですが、この移住定住は、越してこられた方は湯本とかその他何軒かあるかと思うんですが、いわゆる空き家とかなんか利用して越してこられたのか、何か土地を求めて新規に家を建てられたのか、どちらでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北畠さつき君。

〔企画政策課長 北畠さつき君登壇〕

○企画政策課長（北畠さつき君） お答えをいたします。

移住されている方々につきましては、空き家バンクの活用はもちろんなんですが、先ほどからもお話がありましており、住宅取得に係る補助というものも出してございまして、あと、アパート建築の補助でも当然数多く、これまでですと45名の方が移住されているということになっておりますので、さまざまな事業の中で移住者は増えているということになっております。

失礼いたしました。それでは、これまで移住関連でうちのほうでつかんでおりました実績を申し上げますと、空き家バンクの成約で移住された方につきましては21名、これは今年の3カ月くらいまでの分も集計しております。それから先ほどのアパート建設補助に伴う移住者につきましては45名、新生活の住まいづくり、その取得に関する補助を出した方につきましては31名、新築も改築も含まれて取得をされた方、村外から移住された方につきましては31名ということで集計をしております。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） この21名、45名、31名ということですが、これは世帯数ではないですね。世帯数でどのぐらいになるかということなんです、私がお聞きしたいのは。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北嶋さつき君。

〔企画政策課長 北嶋さつき君登壇〕

○企画政策課長（北嶋さつき君） お答えをいたします。

空き家バンクの成約の件数の世帯ですが、こちらにつきましては15世帯です。それから民間定住アパート建設補助に伴います移住者の世帯ですが、24世帯です。それから新生活・住まいづくり応援助成金による住宅取得者につきましては10世帯です。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） この数字は、昨年1年間のものでしょうか。それとも2年間とか3年間とかというふうな、いつからいつまでのことなのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北嶋さつき君。

〔企画政策課長 北嶋さつき君登壇〕

○企画政策課長（北嶋さつき君） お答えいたします。

空き家バンク制度につきましては、平成28年度からの集計分になります。8月までの集計分になります。それと、民間定住アパート建設補助につきましては、こちら昨年、29年、30年の分です。それから新生活・住まいづくり応援助成による取得につきましても、29、30、あと現在も集計上、上がっている方も含まれております。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） この方たちは、間違いないと思うんですが、いわゆる全部天栄村以外から天栄村に移住してきたということですね。わかりました。

いずれにしても、この移住定住についても積極的にあらゆることを駆使して、やっぱりこれ全国同じような事情を抱えていますから、競争なわけなんですね。ですから、どう知恵を出すか。知恵を出したほうが勝ちみたいな部分があると思いますんで、あらゆる知恵を絞って、この移住定住に向けても引き続き企画課は特に力を注いでいただきたいなと思います。

それと、この5つの項目の中にありました、防災とか温暖化については特に私の言うことではないんですが、いわゆる子どものチャレンジというんですか、村長の答弁の政策の中にもあります、てんえいジュニア応援金とか、何か子どもたちのチャレンジ精神を応援しますというようなことで、何年か前から子どもたちの職業の希望をとって、いろんな事業体験をさせるというふうな、こども未来応援事業というんですか、こういったことをやっておられます。また、若者の海外研修を実施したいというふうなことでのっかっています。まず一つ、私、感じることはこのこども未来応援事業、確かにいろんなことを体験するのは結構なこと

なんです、海外にまで行かせると、あるいは北海道まで行かせると。それも父兄同伴で行かせるといようなことがあったそうですが、海外は知っています、私も同じ部落のあれですから。この辺にやはり私は枠を設けるべきだと思うんです。確かに結構なことなんです、これやったら切りがないと思うんです。それで、あの子は行けたのに、何で私は行けないんだとか、そういう声が出てくると思うんです。そして、何かもう1名は旭川動物園の何か飼育員になるので、その旭川動物園見学に行きたいということで父兄同伴で行ったという事実があるみたいなんです、これは事実でしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北島さつき君。

〔企画政策課長 北島さつき君登壇〕

○企画政策課長（北島さつき君） お答えをいたします。

今、議員がおっしゃられたとおり、現地に行っております。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） その際の費用、旅費、宿泊費用も父兄の方も村が持ったということでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北島さつき君。

〔企画政策課長 北島さつき君登壇〕

○企画政策課長（北島さつき君） お答えをいたします。

父兄の1名分につきましては、同伴、中学生でしたので、1人では全く行けませんので、父兄の分もあわせて補助金を出しました。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 国連に行ったとか、旭川動物園行ったとか、一見その表面から見ると、非常にいいことで恰好よく見えるんですが、ただ、私はこのことはこういったことやるんだっならば、一定の枠を設けて、せめて首都圏とか近県とかその辺までで十分ではないかなと思いますけれども。まして海外とか北海道とかと、やり始めたら切りがないと思うんです。このことをとにかく私自身だけじゃなくて、一般の人からもそういうちょっとやり過ぎなんじゃないのというふうな声が聞こえてきます。それと、そんなにまでやらなくても子どもたちの希望する職業とか夢をかなえるというのは、近場で、あるいはせいぜい関東圏とか関西圏、その辺ぐらいまでで十分あるんじゃないかなと思います、村長、どうでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

子どもたちに夢を持っていただきたい、チャレンジ精神を持たせたいという思いの中で、やっぱり子どもたちが大きな夢を持って、これから生きていく上では国連本部を行った子も

いますし、そういう大きなやっぱり目標を持つことも私は大事かと思っています。あとは、動物園、飼育というような中でも、さまざまな動物園はあろうかと思いますが、特に旭川動物園については、さまざまな取り組みをして、一度訪れる人も減ってきた中で取り組みが、私も行ったことはないんですが、すごい発想の中での動物園の運営をしていると。やっぱりそういう姿も見せることも子どもにとっては大変重要なことかと。ただ誰でもが行かれるわけでもないし、その思いが強い。まして小学生にはなかなか難しいんですけども、中高生については、それについて今度プレゼン力、そういうものもつけさせていきたい。

今後子どもを育てていく上ではそういう力を身につけさせることも重要だと思って、この事業に取り組んできましたので、余りにも身近な部分ではなかなかやっぱり夢が持てない部分もありますので、そんなに費用負担になるようなことがないように、上限、枠は決めているんですよ。1事業、1人でも10人でも20人でも上限50万というような目標、その枠は決めてやっておりますので、その枠の中であれば、その取り組みはさせてあげたいというようなことで、その年、年によって使い方、あとは本当に身近なところで、例えば警察官になりたい、消防士になりたい、救急救命士になりたいというような子どもたちには身近な部分でその体験をさせてやっておりますので、その夢実現なものですから、そこはご理解をいただければなという思いでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 私が申し上げているのは、いわゆるほかの生徒とのバランスです。ある程度のバランスがないと、片方は公立病院と須賀川とか鏡石だと、片方は何県だとか世界だとかというふうなこのバランスも少し考えて、私は枠をはめるべきではないかなと。これは一般の人が聞いても、私はそう考えることではないかなと思います。ほかにも何かこの若者を海外研修ということ全員協議会でも一度そんな話をされたのを私、記憶していますけれども、一番大事なことは、村長も先ほどから考えておられて、やっぱり子どもたちがここに何人残るんだということなんです。どんどん村の金を注いだ子どもたちはみんな外に出ていくんじゃないですか。これをどうやって村の中にとどめておくか。そのことを一番先考えないと、主客転倒という形になるのではないかなと思います。村に子どもたちが残るような政策、このことを私は一番先に考えるべきではないかなと思います。海外を経験させたとか、そういったこと経験させた子どもたちがどんどん村が金を税金をつぎ込んだ子どもたちがどんどん外に出ていってしまうというのが現状ではないかと思うんです。それよりもっとこの地に足をついた政策を私は実行すべきではないかなと思います。今これを私が述べたのは私の意見であり、何人かの人の意見であります。このことについては、ぜひ今後それなりの方、上層部の方で検討いただければなと思います。

それと、私が気になっていること、公共施設などでの耐用年数の限度に近いもの、利用頻

度が少ない建物の維持費用が次の世代に重荷とならないよう取り組みますというふうな村長の政策がありますが、まず、この中で皆さんご存じだと思うんですが、浮棧橋の処理をどうするのか。ボートの処理をどうするのか。それから、後でやりますけれども、羽鳥小学校をどうするのか。このことは大きな費用のかかる課題であります。この辺のことを村長は何年ぐらいをめどにこの辺を解決していく腹づもりなのかお聞かせいただけたらと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 今、議員からご質問ありました、浮棧橋、ボート等々も含めて、これからの公共施設のあり方を考えていなければなりません。村の持つ公共施設は、議員がおっしゃるように老朽化が進んでおり、今後多くの改修費用が見込まれてきます。これらの施設の維持や必要費用の問題に取り組むため、公共施設の維持管理計画をこれからきちっとやりつくりまして、今後のこのあり方を検討すること。また、道路、橋、上下水道などのインフラの施設と呼ばれている施設も、これまで数多く整備もしてまいりましたが、まだまだ維持管理に係る費用等もございますし、更新も必要なものもございます。こちらのものについては、計画をしっかりと立てて、これから計画立てないと、いつまでという約束ができませんので、今後はいち早くこの計画を立てて、議会議員の皆様方とともに、ご相談を申し上げて、未来に続く村づくりにつなげてまいりたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） このことは、今今始まったことではない、ご存じのとおり。ただ、浮棧橋については、補助金の償還期限がまだ切れていないというふうな答弁で、何回かそういうふうな答えがあつて、ただこのことはもう10年ぐらいたつんです、これ使わなくなって。このことをやっぱり計画的にもっと早く進めるべきだったと私は思っていますし、ほかにもまだまだお金のかかることが山積しているわけですよ。

もう一つ指摘させていただきますが、私いつもこの役場に来るとき通ってくるんですが、白子前のテニスコート、これほとんど使っていないですね。担当課に聞きましたら、もうほとんど使わないんだと。今こっちの施設ができてから、ほとんどあっちでやっているんだと。じゃ、必要ないかと言ったら、ほとんどないんじゃないですかというふうな担当課の話でした。このことも返還も含め頭に今から置いておくべきだと思いますので、指摘をさせていただきます。

それと、一番大きな問題は、後で同僚議員が質問すると思いますので、私のほうからちょっとだけあれしていますが、小学校、これの平たく言えば統合ですよ。学校教育課が、楽しく学べる何とかかんとかなんていう名前で、我々にあれを出してきて、委員会をつくって、それをそのあれするというのは、楽しく学べるなんて、初めから統合ありきで私はいいと思

うんです。これなぜかといいますと、村長もご存じのように、毎回この小学校の入学式、卒業式に出ていくたび、あるいは成人式に出るたびに、どこまで減るんだろうというような感情を持っているのは私だけじゃないと思うんです。これは早急にこの委員会を開いて、1年期間かけるとかそんなのじゃなくて、できれば半年ぐらいでどういう方向に進むかということをもとめて、その具体案づくりを早急にすべきかと思うんですが、村長、どうでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

この課題につきましては、学校のあり方というような中でしっかりと進めていかなくちゃならないという思いでございますので、今この後の議員からも質問がありますので、同じように答えはさせていただきますが、ここはやっぱりしっかりと対応してまいりたいというようなことでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） このことは非常に大きな問題ですので、それと余り時間をかけないで、その結論を出して、とにかく村長が今3期目の任期中にとにかく一つの目途を出すと、建設までいかなくても。方向性を確実に出すというふうなぐらいまでやる、いわゆる喫緊の課題ではないかなと思います。いろんな資金づくりも含めて、今からこのことに手を打つべきではないかと思っておりますので、ひとつその辺よろしくお願いします。

それでは、次の質問に移ります。

2番目、旧羽鳥小学校の建物及び跡地の利用について。

ご存じのように、旧羽鳥小学校は閉校してからしばらくは借りる人もあり、それなりに管理されておりましたが、今では無人になり老朽化が進んでいます。村は今後この建物、跡地をどのようにするのか考えを伺いたい。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

旧羽鳥小学校の建物につきましては、平成14年3月の廃校後、平成16年4月から平成27年11月まで建物の維持管理を条件に家具などの木工製品を制作する個人に貸しつけ、その後は借り手がいない状態が続いております。

現在まで、民間事業者から何件か建物の活用について問い合わせがございましたが、ご指摘のとおり老朽化が進んでおり、貸しつけるにはかなりの修繕が必要であることから、費用対効果を十分に検証した上で、取り壊しも視野に方向性を見出していきたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） ちょっと私も記憶を呼び戻してみたんですが、2年前ぐらいですか、この質問を他の議員から受けたとき、村長は何か再利用の何か腹案があるみたいな答弁があったように記憶しているんですが、どうでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

2点ほどございました。

まずは、「英語の村てんえい」を掲げまして、民間業者と英語の研修に来た子どもたちがなかなか今の施設であると費用が大分かかるというようなことで、中長期滞在をして英語の学びというようなお話もいただいて、ある地区では農業体験をして、英語でその取り組みをしながら研修施設に向かって共同生活をするというような取り組みはいかがでしょうかねというお話もいただいて、天栄村ではちょうどいい施設があるので、この旧羽鳥小学校、大いに活用ができないかという思いでいしましたが、その後なかなか改修する、寮にしたり何かするとすると、水回り、建物、相当なやっぱり費用がかかるというようなことがあって、構想だけの状況でそのまま進展はしておりません。

その後、お話をいただいたのは、県議の地元選出の先生からの紹介がありまして、あの地区においてはバイクが結構オートバイでツーリングに来たりする中で、なかなか休める場所がないんだというようなことで、オートバイの方々、ライダーを迎えたカフェ的なものとして使わせていただきたいというようなお話もいただきました。大型のバイクでありますと、なかなか山にやっぱり響いてしまう。もともと旧羽鳥小学校というようなことで、子どもたちに関するような、そういう使い方であればいいと思いますが、それよりも民間施設であの近くにレストランをやっていたところがありますので、そちらを紹介したところでございますが、その後はなかなか進展がないというような状況で、なかなかうまく利用する方法というのが今ない状況で、昨年から首都圏の学生が天栄村、特にその湯本地区に来て、湯本地区を元気にしたいと。旧羽鳥小学校、イルミネーションの事業をやったり、いろんなアイデアも出していただいたりもしていますので、そういう中でどういった活用ができるのか。

あとはまた、全くこれ話はちょっと変わってくるんですが、今、日本全国ひきこもりとか不登校の子どもたちがいて、そういう子どもたちを育てる施設が欲しいというような方も一度見えられまして、木造のそういう古い学校があれば利用したいんだという中で、一度、旧羽鳥小学校は見ていただいたんですが、その後はなかなかやっぱり来られなかったというような状況で、多分、中を見ると、水洗化をしたり、そういうものに相当やっぱり費用がかかるというようなことの多分判断かと思われるので、今後どんな活用ができるのかも含めて、

この方向性をこれも決めていかなければならないと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） あそこはかなりの面積があると思うんですが、面積わかりますか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、揚妻浩之君。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

おおよそでございますが、敷地全体で約3,000平米程度でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） これ当然この質問出しているんですから、面積なんて調べておくの当たり前じゃないですか、これ。担当課、何やっているんだよ。村長、最近、私つくづく思うんですが、我々の質問に対して答弁ができないとか資料ないからわからないというのが非常に多いんですね。これ、こんなこと今までないですよ。だんだんそうってくる。非常に不勉強だ。議会前に昔はみんな勉強して、寝ずの勉強して、みんな課長の人たちは我々の答えにあらゆる方向に話が飛んでも答えられるような状況をつくっていました。でも、今、直球勝負で行っても、このような面積がぱっと出てこないなんていうのはちょっとおかしいんじゃないですか、これ。よくこの辺、村長、注意しておいてくださいよ。

いずれにしても、私のこれ考えなんです、いろいろな利用で村が取り組んで、ああしよう、こうしようというよりも、大体、村が携わってもうかったなんていう事業ないんです。もうけだけでやるのが公共の事業ではないんですが、大体損するというのがもう決まり相場です。ですから、私は取り壊すんだったら計画的に取り壊す。それでいわゆる民間に売るんだったら売るといふような結論を出して、それなりの募集をすべきではないか。今インターネットでも何でもそういうあれを配信できるわけですから、全国から利用者を募って、そういうふうなことを考えるべき時期に来ているんじゃないか。もう閉校して何十年にもなるんです。もう十七、八年になるんじゃないかと思うんですよ、閉校して。閉校式に私なんかも行っただので、何となく記憶しているんですが。そんなに時期がたっている建物ですし、今までそうやってある程度利用してきたということはわかりますが、これ以上伸ばし伸ばしにして、管理費だけかけているというのばかばかしい話ではないかなと思うんで、その辺、村長、どう思いますか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、公共施設のあり方、今後やっぱり行政のスリム化をやっぱり図っていく上では、今、本当に議員がおっしゃるように、その時期が来ていると私もそ

のように認識しておりますので、全体的なものの方向性を決めてまいりたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 以上で私、質問を終わりますが、こんなにいわゆるいろんな問題がこの村、山積していると。そして、非常に昔やった事業とかそういうものはもう古くなって立ち行かなくなっているという大きな曲がり角にきています。まして小学校の統合とかそういうこと、大きなこともあります。とにかく費用のかかることばかりなわけですから、この税金を無駄に使わないで、こういった有効なものにいかにか回していくかというのは、もう今後、村長、この4年間、力を求められることではないかと思えます。どうか住民の期待に応えるような4年間にしてほしいと思えます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君の一般質問は以上で終了します。

◇ 大須賀 溪 仁 君

○議長（廣瀬和吉君） 次に、3番、大須賀溪仁君の一般質問の発言を許します。

3番、大須賀溪仁君。

[3番 大須賀溪仁君質問席登壇]

○3番（大須賀溪仁君） 会議規則に基づきまして、一般質問を行います。

猟友会（鳥獣被害対策実施隊）への支援策は。

本村において、猟友会の方々には忙しい中、有害鳥獣の駆除対策に年間を通して活動していただいております、感謝申し上げます。

現在、猟友会について、年齢的な問題、人員不足の問題等の声が聞かれ、有害鳥獣被害の減少が見通せない現在において、早急な対策が求められるが、村での対応策を伺いたい。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

天栄村鳥獣被害対策実施隊は現在12名により、村内のわなの設置や有害鳥獣の捕獲駆除及びパトロールや村内の鳥獣被害状況の確認などの活動を行っていただいております、今年度においては既にイノシシ90頭、ツキノワグマ10頭、ニホンジカ5頭、ハクビシン10匹を捕獲し、地域の有害鳥獣駆除に寄与していただいております。

しかしながら、ご指摘がありますように、隊員の高齢化は顕著であり、新たに第1種銃猟免許保持者を育成しなければ、今後、隊員数は減少していくことは否めません。

一方で、有害鳥獣による被害、特にイノシシによる農作物の被害範囲は村内において拡大

の一途をたどっており、生産者自らが電気柵等を設置して防衛し、村は設置補助等により生産者支援を行っておりますが、有害鳥獣の個体を減らさないことには抜本的な解決には至らず、そのためには鳥獣被害対策実施隊の活動は非常に重要であると認識しております。

村では、現在、実施隊に対する活動補助金の交付、狩猟保険の加入料の補助、無線電波使用料及びわなの購入補助のほか、捕獲頭数に応じた補助金の交付を行っているとともに、生産者に対するわな猟免許の取得を推進し、免許取得の支援やその後の講習を実施しております。

今後においても、村民の有害鳥獣駆除に対する意識の醸成を図り、駆除が円滑に実施できるよう鳥獣被害対策実施隊への支援を進めてまいります。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 今ほど実施隊が12名ということでしたが、この猟友会自体、今現在何名加入しているのか。また、年齢的には何歳から何歳までで平均年齢は幾つとか、わかればお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、猟友会自体は会員数が14名でございます。ですので、実施隊が12名ですので、2名の方がいわゆる第1種の銃猟の免許を持っていながら、実施隊には加入していないというようなことでございます。

猟友会とほとんど人間が同じなんです、一番年上の方は今現在で79歳、そして一番若い方が今40歳というようなことで、平均年齢は双方とも68歳ということでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） その第1種銃猟免許というのは、いわゆる火薬を使った銃のことでしょうか。また、その猟友会だから実施隊に入る、入らないというのは自由ということですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、第1種銃猟の免許なんです、こちらについてはいわゆる散弾銃です。それで、第2種の銃猟というのが空気銃です。それから、もう一つ、通常のをな猟というようなものが免許としてはございます。

それで、まず基本的に猟友会のほうなんです、これは銃猟を取得して免許取った場合については、まずその猟友会の須賀川支部に入らなくては行けない。その下に天栄分会という

のがありますので、こちらについては基本的に持っている方はこういったところに入らないと、いわゆる例えば射撃の講習とかそういったものが受けられないというふうに伺っております。その中の方でいわゆる内数なんですけれども、天栄分会の会員であって、我々のそのいわゆる被害対策に賛同していただける方、こういった方に天栄村長から委嘱状を出しまして、隊員として任命しているというのが実施隊でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 実施隊についての確認なんですけど、まずはその猟友会に入っている方で、その中で村長から任命された方が実施隊で活動するということでしょうかけれども、何かほかにその実施隊に入るに当たりの要件とかはあるんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

実施隊に入る要件といいますのは、1つだけでありまして、いわゆる福島県の猟友会の天栄分会の会員であるというようなことが条件でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 猟友会、実施隊、役員構成というのは一緒なんでしょうか。会長とか隊長とか、また別な組織という形で役員さんは違ったりするのかわかります。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

いわゆる猟友会と鳥獣被害の対策実施隊、こちらについては組織が違うものですから、役員についても違うというようなことでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 村長からの任命ということですので、まず実施隊というのはよく言われる非常勤の特別職とかいう、そういう扱いになるんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

鳥獣被害対策実施隊につきましては、非常勤の特別職というようなことで、村から報酬が出ております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 報酬が出ているということなんですけれども、実施隊、隊員の皆さんに支給されるということよろしいのか。村にもほかの非常勤の特別職というのがありますが、

それと同等ぐらいの報酬は出ているのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、報酬なんですが、隊長に2万6,000円、副隊長に1万9,000円、隊員に1万3,000円ということで、これは年俸でございます。

ほかの非常勤の特別職の方と同等なのかという部分については、それぞれやっていただく仕事が違うというようなことで、そこについては私のほうから述べる部分ではないのかなというふうに思っています。それから、蛇足にはなりますが、村のほうでこの実施隊に対して、実施隊のいわゆる活動の経費を補助するために年間で30万円、それから1頭当たりというようなことで、とっていただいた際にはこの実施隊のほうに補償金というか補助金を入れているというような状況でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 了解しました。見回りとかしていると思うんですが、そういった見回り活動とかの内容ですか、出動回数、日数というのはもう実施隊のほうの方々に決めてもらって活動してもらっているということでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

パトロール活動につきましては、村からの要請に応じてというようなことで、1回1人当たり1,500円というようなことで、昨年については97回パトロールしていただいております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 村からの要請があった場合ということですが、これは多い人というのはその97回の中で何回ぐらいその活動に当たっているのか。うまくその隊員の中で割り振って均等に活動を行っているのか。あと、その要請があった場合に年間通して、誰かしらが駆けつけられるような体制をとっているのか伺います。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、パトロールにつきましては、いわゆる被害の状況を発見したというようなことをまず住民の方からご依頼等々いただきまして、私どものほうでまず隊長にお願いするというようなことでございます。当然ながら、村内広うございますので、各地区ごとに隊員がいてございますので、基本的にはその地区の方に振っていただいているというふうに認識はしてお

ります。

それから、常時誰が行けるのかというようなことですが、なかなか隊員の方たちも自分の仕事をしていて、いわゆる言ってさしあげたからすぐ行けるということではないのですが、特に緊急の部分については、本当に時間を割いて行っていただきますのと、あと大体がけものの跡を見たとか、荒らされた跡があるというようなことなので、場合によってはちょっと時間を置いて行っていただくということもございますが、基本的には依頼のあったものについては行っていただいております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 了解しました。狩猟期間、その冬場ありますが、それだと日の出から日の入りまでというその時間制限があると思うんですけども、こういった有害鳥獣対策については、そういった時間の制限とかはあるのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、いわゆる銃器を使っていい期間、時間というのが日の出から日の入りまでというふうに認識しております。ただその有害鳥獣期についても、私が聞き及んでいる範囲では同じだというふうに思っています。いわゆるその周りに対して危険だから、いわゆる銃を撃ってはいけないということになっていると思いますが、なお、ちょっとそこら辺は後で確認させていただきます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 了解しました。実施隊に対しまして、国・県・村から補助金出ておりますが、30年度の補助金の総額は幾らで、内訳はどのようなのか伺います。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、こちらのいわゆる補助金というようなことですが、まず総額なんですけど、416万5,000円ほど補助金でお支払いしております。まず、猟友会に対するもの、これがいわゆる猟期間のもので149万5,000円でございます。それから、村のほうでいわゆる実施隊の活動を行う実施隊への補助に30万円、そして、とっていただいた実績に応じた部分で実施隊にお支払いしているのが261万円でございます。

それから、村のほうには被害防止緊急対策の協議会というものがございまして、こちらで県のほうからこの協議会にお金をいただいております。そこから村を通して同じく捕獲実施隊のほうに30万円ということをお支払いしております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 実施隊のほうでなんですが、その村から30万とありますが、これは主にどういう使われ方をしているのか。その261万円のほうは、1頭当たりの計算だと思うんですが、その30万円の説明をお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、村のほうから支払われている実施隊に対しての補助金の30万につきましては、いわゆる捕獲活動に必要ないわゆるハンター保険の加入料、それから無線電波の使用料、それからいわゆる実施隊で独自で買っていただくわなの購入等の補助というようなことでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 了解しました。では、その県から入ってくる30万というのはどういった使われ方をしておりますか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

県のほうから入るお金30万に関しましては、主に射撃の関係の使わせていただく会場の使用料、それから使用する際の弾のこちらのほうの銃弾のそちらの補助をするというようなことになってございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 了解しました。捕獲したことによって、その個人分配分というんですか、そういうのは多分あったと思うんですが、その捕獲頭数が最も多い人はやっぱりその分、配当金あると思うんですが、多い人というのは何頭ぐらいとられて、差し支えなければ金額等お伺いします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、猟友会の中でいわゆる猟期の中で一番とっていただいた方といいますのが、年間で43頭とってございます。ですので、これを単純に2万3,000円掛けると98万9,000円程度というようなことになります。

それから、実施隊の中で一番とった方については、30年度は27頭というようなことで、こちらについては1頭当たりの金額が3万6,000円になりますので、ただ全く差しとめをやっ

たというケースも入っているかもしれないので、あくまでそれを掛けさせていただきますと、97万2,000円というようなことになってございます。ただ補足しておきますと、猟友会の部分については、丸々お金はいただけるというふうに聞いておるんですが、実施隊に関しては一度実施隊に入ってからいろいろと引き受け費等々引かれるというようなことがあるので、それが生な数字ではないということだけはお含みおきください。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 了解しました。猟期またはそれ以外の鳥獣被害対策期間、1年通しでの大変な仕事だと思います。さらにその後継者というんですか、新しい人見つけるのも大変だと思います。ほかの市町村では猟銃免許を持ち、有害鳥獣対策に当たられる地域おこし協力隊などが活躍しているテレビ番組等もございまして、拝見したこともあります。今、天栄村でも有害鳥獣対策で地域おこし協力隊を募集しておりますが、現在の申し込み状況はどうなのか伺います。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

今、議員おっしゃるとおり、地域おこし協力隊をインターネットを通じて募集しているところでございます。現在のところ2名の方がこちらの活動に興味があるというか、実際には申し込みをしたいというようなことで、既に履歴書を送っていただきまして内容を審査した結果、双方とも猟銃の免許を持っておりますので、1次審査については採用したいというようなことで通知を差上げたところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 2名申し込みがあったと。そして、その1次審査をパスして、2次審査もあるんでしょうけれども、その2次審査というのはどういったことで審査するのか、まずお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

1次審査につきましては、書類選考ということになりますが、2次審査につきましては、実際にこちらに来ていただいて、面接をさせていただく等の人物を見させていただく試験でございまして。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） この2名の方はその銃の取り扱いを始めてからのその期間というんですか、経験というんですか、経験はどのぐらいあるような方なんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

取得年月日は書いていなかったので何年に取ったかというのはちょっと存じ上げません。しかしながら、2人ともいうか、1名の方が23歳、それからもう1名の方が22歳で、今、大学に在学中というようなこともございまして、恐らく取ってからそんなに間はないんじゃないかと。二十歳過ぎてからということかなというふうに推測をしております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） これ、もし採用になった場合には、もう主に実施隊としての活動がメインでやってもらえるのか。また、別な調査、研究とかそういったことも踏まえて、村全体の鳥獣被害対策に取り組んでもらうのか伺います。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、採用してからという仮の話にはなってしまうんですが、今、私どものほうで考えておりますのは、実施隊そのものの活動ということではなくて、実施隊のサポートというようなことで考えてございます。ですから、いきなり銃を撃ったり、わなをかけたということではなくて、当面は被害の調査であったり、それを実施隊に対してつないでいただいたり、本当は人がいないときには実施隊と一緒に歩いていただいたり、徐々にわなをかけていただく研修であるとか、そういった実践をこなしていただければなというふうに思っております。

それからもう一点なんです、やはり若い方もいらっしゃいます。そういったことで、そういうスペシャリスト的なものを目指しているということもありますので、いわゆる有効的な例えばけもの追払いであったり駆除であったり、それから生体の分布というのはちょっとわかんないんですけども、そういったものも含めて、あらゆる方向から駆除に取り組んでいただきたいというようなことで考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 大変うれしい話だと思います。村のほうではその協力隊としてのこういった捕獲に携わる人を何名ぐらい欲しいとかそういうのはあるんでしょうかね。あと、村全体で何名ほどいれば有効的に活動できるのか、そういう考えがあったらお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、協力隊のいわゆる人数に関してなんですけれども、実際、私どもも初めていわゆる鳥獣被害対策としての協力隊を今後雇い入れていくわけなものですから、実際に2名で足りるのか、それとももっと欲しいのかということについては、それからのお話になるのかなというふうに思っています。

それから、実際のいわゆる実施隊の人数ですが、これについては、議員懸念されているように、やはり高齢化が進んでおりますので、やはりこのままやめる方もいらっしゃると思うんですが、横滑りでスライドしていきますと、当然年齢だけが高くなって、必然的にもう銃ができないんでやめたというような話になって、少なくなってくるかと思っておりますので、こういった若い方に入っていただいて、例えば若い方に対するその銃法の興味を持っていただく啓発活動であるとか、講演会であるとか、講習会であるとか、そういったものをしていただきながら、趣味といわゆる有害駆除という実益を兼ねた若い方が育っていけばいいなというふうに考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） わかりました。三春町のほうでは新たに猟友免許を取得し、三春町鳥獣被害対策実施隊として有害鳥獣捕獲に従事する方に対し、取得費用の一部を補助しますとあります。その中で、銃砲等所持許可、狩猟登録に係る経費として補助額2分の1以内、上限3万円、それともう一つ、猟銃等の購入に係る経費として補助額3分の1以内、上限5万円という補助事業があります。村でも新たな人員確保に向けては必要な補助事業だとは思いますが、村ではこういった考えがあるのか伺います。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、村のほうでも今現在持っている方のいわゆる定期的な更新、こういった部分については、補助を出しているところでございます。それから、猟の中でもいわゆるわな免許の取得、これに関しては補助を出しているところでございます。しかしながら、いわゆる銃猟の免許、それから銃の所持というか取得という部分については、正直なところ出しておりません。何度か申し上げたかと思うんですが、そのレジャーという部分がやはり猟銃に関してはあるものですから、そういった部分について議論されるべきところなのかなと思っておりますが、今後育てていくというか、新しく取っていただく上で必要だというようなことで判断すれば、その辺も検討させていただければというふうに思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） わかりました。あと、実施隊に入るその優遇措置というのもあると思うんですが、例えばその一つに、実施隊に入れば10年以上の猟銃所持許可がなくても、ラ

イフル銃の所持許可が特例で得られるとか、そういったことももっとアナウンスしてもいいとは思いますが、そういったもの興味あると思う人もいるので、そういったところの考えというのはどうでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

先ほど議員おっしゃられたいわゆるライフルを持てるとかという部分につきましては、いわゆる銃の許可の部分なので、それはちょっと私どものほうでは決められなくて、銃の許可の所持を出すところで10年以上、実際の実績があればというようなことで出しているのかと思います。それから、メリット的には実施隊に入っている方については、県税である狩猟税、これが全額免除になります。ところが、逆に猟友会に入っている方はどうかというと、猟友会に入っているだけでは狩猟税は免除になりません。なので、実施隊に入っている方は税金がその分免除になるというようなことでお考えください。

それからあと、プラス、メリットと言えば、どこまでかというのもちょっとなかなか難しいんですが、先ほど申し上げましたように、いろんなそのほかの例えば健康診断料であったり、それから会場使用であったり、銃の練習であったりということで優遇はしているというようなことで思っておるんですが、今後いろんなほかの市町村の具合を見ながら検討してまいりたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 了解しました。今度、道の駅の再開発が始まります。天栄村産の野菜をいっぱい店頭に並べたいとは思っております。農家さんも自ら電気柵を設置したり、くくりわな設置をしておりますが、現時点での最後の頼みの綱は、実施隊の方々しかいないと思っております。最後に、実施隊に対しての、村長にもう一度考え伺います。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

この鳥獣の被害、特にこのイノシシの被害というのはもうどんどん本当に拡大をしておりますので、この対策はもう喫緊の課題だと思って、取り組みをしていかなければならないと思っております。電気柵、あとはワイヤーメッシュなどの柵も各集落との協働の里づくり、協働の村づくりにおいて、規模も拡大しながら、この柵も設置もしていくことも必要だし、生産者、農家の方々の生産意欲をやっぴり湧かすべく、それをないとなめなものですから、そこをしっかりとやって、今度はこの個体数をやっぴり減らさなければなりませんので、この実施隊の皆様にも、村でもしっかりと対応はさせていただいて、私も毎年この総会には

出席させていただいているので、皆さんからのご意見も聞いております。イノシシ以外にも今後はニホンジカの群れがだんだんやっばり増えてきていますというようなことで、この第1種の銃猟の免許よりもライフル銃というようなことでも言われておりますので、そういったところにはしっかりとサポートしながら一緒になって、この駆除に努めてまいればなど思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 了解しました。実施隊の方々へのご支援よろしく申し上げます。
以上で私の一般質問は終わります。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君の一般質問は以上で終了しました。
ここで暫時休議します。3時15分まで休みます。

（午後 3時04分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時15分）

◇ 服 部 晃 君

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君の一般質問の発言を許します。
4番、服部晃君。

〔4番 服部 晃君質問席登壇〕

○4番（服部 晃君） 通告どおり、一般質問を2点ほど行います。

1点目、小学校の統合問題について。

現在、村内には4つの小学校があり、子どもたちはそれぞれの小学校において学んでおります。しかし、そのうち2つの小学校の中で複式学級が存在しているのは、非常に寂しい限りです。また、保護者からの義務教育の公平性を不安視する声も聞かれます。今後の小学校の展望について、村長及び教育長の考えを伺いたい。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

本村においても、少子化に伴う児童の減少は避けて通れない問題であると認識しております。公立学校のあり方については、教育委員会部局に設置した検討委員会においてご協議をいただき、その結論を踏まえた上で決定をしまいたいと考えております。

なお、委員会の詳細につきましては、教育長よりお答え申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） お答えいたします。

現在、複式による学級編制を行っている小学校は、大里小学校と湯本小学校の2校であり、来年度においては、大里小学校で複式学級が2学級、湯本小学校に至っては、4、5、6年の在籍数がゼロとなる状況にあります。

このような状況を踏まえ、教育委員会といたしましては、先ほど村長の答弁にありました、仮称ではありますが、天栄村立小中学校のあり方検討委員会を設置いたします。

本委員会の委員としては、多方面からの意見をいただくことが重要であると考え、村議会議員を初め、学識を有する大学教授や教育関係者として本村校長会長、保護者代表者、地域の有識者等、約20名を人選したところであり、教育委員会から本村の望ましい学校づくりや方向性について諮問し、答申としてまとめていただく予定であります。

また、本委員会のほか、保護者及び児童・生徒、地域の方々の意見をいただくなど、村民の皆様から十分な理解を得られるよう配慮し、本委員会からいただいた答申をもとに総合的に検討してまいりたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ、教育長、私、昨年の6月にこれ一般質問したと思うんですよ。

それから、もう1年以上もたって、今まで検討委員会を立ち上げるという話は前していたですよ。それで踏襲をすと言っていたんですけども、今まで遅くなった理由。今、教育委員会ではどのように話をして、どのように議題が上がって、どのように検討していたんだかお答えください。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） お答えいたします。

本村教育委員会では、学校運営協議会を設置しております。学校運営協議会のメンバーからいろんな意見をまとめていた段階で、約1年前だったんですけども、意見を聞きながら今回の検討委員会の設置というふうなところまで1年ほどかかったということでもあります。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 私の考えでの複式学級が、これ2つもあるというのは異常だと私は思っているんですよ。その義務教育の公平性からしても、そのとき、だから去年の6月に質問したんですけども、全然進んでいないということ、どういうことなんですか、これ。教育委員会でどういう今、意見を出して、どういう方向に進める考えだか、今述べられないですか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） 先ほどの答弁のように、天栄村立小中学校のあり方検討委員会をとにかく設置して、私たちのほうから望ましい学級づくりや方向性について、一応諮問をして答申としてまとめていただくというふうな予定をしております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） だから、私が言いたいのは、去年の6月に質問して、その間にどういう検討をしたんですか。教育委員会の議題に上がったんですか。議論はしたんですかという話をしているんですよ。だから、統合ありきだか、統合ありきがないんだか、最初からないんだか、あるんだか、それを聞きたいんです、私。教育委員会、何回も定例会あったんでしょう、これ毎月。そのときその話は全然出ていなかったんですか、今まで。それを聞きたいんですよ。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） お答えいたします。

その議題については、教育委員会の中でも何度か話し合いはなされました。ただ非常に統合とか統合しないで、その現状維持でいい教育をするかどうかというふうなところが、簡単に結論づかなかったものですから、今まで時間かかったというふうなことであります。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 私が一般質問したのに、やっぱりそうやって真剣に教育委員会でも何でも検討して、こういう今、議員からこういうの上がっているんですけども、どういう方向に進めますかとか、全然そういう議論はなかったんですか。私はその教育長の考え方次第だと思うんですけども、去年の私の6月に一般質問したの全然それをまるっきり教育長としてはやる気がないから全然進まなかったということでしょう。今さら検討委員会なんか立ち上げるって、それとついでに検討委員会なんか立ち上げるべきじゃなかったんですか、これ。どういう気持ちで今までいたんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） お答えいたします。

さまざまな意見を集約して、今までかかったということでもあります。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） そのさまざまな意見って、どういう意見があったんですか。それは例えば牧本小学校は湯本小学校と統合して、大里は広戸と統合して、とりあえず学校がないから、とりあえずそういうふうにしよとか、そういう意見とか、さまざまな意見っていった

って何もさまざまな意見を言わなければわからない。どういうさまざまな意見が出たんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） お答えいたします。

議題の内容とすれば、例えばの例ですが、教育委員の意見の中で、例えば統合に向けて進めたほうがいいだろうと。そして、その中でも例えば段階を踏んで、湯本を牧本、例えば大里を広戸に持ってきて、まず2つでやって、最終的に統合しようとか、あるいはもう湯本は小学校を残して、中学校を天栄に持ってくるとか、やっぱり天栄中は最後まで残そう、湯本中は残しておいたほうがいいというふうなこととか、あるいは統合今までしないで、このままでしばらくいったほうがいいんじゃないかというようなさまざまな意見が出ていたのは事実であります。そこで、やはりきちっとした検討委員会を立ち上げて、諮問、答申という形でそれをもとに教育委員会、村として方向性をしっかり、先ほどの渡部議員からもあったように、もう早急にやるというふうな、今年度中に何とかもうやるというふうなことを決定はいたしました。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 教育長、これ大里小学校、2つになるって言っていましたよね、複式学級が。これ、何年生と、2年生、3年生、4年生、5年生ですか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） 来年度は、2年、3年で一クラス、4年、5年で一クラス、その2つが複式学級がとなる予定です。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 教育長の義務教育の基本方針ってどういうことだか言ってもらえますか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） お答えいたします。

今の恐らく質問の答えとすれば、平等に教育が受けられるというふうなことであるというふうに考えておりますが。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 義務教育の基本方針、今そうでしょう、公平性と言ったでしょう。これ本当に大里小学校が二クラスが複式学級になるということは、実際運動やりたくてもでき

ない、マーチングバンドをやりたくてもできない。そういう得意な分野を生かせなくちゃ、子どもの教育としてはよくないと思うんですよ。だから、私は去年の6月にその危機感を持っていたから話したんですけれども、今度、湯本小学校、3年、4年、5年がゼロになるんですか。これ本当にどういう、そうすると、複式学級には5年、6年となるんですかね。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） お答えいたします。

湯本小学校については、来年度入学予定児童が1年生1名、2年がこのまま持ち上げれば1名、3年が2名、合計4名の在籍数になります。複式なので、恐らく学校とすれば、2年、3年の複式を希望してくると思います。すると、1年が一クラス、2、3年で一クラスの二クラスの予定であります。

〔「4、5、6」の声あり〕

○教育長（久保直紀君） いません。4、5、6はゼロなので。そういう状況であります。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） すると、これ高学年が全然いないということですか。低学年ばかりになっちゃうということですか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） お答えいたします。

先ほどお答えしたように、1年が1名、2年が1名、3年が2名というふうなことで、4、5、6はゼロでおりません。高学年はいないということになります。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） そうすると、これ1、2年、3年、これですから、もっとも今すぐ統合するわけじゃないんですけれども、検討委員会やりながら1年かけて答申をするということなんですけれども、これゼロということは中学校もゼロですよ。これ1年間まるっきりゼロって、湯本中学校はゼロになるということですよ。1年間、4年生、5年生、6年生がそのまま進級すれば、今3年後ですか、3年後はゼロ。すると、今現在、湯本中学校は何人いるんですか、1年、2年、3年生。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） お答えいたします。

来年度は、一応予定であります、湯本中学校への入学者は今のところ2名であります。現在は、湯本中学校は1年生女子2名、3年生が女子2名で、来年入ってくる予定が今のと

ころ予定ですが、3年生が抜けますので、1年生に2人、合計4名であります。

○議長（廣瀬和吉君） おかしいんでないの。4、5、6って、今ゼロで。

○教育長（久保直紀君） 来年は、今の湯本小の6年生が5名います。すみません。現在6年生は5名います。そして、来年、湯本中に入ってくる入学予定希望者は2名です。だから、来年は入学者は2名、1年生2名。すみません。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） さっきは湯本小学校、1年生が1人、2年生が1人、3年生が2人、4年、5年、6年生はゼロと言ったでしょう。何でいつの間にか5人になるんですか、これ。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） お答えいたします。

もう一度言います。現在は、湯本小学校においては、1年生が1名、2年生が2名、3、4、5がゼロ、6年が5名。6年生が卒業するので、湯本小に入ってくる子が幼稚園に1人いますので、1年生が1名、2年生が2名、3年生が、だから2名で4名になります。よろしいでしょうか。

さっきの説明は来年の話をしたので、来年は1年生が1名、2年生が1名、3年生が2名、4、5、6がゼロ。さっきから言っているのは、4、5、6がゼロです。現在いる5名の湯本小学校の子どもたちが5名いるんですけれども、一応、湯本中学校に入学したいという希望者は2名です。よろしいでしょうか。

先ほどちょっと説明間違いました。現在は、湯本中は2年生が2名、3年生が2名です、現在。だから、来年は、1年生が中学校に入ってくる予定の1年生の2名と3年生の2名になります。だから、4名。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 教育課長、湯本小学校の今の現在の人数と、湯本中学校の人数と、あと来年の人数をもう一回、教育課長、説明したほうが早いと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

それでは、今年度、現在の湯本小学校の児童数でございます。1年生が1人、2年生が2人、6年生が5人、計8名でございます。それから湯本中学校の今年度です。2年生が2人、3年生が2人、計4名でございます。

続きまして、来年度でございます。湯本小学校です。1年生が1人、2年生が1人、3年生が2人の計4名でございます。湯本中学校においての来年度は、1年生が2人、3年生が

2人、計4名でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） すると、湯本小学校の6年生の5名というのは、これ湯本中学校に2人しか入らないということですか。3人はどこかに転校したんですか。今から決まっているんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） お答えいたします。

現在のところ、先ほど学校教育課長が話ししたとおり、6年生は5名おりますが、そのうちの1人が特別支援学級であります。今のところ特別支援学校あるいは天栄中の特別支援学級を希望しております。残り4名のうちの2人が、今のところの希望は天栄中1人と、もう一人、別な天栄以外の学校を希望して、2名が今のところ湯本中に希望というふうなことであります。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） だから、こういうものも含めて、私は統合問題をいろいろ検討するわけけれども、これ早くしないと、湯本中学校の生徒がみんなほかに行っちゃうでしょう、これ。天栄中で例えば運動部やりたいとか、楽器、吹奏楽部やりたいとか、いろいろ出てくるんじゃないですか、これ。大里小学校もそうだと思うんですよ。小学校も中学校も一緒だと思うんですけども、やっぱりそれで統合してみんなの平等性を見出さないと、義務教育としてはこれやってはいけないことだと思うんですよ。もともとその1つにするのに、新しい小学校つくるには大変だかもしれないけれども、とりあえず広戸小学校にやったら、広戸小学校に統合しようとなったらば、これ広戸小学校は教室は間に合うんですか、今の現在の人数で。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） お答え申し上げます。

現在のところ、仮にですけれども、統合をした場合に、30人学級を含めて普通学級10から十二、三学級が必要となります。10から十二、三の学級で授業を行えるとすると、今のところ広戸小学校しかありません。ただ、広戸小学校も現在、児童クラブ館で2つの教室を児童クラブ館として使っていますので、それを普通教室に戻せば13学級くらいになるというふうになる予定であります。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） だから、これ検討委員会で、もし統合で決まれば、もう教室なんか天

栄小なんて新しく今、土地買って建物立てていたら大変な金額かかりますよね。とりあえず
広戸小学校を統合、天栄小学校にするといえば、今現在は大丈夫なんですよね。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） お答えいたします。

今は仮の話でありますので、そのようにすれば、先ほど言った児童クラブ館として使っている普通教室を2つの普通教室に戻さなくちゃなりませんし、児童クラブ館もその分の教室をどこかにつくらなくちゃならないという予算も、これは仮の話でありますけれども、かかります。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 村長、今のこの仮の話ではおかしいんですけれども、もしかその答申でその統合を進めるということになって、もう小学校をぜひつくりたいといって、土地買って建物すぐできないですよね。その仮の教室じゃないですけれども、その広戸小学校を仮の統合小学校にしておいてやるという考えはあるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

初めてそういうふうな考え方のお話をいただいた中で、仮の小学校というのは今後どういう形で持っていけるのか、本当により多くの方々のご意見をいただいて方向性は決めてまいりたいというお話も以前しましたが、本当に喫緊の課題である。そして保護者、あとは子どもたち、周りの方々のそういった要望があれば、一番やっぱり子どもたちによりいい学びの環境はつくっていかなくちゃならないという思いでございますので、その意見を聞いた中で判断をさせていただきたいと考えています。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 問題は地域住民の理解ですよね。その廃校になった学校をどうするか。それが一番問題だと思うんですけれども、その検討委員会でもその話をしなくちゃ前に進まないと思うんですけれども、廃校にして何もしなくてはその地域住民の人は賛成とはみんな賛成にはならないでしょう、これ。やっぱり湯本小学校なり、湯本中学校なり、大里小学校なり、牧本小学校でもどこでも一緒なんでしょうけれども、そういう検討も議題に上げないとまずいと思うんですけれども、検討委員会で。教育長、どう思っていますか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） お答えいたします。

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引が平成27年度に出されておりました、やっぱりこのこういうふうな学校の規模の適正化については、この学校規模適正の検討については、児童・生徒の教育条件をよりよくする目的で行うべきであるというのが、一番最初の基本的な考え方でありまして、その後の廃校の利用をどうするかというのは、この検討委員会では恐らく話には出てこない。出るべきことの内容ではないんじゃないかというふうに思われます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） じゃ、この検討委員会で統合に決めますよといったら、みんな地域住民の人ら全然関係なくて構わないということですか。これではみんな納得いかないと思うんですけども、そういう、別に跡地利用を考えなくてもいいということですか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） お答えいたします。

先ほどから何度もお話しはしているんですけども、その検討委員会では村あるいは村の教育委員会がやっぱり学校の小規模に伴う諸問題に正面から向き合って、保護者や地域住民とともに課題を精緻に分析して、その結果の共有を図った上で検討委員会の答申を踏まえて、子どもたちを健やかに育ていくための最善の選択をしていきたいというふうに考えておりますので、その跡地利用については、申し訳ございませんが、その検討委員会では話し合いの対象には、今回については恐らく時間的にも話す内容的にもちょっと目的からそ外れてくる場合もありますので、今回については子どもたちを健やかに育ていくための最善の選択についての学校のあり方というふうなことについて検討していくということになると思います。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ検討委員会にあらゆる人が来るんでしょう。そうしたら、みんなその跡地の利用の話はしないんですか、全然。みんなそれで、じゃ統合で決まりで、あんたは反対ですか、賛成ですかと言って、例えば半々になったらどうするんですか、これ。どういう結論出すんですか。その意味でも、再利用のこういうふうにしていきますよ、ああいうふうにしていきたいんですという地域住民の要望も聞かなくちゃいけないんじゃないですか。そう簡単に統合で賛成、賛成とみんな賛成になるわけではないでしょう。その地域住民の納得がいかないと統合はまずできないと思いますよ。昔の羽鳥小学校の問題も私、聞いたことあるんですけども、地域住民の反対があって大変だったという、それ説得させるのは容易でなかったということありますから、だから今度、反対運動できたら、統合なんか全然できませんよ。だから、そういうのだって議題に上げないと、こういう例えば合宿所誘致に今の

中学校を使いますよ、風呂をつかって個室つかって、それを民間に委託して何とか運営できるように考えましたとか、そういう方法がなければ無理なんじゃないですか、これ。最初から統合ありきで集まって、みんな何でそういう簡単にそっちのほうに行ってしまうんだという話にならないですか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） お答えいたします。

今回のその検討委員会の目的は、先ほどからお話ししているように、児童・生徒の教育条件をよりよくする目的で行うべきもので、例えば統合ありきではなくて、中には学校を残しつつ、小規模のよさを生かした学校づくりを行うのかとか、あるいは過疎地など地域の実情において小規模の課題を克服しつつ、小規模の存続を選択する市町村の判断も尊重しなくちゃならないというふうなことでありますので、地域住民の人たちの話を十分入れて答申していただくというふうな結果になるかと思えます。統合ありきの話し合いではなくて、よりよい環境づくりのためにはどれが天栄村ではいいのかというふうな結論づけになるのであって、その廃校の再利用については、この教育委員会だけでは決めることが恐らくこの検討委員会の中では決めることができないと思えますので、というのは恐らくほかの地区でやっているIT企業を誘致するとか、そういうのは教育委員会の管轄というか、この話題の中では結論づけるということは非常に難しいんじゃないかなというふうに思って、焦点を絞って、子どもたちの教育条件の中でベスト、一番いい選択は何かということをお話し合う会になるかと思えます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） とにかくいろいろ検討委員会でいい方向に答申できるように頑張ってもらいたいと思います。私の言いたいのは、人数が増えれば多くの児童の協調性、人とのきずな、人を思いやる優しさ、感謝をする気持ちが養われると思うんですよね。マーチングバンドにしろ、鼓笛隊にしろ、何でも子どもの能力を伸ばすためにも人数が少なくてできなくてはしょうがないから、私は、だから、学校を大きくしながら統合しながら子どもの能力を引き出せるような小学校にしてもらいたいと思うんですよ。だから、その検討委員会も早く進めてもらって答申をしてください。

1つ目の質問は終わります。

次に、2点目、認定症予防対策への取り組みは。

介護保険料が値上がりは村民の負担が増し、一般財源の給付費も増えていると思うが、団塊世代が高齢者になってくれば負担がだんだん増えていくと思います。そのためにも高齢者の方々の健康予防が大切だと考えます。しかし、身体への予防に対しては、既にさまざまな

取り組みがなされておりますが、認知症に関しては今現在どのような対策をとられているのか伺いたい。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

現在、高齢者への介護予防事業につきましては、湯ったりミニデイサービス事業、体操サロン、水中ウォーキング事業等を展開し、元気な高齢者の増加に努めております。

また、昨年度から重点的に実施しております地域自主サロンにおいても、体を動かすことはもちろん手先を動かす制作活動により、脳の活性化が図られ、何気ない会話によっても認知症の予防につながっているものと考えております。

この地域自主サロンは、地域の高齢者の方々が集まることで、相互のつながりが強まり、地域全体で見守ることにより、認知症などの早期発見につながっていくものと感じております。

このようなさまざまな取り組みにより、認知症への対策を行っているところであります。引き続きこれらの事業の充実を図り、今後迎える団塊の世代の方々の高齢化に対して、積極的な施策を講じてまいりたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 今現在の天栄村民の人口、65歳以上、70歳以上、75歳以上、80歳以上の人数をお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

65歳以上で1,924名、70歳以上で1,344名、75歳以上で965名、80歳以上で702名となっております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ今現在のその要介護3以上の年齢はわかりますか。要介護3以上の人数。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

介護度別にはちょっと手元に持っていないくて、認定者の総合的な人数であれば、今現在ですと、335人です。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番(服部 晃君) これ要介護1からの人数ですか、これ、要介護。この335人のうちの今、特別養護老人ホームに入っている方が在宅介護やっている人数は何人ですか。

○議長(廣瀬和吉君) 住民福祉課長、熊田典子君。

[住民福祉課長 熊田典子君登壇]

○住民福祉課長(熊田典子君) 答えいたします。

入所人数につきましては、日々変更しますので、約大体100名前後が施設等に入所はされています。残りについては、在宅なんですけど、335名のうちサービスを使われていない方もおりますので、全員がサービスを使っているわけではないということをご理解いただきたいと思っております。

○議長(廣瀬和吉君) 4番、服部晃君。

○4番(服部 晃君) そうすると、今、特養の待機者は何人ですか。要介護3以上ですよ。待機者、今現在何人待機しているんですか。

○議長(廣瀬和吉君) 住民福祉課長、熊田典子君。

[住民福祉課長 熊田典子君登壇]

○住民福祉課長(熊田典子君) 答えいたします。

現在待機者ですと、9月1日現在で20名いらっしゃいます。そのうち12名がどこの施設のほうに入所されております。在宅で介護されている方が8名待機しております。そのうち介護3の人が6名ですので、重いと思われる方で介護4の方が2名、今待機している状況でございます。

○議長(廣瀬和吉君) 4番、服部晃君。

○4番(服部 晃君) これ今3年間比べると、これ335名というのは増えているんですか、減っているんですか、これ。もう前年まで比べると、現在335名の要介護認定になっている方は増えているんですか、減っているんですか。

○議長(廣瀬和吉君) 住民福祉課長、熊田典子君。

[住民福祉課長 熊田典子君登壇]

○住民福祉課長(熊田典子君) 答えいたします。

過去3年間で比較しますと、徐々に28年で308名、29年で314名、30年度で324名ですので、少しずつ増えてはきておりますが、ただ全てサービスを必要としている方が申請して認定を受けているわけではなくて、病院等で入院されたときにサービスを使うのではなく、念のために介護申請をしてくださいますというふうな指導がありますので、その結果、申請して認定を受けてサービスは使わないという方が増えている状況ではございます。

○議長(廣瀬和吉君) 4番、服部晃君。

○4番(服部 晃君) じゃ、私はこの増えているというから、私、心配しているのは、介護

給付費12.5%、天栄村で出しますよね。これがだんだん増えていって、もう大変な財源圧迫になっちゃうんじゃないかなと思っているんですけども、これ過去3年間で増えているんですか、減っているんですか、今は。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

平成28年度からの給付費で比較しますと、毎年減ってきているように決算ではなっております。28から29では0.9%の減、30年度では1.2%の減、31年度も現在請求が来ているものの1カ月の平均を出して、それを12カ月で見込みを出しますと、1.5%ぐらいは減るのではないかなということで見込んでおります。

〔「金額」の声あり〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 金額ですと、28年度が6億3,021万5,822円です。29年度が6億……

○4番（服部 晃君） 議長、いいですか。

すみません。その金額聞いているんじゃないかと、介護給付費。天栄村で12.5%出しているでしょう。その6億も出しているわけないでしょう。

○住民福祉課長（熊田典子君） 12.5%の金額ではなくて、サービスを使った給付の総額を今、述べまして、これに12.5%ではなくて、県費と国庫でもまた分かれてきますので、一概には12.5とはちょっと計算できないんですけども。約12.5%で計算すれば大体の数字は出ますが、それでよろしいでしょうか。

○4番（服部 晃君） いいです、それで。

○住民福祉課長（熊田典子君） じゃ、ちょっと計算します。

○議長（廣瀬和吉君） 暫時休議します。

（午後 4時06分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 4時08分）

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お時間をいただき、大変ありがとうございました。お答えいたします。

平成28年度では7,877万6,977円、31年度の見込みでは7,582万5,063円となる予定でございます。

ます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ、そうすると、給付費が減っているということですか。ほかの市町村に聞くと、増えているという話は聞くんですけれども、じゃ、天栄村これなぜ減ったんですか。認知症予防対策がしっかりいったから減ったんですか。じゃ、住民福祉課長が一生懸命やったから、これだけ減ったということですか。いや、素晴らしいことだと思いますけれども、本当に須賀川市も鏡石町も増えているという話はしていましたよ、私、聞いたんですけれども。いや、これは素晴らしいことだと思います。だから、水中ウォーキングとか、あれとか、有酸素運動とかいっぱいいろんなことやっているから、それがあれですよ。だから、今までどおり、今まで以上に頑張ってもらって、いや、これこういうふうになれば、私、何も言うことございません。認知症予防対策で私、質問しているわけですから、これが減っているんならば、質問する必要ないし、いや、熊田課長にはすごい課長ができたなと思うんですけれども、まだ村長に話したいは、私、介護予防というのほうと大切な事業だと思うんですよ。これやっぱり特化して1人でもその専門職みたいな育てて、いつでもその人に聞けばわかるということ、やっぱり課までつくる必要はないですけれども、特化した人をつけておかないと、これ無理だと思うんですけれども、どうですかね。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

今後、高齢化により増えるだろうというようなことでの取り組みが、住民福祉課長を中心に福祉課の中でしっかりと対応してきていることをございますので、今後もお一層そこには力を入れて進めていただければなと思っております。今後またこの介護の費用等々が増してくるようであれば、議員がおっしゃっているようなことも検討してまいりたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） いや、今の数字聞いて、私はびっくりしました。熊田課長には本当に感謝申し上げます。ありがとうございます。まだ私が一番心配したのは、その介護給付費でもそうだし、介護保険料がどんどん上がっていくんじゃないかと心配したんですけれども、これだけ抑制していれば十分だと思うんで、まだ今まで以上に、またいろんなことやりながら計画しながら認知症予防を頑張っていってほしいと思います。ありがとうございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君の一般質問は以上で終了します。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

どうもご苦労さまでした。

(午後 4時13分)

9 月 定 例 村 議 会

(第 2 号)

令和元年9月天栄村議会定例会

議事日程（第2号）

令和元年9月10日（火曜日）午前10時開議

- | | | |
|--------|---------|---|
| 日程第 1 | 報告第 1号 | 地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告について |
| 日程第 2 | 議案第 1号 | 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 3 | 議案第 2号 | 天栄村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 3号 | 天栄村特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 4号 | 天栄村大山地区排水処理施設設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 5号 | 天栄村農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 6号 | 天栄村簡易排水処理施設設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 7号 | 天栄村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 8号 | 天栄村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 9号 | 天栄村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 10号 | 天栄村二岐専用水道条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 12 | 議案第 11号 | 工事請負契約の一部変更について |
| 日程第 13 | 議案第 12号 | 平成30年度天栄村一般会計決算認定について |
| 日程第 14 | 議案第 13号 | 平成30年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について |
| 日程第 15 | 議案第 14号 | 平成30年度牧本財産区特別会計決算認定について |
| 日程第 16 | 議案第 15号 | 平成30年度大里財産区特別会計決算認定について |
| 日程第 17 | 議案第 16号 | 平成30年度湯本財産区特別会計決算認定について |
| 日程第 18 | 議案第 17号 | 平成30年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について |
| 日程第 19 | 議案第 18号 | 平成30年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について |

日程第20	議案第19号	平成30年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について
日程第21	議案第20号	平成30年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について
日程第22	議案第21号	平成30年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について
日程第23	議案第22号	平成30年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について
日程第24	議案第23号	平成30年度天栄村介護保険特別会計決算認定について
日程第25	議案第24号	平成30年度天栄村風力発電事業特別会計決算認定について
日程第26	議案第25号	平成30年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について
日程第27	議案第26号	平成30年度天栄村水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大須賀	溪 仁 君	4番	服 部	晃 君
5番	小 山	克 彦 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田	喜 八 君
9番	後 藤	修 君	10番	廣 瀬	和 吉 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田	勝 幸 君	副 村 長	森	茂 君
教 育 長	久 保	直 紀 君	参 事 兼 総 務 課 長	揚 妻	浩 之 君
企 画 政 策 課 長	北 畠	さ つ き 君	税 務 課 長	塚 目	弘 昭 君
住 民 福 祉 課 長	熊 田	典 子 君	産 業 課 長	黒 澤	伸 一 君
建 設 課 長	内 山	晴 路 君	参 事 兼 管 理 者	清 淨	精 司 君
湯 本 支 所 長	星	裕 治 君	学 校 教 育 課 長	櫻 井	幸 治 君

生涯学習課 関根文則君 代表委員 常松秀夫君
監査委員

職務のため出席した者の職氏名

議事局長 小山富美夫 書記 星千尋
書記 大須賀久美

◎開議の宣告

- 議長（廣瀬和吉君） おはようございます。
ただいまより本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は9名であります。
よって、定足数に達しております。
8番、熊田喜八君より、遅くなるとの連絡がございました。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

- 議長（廣瀬和吉君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第2号をもって進めます。
-

◎報告第1号の上程、説明、報告

- 議長（廣瀬和吉君） 日程第1、報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、揚妻浩之君。

[参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇]

- 参事兼総務課長（揚妻浩之君） おはようございます。

報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条及び第22条の規定により、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を別紙のとおり報告する。

なお、これらの比率についての同法第3条及び第22条の規定による監査委員の意見は、別冊のとおりである。

令和元年9月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いいたします。

まず、健全化判断比率であります。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、実質収支が黒字であるため算定されませんでした。実質公債費比率につきましては8.7%で前年度比1%の増、将来負担比率につきましては15.9%で前年度比1.7%の減となりました。なお、いずれの比率につきましても国の基準を下回っております。

次のページの資金不足比率でございますが、水道事業会計から、最終、工業用地取得造成

事業特別会計まで、全ての会計において資金剰余であったため比率は算定されませんでした。
以上であります。

○議長（廣瀬和吉君） これをもって報告を終わります。

ここで、村代表監査委員から、平成30年度天栄村財政健全化判断比率並びに水道事業会計等特別会計資金不足比率に関する意見書が提出されておりますので、その報告を求めます。
代表監査委員、常松秀夫君。

〔代表監査委員 常松秀夫君登壇〕

○代表監査委員（常松秀夫君） おはようございます。

それでは、地方公共団体の財政の健全化に関する比率の審査意見のご報告を申し上げます。
まず、財政健全化判断比率でございますが、書類はいずれも適正に作成されているものと認められました。実質赤字比率、連結赤字比率につきましては、実質収支は黒字のため実質赤字比率は算出されませんでした。実質公債費比率につきましては8.7%となっており、前年度より0.1%の増加であり、基準の25%と比較すると、これを下回り、良好でございます。将来負担比率につきましては15.9%となっており、前年度より1.7%の減少であります。基準の350%と比較すると、これを大きく下回り、特に指摘すべき事項はなく、良好と認めました。

次に、水道事業並びに特別会計の資金不足の比率でございますが、いずれも適正に書類は作成されているものと認められました。資金不足比率につきましては、資金不足が生じていないため算出されていませんでした。その他、特に指摘すべき事項はございません。

なお、審査意見書については別冊のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（廣瀬和吉君） ご苦労さまでした。

以上で報告は終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第2、議案第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案を事務局に朗読させます。

〔議会事務局長 小山富美夫君登壇〕

○議会事務局長（小山富美夫君） 議案第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

本村の教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和元年9月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

住 所 天栄村大字牧之内字原町33番地

氏 名 清 水 栄 一

生年月日 昭和36年3月20日生

○議長（廣瀬和吉君） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） おはようございます。

提案理由をご説明申し上げます。

本年11月24日をもって、清水栄一委員の任期が満了となります。このため、引き続き同氏を任命するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

清水栄一氏は、教育委員会委員として平成23年11月から務められており、人格、識見に優れ、また教育に関する経験も豊かであり、引き続き任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づきまして、議会の同意をお願いするものであります。

なお、任期は4年であります。

以上、上程いたしますので、ご同意を賜りますようお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第3、議案第2号 天栄村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 議案第2号 天栄村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年9月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例。

天栄村印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和56年天栄村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「により」を「に基づき、村が備える住民基本台帳に」に改める。

第5条第1項第1号中「氏、名」の下に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の下に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の下に、「、旧氏」を加える。

第6条第3号中「氏名（」の下に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録されている」を「の記載がされている」に、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改める。

第11条第1号中「氏名（」の下に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録されている」を「の記載がされている」に、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改め、同条第5号中「記録」を「記載が」に改める。

第15条第2項第3号中「氏名、氏」の下に「（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載されている旧氏を含む。）」を加える。

附則。

この条例は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第152号）の施行の日（令和元年11月5日）から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、住民基本台帳法施行令等の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

資料の2ページをお願いいたします。

主な改正内容をご説明申し上げます。

第6条、登録事項ですが、住民票に旧氏の記載がされているものは登録されているものとし、印鑑登録の際に旧氏を登録できるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第11条、印鑑登録証明書でございますが、旧氏の登録がされているものは、印鑑登録証明書に旧氏を記載し作成するものであります。

改正内容につきましては、関係条文に旧氏をそれぞれ追加する改正となっております。

以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第4、議案第3号 天栄村特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 議案第3号 天栄村特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年9月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例。

天栄村特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例（平成27年天栄村条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第3条中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第4条第1項中「及び村立幼稚園（天栄村立幼稚園設置条例（昭和41年天栄村条例第6号）第2条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）」を削り、同項ただし書を削る。

第6条中「村立幼稚園」の下に「（天栄村立幼稚園設置条例（昭和41年天栄村条例第6号）第2条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、村が認定を行った施設等利用給付認定子どもに係る村立幼稚園の預かり保育料については、これを徴収しない。

附則。

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

本条例の基準であります子ども・子育て支援法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

資料の4ページをお願いいたします。

新旧対照表により主な改正内容をご説明申し上げます。

第4条につきましては、10月から幼児教育の無償化に伴い、村立幼稚園の利用者負担額の徴収について、条文を削除するものでございます。

第6条は、村立幼稚園の預かり保育料について、新認定を受けた者は徴収しないこととするものでございます。

改正内容につきましては以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第5、議案第4号 天栄村大山地区排水処理施設設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 議案第4号 天栄村大山地区排水処理施設設置条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村大山地区排水処理施設設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年9月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村大山地区排水処理施設設置条例の一部を改正する条例。

天栄村大山地区排水処理施設設置条例（昭和63年天栄村条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「2,160円」を「2,200円」に、「540円」を「550円」に、「1万800円」を「1万1,000円」に、「1万6,200円」を「1万6,500円」に改める。

附則。

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

提案理由についてご説明をいたします。

別紙の説明資料5ページをお願いいたします。

このたびの改正につきましては、消費税率の改定によりまして、令和元年10月1日に8%から10%に引き上げられることに伴いまして、現行料金に消費税分の引き上げ額を計上するものでございます。

新旧対照表でございますが、下段が現行、上段が改正案となっております。

まず、下段の現行の額、一般住宅の1カ月につき世帯割2,160円、それから世帯割額、世帯員1人につき540円の額についてでございますが、この現行の額につきましては、消費税8%が加算された額となっております。このため、この額を割り戻ししまして、消費税を除いた額、世帯割2,000円、それから世帯員割500円という税抜き価格になります。

この税抜き価格に対しまして消費税率10%を加えた額が今回の改正案となりまして、こちらの改正案、上段でございますが、このため、世帯割が2,200円、世帯員割が550円とするものでございます。併用住宅につきましても同様に1万800円を1万1,000円に、店舗につきましても1万6,200円を1万6,500円に改正するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第6、議案第5号 天栄村農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 議案第5号 天栄村農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年9月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例。

天栄村農業集落排水処理施設設置条例（平成元年天栄村条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「2,160円」を「2,200円」に、「540円」を「550円」に、「7,560円」を「7,700円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「1万800円」を「1万1,000円」に改める。
附則。

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

提案理由についてご説明をいたします。

こちら消費税率の改定に伴う改正でございます。

別添の資料6ページでございます。

新旧対照表でございますが、下段の現行の使用料の月額、一般住宅の基本料でございますが、1世帯当たり2,160円、それから人員割、世帯員1人当たり540円についてでございますが、こちら消費税額を含んでおりますので、こちらを税抜き価格に割り戻しをいたします。この価格に対しまして消費税率10%を加えた額が改正案としております。

このため、一般住宅の1世帯当たりの額が上段2,200円、1世帯1人当たりの額が550円、店舗兼住宅におきましても同様に算出し7,560円を7,700円に、団体につきましても5,400円を5,500円に、旅館につきましても1万800円から1万1,000円に改正するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第7、議案第6号 天栄村簡易排水処理施設設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 議案第6号 天栄村簡易排水処理施設設置条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村簡易排水処理施設設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年9月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村簡易排水処理施設設置条例の一部を改正する条例。

天栄村簡易排水処理施設設置条例（平成6年天栄村条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「2,160円」を「2,200円」に、「540円」を「550円」に、「7,560円」を「7,700円」に、「5,400円」を「5,500円」に改める。

附則。

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

提案理由についてご説明をいたします。

こちらにつきましても消費税率の改定に伴う改正でございます。

こちらの価格につきましても消費税率8%で計算しております金額でございますので、これを税抜き価格に割り戻しをしまして10%を加えた額が改正案の額となります。

料金についてはさきの議案と同様になっております。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第8、議案第7号 天栄村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 議案第7号 天栄村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年9月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

天栄村道路占用料徴収条例（昭和60年天栄村条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「1.08」を「1.1」に改める。

附則。

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

提案理由についてご説明いたします。

こちらも消費税率の改定に伴う改正でございます。

説明資料の8ページをご覧くださいと思います。

こちらのほうに消費税率が明記されておりますが、このたび消費税率の改定に伴いまして「1.08」を「1.1」に改正するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第9、議案第8号 天栄村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 議案第8号 天栄村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年9月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村水道事業給水条例の一部を改正する条例。

天栄村水道事業給水条例（昭和48年天栄村条例第10号）の一部を次のように改正する。

第24条第1号の表中「1,850円」を「1,885円」に、「195円」を「203円」に、「1,910円」

を「1,948円」に、「205円」を「209円」に、「4,285円」を「4,368円」に、「190円」を「198円」に、「3,125円」を「3,184円」に、「310円」を「319円」に改め、同条第2号の表中「2,745円」を「2,796円」に、「270円」を「277円」に改め、同条第3号の表中「165円」を「172円」に、「270円」を「277円」に、「310円」を「319円」に、「490円」を「502円」に、「835円」を「853円」に、「3,460円」を「3,524円」に、「4,195円」を「4,273円」に改める。

附則。

(施行期日)

第1項、この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(料金に関する経過措置)

第2項、この条例による改正後の天栄村水道事業給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、令和元年10月31日までの間に料金支払を受ける権利の確定するものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定する日が同月31日後である水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後、初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。

第3項、前項の月数は暦にしたがって計算し、一月に満たない端数が生じたときは、これを一月とする。

提案理由についてご説明を申し上げます。

資料の9ページをご覧ください。

今回、消費税率が改定されることに伴いまして、料金の改正を行うものでございます。

料金の改正につきましては、去る8月21日に天栄村水道運営協議会を開催いたしまして、改定内容の審議を行ったところでございます。今回の改正が消費税率の改正に基づくものであることから、ご理解をいただいているところでございます。

内容についてご説明を申し上げます。

現行の料金につきましては消費税率8%を含んだ額となっておりますので、この額を割り戻しいたしまして税抜き価格とします。この税抜き価格に対しまして消費税率10%を加えたものとなっております。

まず、改正案、現行とございますが、第24条の料金、第1号の専用給水装置の部分でございます。下段になりますが、現行では、基本料金の家庭用10立方メートルまで料金1,850円、超過料金1立方メートルにつき195円とあるものを、上段でございますが、基本料金1,885円、

超過料金203円に改めるものでございます。団体用では、1,910円、205円を、1,948円、209円に改めるものでございます。営業用では、4,285円、190円を、4,368円、198円、臨時用では、3,125円、310円を、3,184円、319円にそれぞれ改定するものでございます。

第2号の共用給水装置につきましても、同様に、基本料金の10立方メートルまでの料金2,745円と超過料金270円を、それぞれ2,796円、277円に改定し、3号のメーター使用料につきましても、それぞれ消費税率を加算した額というふうな形で今回の改正を行うものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第10、議案第9号 天栄村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 議案第9号 天栄村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年9月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例。

天栄村簡易水道事業給水条例（昭和53年天栄村条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「1,510円」を「1,540円」に、「100円」を「104円」に、「1,620円」を「1,654円」に、「3,245円」を「3,309円」に、「1,735円」を「1,769円」に、「175円」を「182円」に、「1,425円」を「1,455円」に改める。

別表第4中「165円」を「172円」に、「270円」を「277円」に、「310円」を「319円」に、「490円」を「502円」に、「835円」を「853円」に、「3,460円」を「3,524円」に改める。

附則。

（施行期日）

第1項、この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（料金に関する経過措置）

第2項、この条例による改正後の天栄村簡易水道事業給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、令和元年10月31日までの間に料金支払を受ける権利の確定するものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定する日が同月31日後である水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後、初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。

第3項、前項の月数は暦にしたがって計算し、一月に満たない端数が生じたときは、これを一月とする。

提案理由についてご説明を申し上げます。

こちら消費税率の改定に伴い料金の改正を行うものでございます。

資料のほう11ページをご覧くださいと思います。

下のほうが現行、上段が改正案でございます。

第3の給水装置でございますが、基本料、家庭用10立方メートルまでの水量、料金が1,510円、超過料金100円とあるものを料金1,540円、超過料金104円、団体用についても1,620円と100円とあるものを1,654円と104円、それぞれ改正をするものでございます。

料金の設定に当たりましては、現在の価格が消費税を含む8%というふうな料金で設定しておりますので、税抜き価格に割り戻しをしまして10%消費税率を加算して算出したものとなっております。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
ここで暫時休議します。11時10分まで休みます。

（午前10時47分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前11時10分）

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第11、議案第10号 天栄村二岐専用水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 議案第10号 天栄村二岐専用水道条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村二岐専用水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年9月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村二岐専用水道条例の一部を改正する条例。

天栄村二岐専用水道条例（昭和48年天栄村条例第30号）の一部を次のように改正する。

第24条の表中「695円」を「711円」に、「50円」を「51円」に、「810円」を「827円」に、「40円」を「41円」に改める。

第25条の表中「165円」を「172円」に、「270円」を「277円」に、「310円」を「319円」に、「490円」を「502円」に改める。

附則。

(施行期日)

第1項、この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(料金に関する経過措置)

第2項、この条例による改正後の天栄村二岐専用水道条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、令和元年10月31日までの間に料金支払を受ける権利の確定するものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定する日が同月31日後である水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後、初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。

第3項、前項の月数は暦にしたがって計算し、一月に満たない端数が生じたときは、これを一月とする。

提案理由についてご説明をいたします。

13ページをご覧いただきたいと思います。

これにつきましても消費税の改定に伴う改正となっております。

改正の内容でございますが、現在の料金が消費税8%を含んでおりますので、これを割り戻ししまして、消費税抜きの価格、これに対して消費税10%を加えたものとなっております。

まず、下の基本料金、専用、一般、使用水量10立方メートルまで695円、超過料金50円を、上段、711円と51円に改めるものでございます。営業用につきましても同様に、810円、40円を、827円、41円に改めるものでございます。共同とあるものに関しましては、1世帯につき使用水量10立方メートルまで695円とあるものを711円に、超過料金50円とあるものを51円に改定するものでございます。

次に、第25条、メーターの使用料でございますが、口径13ミリメートルで1カ月につき165円から172円に、20ミリメートルで270円から277円、25ミリメートルで310円から319円に、30ミリメートルで490円から502円へ改正するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第12、議案第11号 工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 議案第11号 工事請負契約の一部変更について。

平成30年12月6日議会の議決を受けた今坂区仮置場原形復旧工事請負契約の一部を次のとおり変更する。

令和元年9月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

3、契約金額中「1億2,636万円うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額936万円」を「1億2,504万240円うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額926万2,240円」に改める。

提案理由についてご説明をいたします。

資料のほう14ページをお願いいたします。

まず、14ページにつきましては、工事請負変更仮契約書でございます。

工事番号、第93号今坂区仮置場原形復旧工事。

工事の場所でございますが、天栄村大字白子字葎ヶ入地内外でございます。

受注者につきましては、有限会社おおき建設工業でございます。

第2条、工事請負代金の額131万9,760円を新たに減額するものでございます。

こちらにつきましては、令和元年8月9日に仮契約を結んだものでございます。

次のページをお願いいたします。

変更請負額調書でございます。こちらは変更請負額を算出する調書でございます。

変更請負額としまして、下のほうに計算式及び金額が記載となっております。

次のページをご覧くださいと思います。

こちら平面図となっております。

平面図、ピンクの色に着色されておりますが、このたびの原状回復におきまして、購入土としまして黒ボク土を投入し、敷きならしと一定程度の転圧を行うこととしておりました。しかしながら、その際に沈下量を想定して計画しておりましたが、敷きならし後の地盤といえますか、土が安定しているということもございまして、投入する黒ボク土を土量を減らすことができたために、これを変更するものでございます。

あともう一つは、平面図の中ほど、赤色で表示されている部分につきましては、新たに追加した編柵工でございます。畑の面が道路より一段高いところにあることから、畑の土砂の流出を防止ということで、このために設置するものでございます。

あとそのほか、現場精査の結果、のり面工の減、側溝の敷設延長の減、それぞれの工種において増減が生じております。これらを合わせまして、このたび変更するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号～議案第26号の一括上程、説明

○議長（廣瀬和吉君） 日程第13、議案第12号 平成30年度天栄村一般会計決算認定について、日程第14、議案第13号 平成30年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について、日程第15、議案第14号 平成30年度牧本財産区特別会計決算認定について、日程第16、議案第15号 平成30年度大里財産区特別会計決算認定について、日程第17、議案第16号 平成30年度湯本財産区特別会計決算認定について、日程第18、議案第17号 平成30年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について、日程第19、議案第18号 平成30年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について、日程第20、議案第19号 平成30年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について、日程第21、議案第20号 平成30年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について、日程第22、議案第21号 平成30年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について、日程第23、議案第22号 平成30年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について、日程第24、議案第23号 平成30年度天栄村介護保険特別会計決算認定について、日程第25、議案第24号 平成30年度天栄村風力発電事業特別会計決算認定について、日程第26、議案第25号 平成30年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について、日程第27、議案第26号 平成30年度天栄村水道事業会計決算認定について、以上15議案を一括議題といたします。

ここで、決算書の提案理由の説明に入るに先立ち、代表監査委員より、平成30年度決算審査意見書についての報告を求めます。

代表監査委員、常松秀夫君。

〔代表監査委員 常松秀夫君登壇〕

○代表監査委員（常松秀夫君） 決算審査意見書について申し上げます。

平成30年度天栄村一般会計決算及び特別会計決算並びに定額運用基金の運用状況の審査意見

第1 審査の概要

1 審査の対象

- (1) 平成30年度天栄村一般会計歳入歳出決算
- (2) 平成30年度天栄村国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (3) 平成30年度牧本財産区特別会計歳入歳出決算
- (4) 平成30年度大里財産区特別会計歳入歳出決算
- (5) 平成30年度湯本財産区特別会計歳入歳出決算
- (6) 平成30年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計歳入歳出決算

- (7) 平成30年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算
- (8) 平成30年度天栄村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- (9) 平成30年度天栄村二岐専用水道特別会計歳入歳出決算
- (10) 平成30年度天栄村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
- (11) 平成30年度天栄村簡易排水処理施設特別会計歳入歳出決算
- (12) 平成30年度天栄村介護保険特別会計歳入歳出決算
- (13) 平成30年度天栄村風力発電事業特別会計歳入歳出決算
- (14) 平成30年度天栄村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (15) 各会計に係る歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書
- (16) 財産に関する調書
- (17) 定額運用基金の運用状況を示す書類

2 審査の期間

令和元年8月2日、令和元年8月5日から令和元年8月6日の3日間

3 審査の手続

この審査にあたっては、村長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して調整されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に行われているか等に主眼をおき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めるその他の審査手続を実施した。

第2 審査の結果

審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿と証拠書類と照合した結果誤りのないものと認められた。また各基金の運用状況を示す書類の計数についても関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており誤りのないものと認められた。

なお、次ページ以降についてはお目通しをしていただきたいと思います。

8ページをお開きください。

2 審査意見

(1) 一般会計

財政構造については、前述のとおり、財政力指数は前年度と比較して概ね横ばいとなっている。また、実質公債費比率も前年度と比較して横ばいとなっているが、経常収支比率はやや低下しているため、健全性を維持していると認められる。

歳入の根幹をなす村税は、前年度と比較すると徴収率、収納額ともに増加した。この主たる要因は、滞納処分による徴収率向上などによるものであるが、村税の収入未済額は9,973

万円余りと依然として高額であり、負担の公平性の観点からも、今後とも地方税法に基づく厳正な滞納処分並びに不納欠損処分等により収入未済額の縮減や更なる徴収率の向上を図るとともに、課税客体を的確に把握し適正公平な課税に努められたい。

また、多額の収入未済額が生じていた定住促進住宅使用料については、継続的な臨戸訪問を実施している成果もあり、収入未済額が減少している。今後も引き続き早期回収に努め、新たな収入未済が生じることのないよう努力願いたい。

次に村有施設については、平成30年度に学校給食センターの改築工事に着手した以外、経費が増大した施設は見受けられない。しかし今後、経年劣化等による施設の老朽化により、維持管理経費の増加が懸念される。将来の財政負担を考慮しながら、施設の維持管理に努められたい。

また、地域振興、定住促進の観点からも、ハイテク大山工業団地や墓地公園の未分譲地の販売促進に引き続き努力願いたい。

さらに、村の一定の人口を維持するためにも、移住・定住対策は引き続き進めていく必要がある。そのためにも、空き家の利活用など住環境の整備に引き続き努められたい。

(2) 各特別会計

各特別会計は、特定の事業を行うため又は特定の歳入をもって特定の歳出に充てるため、国民健康保険特別会計など13の特別会計を設置して、その経理の明確性を図っているところである。

各特別会計とも、各種事業の執行は、全体的には良好なものとなっているので、今後も従来に増して歳入歳出両面にわたって財政運営に工夫をこらし、各種事業の推進になお一層努められたい。

次に、定額運用基金の審査意見を申し上げます。

9ページであります、

審査意見

地方自治法第241条第5項の規定に基づく基金の運用状況は、関係帳簿等を審査した結果、その運用状況は適正であった。

次に、水道事業審査意見について申し上げます。

水道事業会計の1ページをお開きください。

平成30年度天栄村水道事業会計決算審査意見

第1 審査の概要

1 審査の対象

- 1 平成30年度天栄村水道事業会計決算書
- 2 平成30年度天栄村水道事業会計決算付属書類

2 審査の期間

令和元年8月2日から令和元年8月6日までの3日間

3 審査の手続

この審査にあたっては、村長から提出された決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書（案）、貸借対照表について、関係法令に準拠して調整されているか、経営状況及び財政状態は健全か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼をおき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続きを実施したほか、必要と認めるその他の審査手続きを実施した。

第2 審査の結果

審査に付された決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書（案）、貸借対照表は法令に準拠して作成されており、決算係数は関係帳簿と証拠書類と照合した結果誤りのないものと認められた。

なお、決算概要及び審査意見は次のとおりである。

8ページをお開きください。

第3 審査意見

本水道事業会計は独立採算が原則であり、健全財政に向けての事業経営努力は認めるも、さらなる収入率の向上等財源措置を検討し、繰入金の減に努めていただきたい。

また、過年度繰越水道料金の収納についても、継続して努めていただき、所在不明者など徴収が困難なものについては不納欠損等の手続きを含め、今後ともなお根気強く未収金の回収に努力されたい。

以上でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 大変ご苦勞さまでした。

平成30年度決算審査意見書の報告が終わりました。

◎延会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

日程の途中でありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

ご苦勞さまでした。

(午前11時38分)

9 月 定 例 村 議 会

(第 3 号)

令和元年9月天栄村議会定例会

議事日程（第3号）

令和元年9月11日（水曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第12号 平成30年度天栄村一般会計決算認定について
- 日程第 2 議案第13号 平成30年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第 3 議案第14号 平成30年度牧本財産区特別会計決算認定について
- 日程第 4 議案第15号 平成30年度大里財産区特別会計決算認定について
- 日程第 5 議案第16号 平成30年度湯本財産区特別会計決算認定について
- 日程第 6 議案第17号 平成30年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について
- 日程第 7 議案第18号 平成30年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について
- 日程第 8 議案第19号 平成30年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 日程第 9 議案第20号 平成30年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について
- 日程第10 議案第21号 平成30年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について
- 日程第11 議案第22号 平成30年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について
- 日程第12 議案第23号 平成30年度天栄村介護保険特別会計決算認定について
- 日程第13 議案第24号 平成30年度天栄村風力発電事業特別会計決算認定について
- 日程第14 議案第25号 平成30年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第15 議案第26号 平成30年度天栄村水道事業会計決算認定について
- 日程第16 議案第27号 令和元年度天栄村一般会計補正予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大須賀	溪 仁 君	4番	服 部	晃 君
5番	小 山	克 彦 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田	喜 八 君

9番 後藤 藤 修 君 10番 廣瀬 和吉 君
欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田 勝 幸 君	副 村 長	森 茂 君
教 育 長	久 保 直 紀 君	参 事 兼 総 務 課 長	揚 妻 浩 之 君
企 画 政 策 課 長	北 畠 さ つ き 君	税 務 課 長	塚 目 弘 昭 君
住 民 福 祉 課 長	熊 田 典 子 君	産 業 課 長	黒 澤 伸 一 君
建 設 課 長	内 山 晴 路 君	参 事 兼 管 理 者	清 浄 精 司 君
湯 本 支 所 長	星 裕 治 君	学 校 教 育 課 長	櫻 井 幸 治 君
生 涯 学 習 課 長	関 根 文 則 君		

職務のため出席した者の職氏名

議 事 務 局 長	小 山 富 美 夫	書 記	星 千 尋
書 記	大 須 賀 久 美		

◎開議の宣告

○議長（廣瀬和吉君） おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しております。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（廣瀬和吉君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第3号をもって進めます。

◎議案第12号～議案第26号の説明

○議長（廣瀬和吉君） 日程第1、議案第12号 平成30年度天栄村一般会計決算認定についてから日程第15、議案第26号 平成30年度天栄村水道事業会計決算認定についてまで一括議題となっていますので、昨日に引き続き議題といたします。

これより、平成30年度天栄村一般会計決算書から順次提案理由の説明を求めます。

総務課長、揚妻浩之君。

[参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） おはようございます。

決算書11ページをお願いいたします。

議案第12号 平成30年度天栄村一般会計歳入歳出決算認定について事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款村税、1項村民税、1目個人分、予算現額2億539万5,000円、調定額2億1,728万4,436円、収入済額2億1,214万3,025円、不納欠損額13万963円、収入未済額501万448円。不納欠損は、繰越分につきましては1件を欠損処理したものであります。収入未済額の1節現年度分の内訳につきましては、均等割額が8万7,000円余り、所得割額が127万2,000円余り、合計136万円であります。

2目法人分、予算現額2,953万円、調定額、収入済額とも3,186万7,300円、2項固定資産税、1目固定資産税、予算現額4億1,270万1,000円、調定額5億2,427万8,846円、収入済額4億3,198万3,922円、不納欠損額3万4,400円、収入未済額9,226万524円、不納欠損額は、滞納繰越分について2件を処理したものでございます。収入未済額の1節現年分の内訳につきましては、土地分が111万8,000円余り、家屋分が170万7,000円余り、償却資産分が117万

8,000円余りの計400万5,000円であります。

2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金、予算現額1,708万2,000円、調定額、収入済額とも1,708万2,200円、3項軽自動車税、1目軽自動車税、予算現額1,967万4,000円、調定額1,984万5,110円、収入済額1,970万4,070円、収入未済額14万1,040円。収入未済額の内訳につきましては、1節現年課税分が9万2,000円、2節滞納繰越分が4万9,000円であります。

4項村たばこ税、1目村たばこ税、予算現額3,963万2,000円、調定額、収入済額とも4,026万838円。

5項入湯税、1目入湯税、予算現額645万2,000円、調定額954万5,975円、収入済額722万7,000円、収入未済額231万8,975円。収入未済は全額、2節の滞納繰越分でございます。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税、予算現額2,358万7,000円、調定額、収入済額ともに2,419万4,000円。

2項自動車重量譲与税、次のページをお願いいたします。

1目自動車重量譲与税、予算現額5,730万7,000円、調定額、収入済額ともに5,960万2,000円。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金、予算現額68万8,000円、調定額、収入済額ともに72万3,000円。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金、予算現額135万8,000円、調定額、収入済額ともに130万2,000円。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金、予算現額107万8,000円、調定額、収入済額ともに102万7,000円。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金、予算現額9,507万8,000円、調定額、収入済額ともに1億94万7,000円。

7款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、1目ゴルフ場利用税交付金、予算現額1,060万3,000円、調定額、収入済額ともに1,242万2,059円。

8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金、予算現額1,657万2,000円、調定額、収入済額ともに1,869万円。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項国有提供施設等所在市町村助成交付金、1目国有提供施設等所在市町村助成交付金、予算現額、調定額、収入済額ともに809万2,000円。

10款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、予算現額、調定額、収入済額ともに229万9,000円。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、予算現額18億7,630万1,000円、調定額、収入済額ともに19億381万2,000円。

12款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金、予算現額83万7,000円、調定額、収入済額ともに85万円。

13款分担金及び負担金、1項分担金、1目衛生費分担金、予算現額41万1,000円、調定額、収入済額ともに41万7,000円。

2目農業費分担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

3目総務費分担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

教育費分担金、予算現額2万円、調定額、収入済額ともに2万575円。

5目消防費分担金、予算現額ゼロ、調定額、収入済額ともに6万343円。

2項負担金、1目総務費負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2目民生費負担金、予算現額911万1,000円、調定額919万194円、収入済額917万7,194円、収入未済額1万3,000円。収入未済額につきましては、5節の預かり保育料負担金のうちの天栄幼稚園分1名であります。なお、今年7月に収入済額となっております。

3目教育費負担金、予算現額120万3,000円、調定額、収入済額ともに121万7,480円。

農業費負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

5目衛生費負担金、予算現額6万7,000円、調定額、収入済額ともに5万8,840円。

14款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、予算現額222万4,000円、調定額、収入済額ともに223万5,770円。

2目民生使用料、予算現額4万4,000円、調定額、収入済額ともに5万5,730円。

3目農林水産使用料、予算現額133万1,000円、調定額、収入済額ともに165万4,766円。

4目土木使用料、予算現額1,376万4,000円、調定額1,480万508円、収入済額1,352万2,108円、収入未済額127万8,400円。収入未済は、1節住宅使用料のうち村営住宅の現年度分が4万1,000円余り、過年度分が8万6,000円、定住促進住宅の現年度分が49万9,000円、過年度分が65万2,000円であります。

5目教育使用料、予算現額144万9,000円、調定額、収入済額ともに160万6,450円。

6目衛生使用料、予算現額34万3,000円、調定額、収入済額ともに34万3,200円。

2項手数料、1目総務手数料、予算現額320万4,000円、調定額、収入済額ともに343万8,870円。2目民生手数料、予算現額3,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

3目衛生手数料、予算現額58万3,000円、調定額、収入済額ともに58万9,146円。

4目農林水産手数料、5目商工手数料、それぞれ予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

6目土木手数料、予算現額5万3,000円、調定額、収入済額ともに5万3,350円。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、予算現額1億1,211万3,000円、調定額、収入済額ともに1億1,221万1,700円。

- 2目衛生費国庫負担金、予算現額11万6,000円、調定額、収入済額ともに6万9,840円。
- 3目土木費国庫負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。
- 2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、予算現額3,050万7,000円、調定額、収入済額ともに3,020万9,470円。
- 2目民生費国庫補助金、予算現額1,919万9,000円、調定額、収入済額ともに1,874万8,768円。
- 3目衛生費国庫補助金、予算現額38万2,000円、調定額、収入済額ともに41万3,000円。
- 4目農林水産業費国庫補助金、予算現額1億2,844万7,000円、調定額、収入済額ともに9,346万4,550円。
- 5目土木費国庫補助金、予算現額1億3,304万円、調定額1億3,574万円、収入済額1億3,304万円、収入未済額270万円。収入未済は、社会資本整備総合交付金の翌年度繰越分であります。
- 6目教育費国庫補助金、予算現額210万円、調定額、収入済額ともに213万円。
- 7目消防費国庫補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。
- 8目労働費国庫補助金、予算現額、調定額、収入済額ともに935万6,000円。
- 3項委託金、1目総務費委託金、予算現額291万9,000円、調定額、収入済額ともに291万9,423円。
- 3目民生費委託金、予算現額190万5,000円、調定額、収入済額ともに185万8,867円。
- 16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、予算現額6,971万3,000円、調定額、収入済額ともに7,005万5,045円。
- 2目衛生費県負担金、予算現額5万8,000円、調定額、収入済額ともに4万9,470円。
- 3目土木費県負担金、4目消防費県負担金、いずれも予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。
- 2項県補助金、1目総務費県補助金、予算現額8万4,000円、調定額、収入済額ともに8万3,000円。
- 2目民生費県補助金、予算現額4,083万8,000円、調定額、収入済額ともに3,775万8,491円。
- 3目衛生費県補助金、予算現額4億2,052万4,000円、調定額3億9,528万6,405円、収入済額2億6,892万6,405円、収入未済額1億2,636万円。収入未済額につきましては、4節除染対策事業交付金の翌年度繰越分であります。
- 4目農林水産業費県補助金、予算現額6億3万7,000円、調定額5億9,975万6,423円、収入済額4億7,063万7,563円、収入未済額1億2,911万8,860円。収入未済は、3節林業費補助金のうちのふくしま森林再生事業補助金の翌年度繰越分であります。
- 5目商工費県補助金、6目消防費県補助金、7目教育費県補助金、次のページお願いいた

します。8目災害復旧費県補助金、9目労働費県補助金、ここまではいずれも予算現額1,000円、調定済額、収入済額ともにゼロ。

10目土木費県補助金、予算現額、調定額、収入済額ともに526万1,000円。

3項委託金、1目総務費委託金、予算現額1,896万7,000円、調定額、収入済額ともに1,896万1,228円。

2目農林水産業費委託金、予算現額575万円、調定額、収入済額ともに574万9,000円。

3目土木費委託金、予算現額520万1,000円、調定額、収入済額ともに525万9,878円。

4目教育費委託金、予算現額1,539万円、調定額、収入済額ともに1,548万7,726円。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、予算現額1,425万6,000円、調定額、収入済額ともに1,428万2,100円。

2目利子及び配当金、予算現額54万9,000円、調定額、収入済額ともに51万3,337円。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、予算現額659万円、調定額、収入済額ともに658万9,067円。

2目物品売払収入、3目生産物売払収入、4目除雪車売払収入、いずれも予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。失礼しました。2目の物品売払収入、予算現額18万2,000円、調定額、収入済額ともに18万1,440円であります。

18款寄附金、1項寄附金、1目一般会計寄附金、予算現額1,630万円、調定額、収入済額ともに1,747万9,890円。

2目教育費寄附金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに3万円。

3目総務費寄附金、予算現額、調定額、収入済額ともに197万円。

19款繰入金、1項特別会計繰入金、1目湯本財産区特別会計繰入金、予算現額146万3,000円、調定額、収入済額ともに146万3,694円。

2目工業用地取得造成事業特別会計繰入金、予算現額、調定額、収入済額ともに2,610万円。

3目風力発電事業特別会計繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

4目国保事業勘定特別会計繰入金、予算現額17万9,000円、調定額、収入済額ともに17万8,768円。

5目後期高齢者医療特別会計繰入金、予算現額、調定額、収入済額ともに2万1,000円。

6目牧本財産区特別会計繰入金、予算現額、調定額、収入済額ともに64万9,000円。

7目介護保険特別会計繰入金、予算現額ゼロ、調定額、収入済額ともに750円。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、予算現額、調定額、収入済額ともに2億7,400万円。

2目人材育成基金繰入金、予算現額、調定額、収入済額ともに120万円。

3目減債基金繰入金、4目地域福祉基金繰入金、いずれも予算現額1,000円、調定済額、収入済額ともにゼロ。

5目がんばれ天栄応援基金繰入金、予算現額、調定額、収入済額ともに2,983万2,000円。

6目東日本大震災復興基金繰入金、予算現額、調定額、収入済額ともに620万円。

7目こども未来基金繰入金、予算現額、調定額、収入済額ともに140万円。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額3億1,266万円、調定額、収入済額ともに3億1,266万891円。

21款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、予算現額40万円、調定額、収入済額ともに54万2,002円。

2目加算金、次のページお願いいたします。3目過料、いずれも予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2項村預金利子、1目村預金利子、予算現額41万4,000円、調定額、収入済額ともに41万5,049円。

3項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入、予算現額5万7,000円、調定額、収入済額ともに6万8,132円。

4項雑入、1目弁償金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2目雑入、予算現額2,208万3,000円、調定額2,651万4,090円、収入済額2,386万7,250円、収入未済額264万6,840円。収入未済額につきましては、項目の中ほどの通学バス協力金が7万3,000円余り。それから、次のページの上から3番目の物件等移転補償費、これの翌年度繰越分が257万3,000円の合計額であります。

3目過年度収入、予算現額291万4,000円、調定額、収入済額ともに344万8,761円。

22款村債、1項村債、1目総務債、予算現額、調定額、収入済額ともに1億2,030万5,000円。

2目農林水産業債、予算現額、調定額、収入済額ともに3,300万円。

3目教育債、予算現額、調定額、収入済額ともに340万円。

歳入合計、予算現額53億5,640万1,000円、調定額54億7,314万1,241円、収入済額51億1,112万7,791円、不納欠損額16万5,363円、収入未済額3億6,184万8,087円。

続きまして、歳出でございます。

歳出につきましては、順次所管課長より支出額がゼロ、または不用額がおおむね10万円を超えた節、さらにはその目における特徴的な支出などについて説明をさせていただきます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、予算現額7,143万3,000円、支出済額7,117万1,375円、不用額26万1,625円。おおむね予算どおりの執行でございます。

次のページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額2億8,559万6,000円、支出済額2億8,165万600円、不用額394万5,400円。まず、不用額につきましては、3節は一般職退職手当組合負担金、4節は社会保険料、これらがそれぞれ年度末の額の確定により不用となったものでございます。

次のページをお願いいたします。

9節旅費は、研修旅費、11節需用費は例規集の追録代、12節の役務費は、郵便料がそれぞれ見込みを下回ったものであります。

次に、主な支出内容でございますが、19節負担金、補助及び交付金のうち、次のページをお願いいたします。中ほどの集会施設整備事業補助金1,534万3,000円につきましては、西郷、児渡、大山行政区の集会所の修繕並びに高林行政区の消防施設の修繕に対する補助であります。

〔企画政策課長 北島さつき君登壇〕

○企画政策課長（北島さつき君） 続きます、2目文書広報費、予算現額452万1,000円、支出済額450万827円、不用額2万173円です。毎月の村広報紙発行費用と18節備品購入費では、ドローンを1台購入いたしまして活用したところでございます。ほぼ予算どおりの執行となっております。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） 3目財政管理費、予算現額572万3,000円、支出済額567万504円、不用額5万2,496円。おおむね予算どおりの執行であります。

4目会計管理費、予算現額41万8,000円、支出済額40万8,708円、不用額9,292円。おおむね予算どおりの執行であります。

5目財産管理費、予算現額2億5,881万3,000円、支出済額2億5,517万1,061円、不用額364万1,939円。まず、不用額につきましては、11節需用費は灯油代、電気料、それから施設の修繕費。役務費は、電話料、次のページをお願いいたします。13節委託料は、登記の委託料がそれぞれ見込みを下回ったものであります。15節工事請負費は、消火栓配管の漏水修理工事を見込んでおりましたが、詳細調査の後に実施することとして、年度内の実施を取りやめたものでございます。18節備品購入費は、庁舎内備品購入が見込みを下回ったものであります。

次に、主な支出内容でございますが、17節の公有財産購入費でございますが、羽鳥湖高原交流促進センター前の旧コンビニ跡地を購入したものでございます。

次のページをお願いいたします。

25節の積立金でございますが、財政調整基金に9,300円、公共施設整備基金に8,100万円余りなどを積み立てております。

〔企画政策課長 北島さつき君登壇〕

○企画政策課長（北島さつき君） 6目企画費、予算現額1億1,272万8,000円、支出済額1億978万5,780円、繰越明許費257万4,000円、不用額36万8,220円、こちらの不用額につきましては、各節の積み上げによるものでございます。繰越明許費につきましては、羽鳥地区におけます地デジ光ケーブルの支障移転工事分になります。昨年度は、こども未来応援事業において6件のチャレンジを応援いたしました。8節報償費と19節負担金、補助金及び交付金で合計137万円ほど、こども未来基金を活用し実施いたしました。それから、電話回線や光回線などの情報基盤整備や高度情報化などの費用ですが、12節役務費から19節負担金、補助金及び交付金までにおいて約6,850万9,000円となっております。昨年度と比較し、600万円ほど増額となっておりますが、こちらの光ケーブルの支障移転及び地域イントラネットの機器関係更新の費用の増が主な原因となっております。また、13節委託料の中で震災の記録誌を作成しております。

次のページお願いいたします。

19節、負担金、補助及び交付金で、地方バス路線対策事業補助金ですが、前年度と比較いたしまして850万円ほど増となっております。主に、昨年度から国による被災地特例の補助金が終了したため、その分の補填額が増額となったものであります。

その下段の高齢者バス利用補助金につきましては、延べ23名の交付となっております、年々申請が増えている状況でございます。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） 続きまして、7目支所及び出張所費、予算現額2,118万3,000円、支出済額2,011万2,481円、不用額107万519円。不用額の主な理由としましては、11節需用費におきまして、ガソリン代及び電気代が見込みより下回ったため。次のページをご覧ください。13節委託料が、環境整備委託料が見込みより少なかったためであります。そのほかにつきましては、ほぼ予算どおりの執行となっております。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） 8目交通安全対策費、予算現額176万7,000円、支出済額144万5,270円、不用額32万1,730円。15節の不用額でございますが、カーブミラーの設置箇所数が見込みを下回り生じたものでございます。その他は、おおむね予算どおりの執行であります。

〔企画政策課長 北島さつき君登壇〕

○企画政策課長（北島さつき君） 9目地方創生費、予算現額2,243万7,000円、支出済額2,213万7,782円、不用額29万9,218円、こちらの不用額につきましては、各節の積み上げによるものでございます。

次のページをお願いいたします。

主な支出といたしまして、移住コーディネーターの配置によります人件費や活動費、またお試し住宅も含めた住宅の維持管理費用などで339万円ほどの支出となっております。

13節委託料におきましては、まず一番上の移住・定住促進事業委託料、ふるさと子ども夢学校へお試し住宅管理やツアーの企画運営などの業務で119万円ほど、その下の移住・定住サイト運用委託料では、村のホームページ内に移住関連専用のサイト、その下の移住情報のアプリケーション導入につきましては、関係人口モデル事業を活用しまして、スマートフォンにて対応できるアプリを立ち上げたところであります。

19節負担金、補助及び交付金では、新農業人育成確保支援事業補助金で660万円ほど支出しておりますが、支援センターの運営費等で315万、受け入れ関係で35万、田舎暮らし体験ツアーで310万円の内訳となっております。空き家改修事業等補助金では、片づけ2件、改修で3件の支出となっております。

10目ふるさと納税費、予算現額2,753万6,000円、支出済額2,740万836円、不用額10万5,164円、こちらも各節の積み上げによるものであり、ほぼ予算どおりの執行となっております。こちらの事業につきましては、国の方針による返礼品の返礼率を3割以下へという対応が求められ、当村でも5割から3割以下へ引き下げを行いました。その影響によりまして、一昨年に比較しますと、寄附額も約36%、それに伴いまして、返礼品や手数料なども昨年度と比較して減額となっております。

〔税務課長 塚目弘昭君登壇〕

○税務課長（塚目弘昭君） 続きます、2項徴税费、1目税務総務費、予算現額6,666万7,000円、支出済額6,623万2,490円、不用額43万4,510円でございます。不用額の主な理由としましては、23節償還金利子及び割引料につきまして、年度末に確定する法人村民税などの過年度還付金が見込みより少なかったというものでございます。そのほかにつきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

次のページをお願いいたします。

2目賦課徴収費、予算現額852万9,000円、支出済額837万2,783円、不用額15万6,217円でございます。不用額につきましては、各節の積み上げによるものであり、おおむね予算どおり執行いたしました。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、予算現額2,531万6,000円、支出済額2,504万2,195円、不用額27万3,805円。こちらは主に窓口業務に係る経費でございます。不用額の主なものですが、3節職員手当等で、時間外勤務手当が見込みを下回ったことによるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね予算ど

おりの執行でございます。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） 4項選挙費、1目選挙管理委員会費、予算現額72万1,000円、支出済額69万9,234円、不用額2万1,766円。おおむね予算どおりの執行でございます。

2目福島県知事選挙費、予算現額760万円、支出済額759万2,492円、不用額7,508円。こちらも、おおむね予算どおりの執行でございます。

〔企画政策課長 北畠さつき君登壇〕

○企画政策課長（北畠さつき君） 次のページをお願いいたします。

5項統計調査費、1目統計調査総務費、予算現額2万3,000円、支出済額2万2,500円、不用額500円。

2目総務統計費、予算現額23万3,000円、支出済額21万680円、不用額2万2,320円、こちらは土地統計調査に係る経費です。

3目商工統計費、予算現額4万7,000円、支出済額4万4,363円、不用額2,637円。こちらは、工業統計に係る経費でございます。おおむね予算どおりの執行でございます。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） 6項監査委員費、1目監査委員費、予算現額59万1,000円、支出済額57万8,900円、不用額1万2,100円、おおむね予算どおりの執行であります。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、予算現額5,763万7,000円、支出済額5,737万8,535円、不用額25万8,465円。不用額につきましては、各節の積み上げによるものでございます。

2目老人福祉費、予算現額1億5,463万9,000円、支出済額1億5,421万3,147円、不用額42万5,853円。

次のページをお願いいたします。

11節の需用費ですが、こちらで天栄村デイサービスセンターの施設修繕につきましては、厨房のトイレ改修工事と、それから真空ボイラー修繕をそれぞれ行いました。それから、15節の工事請負費でも、天栄村デイサービスセンターの自動給水ポンプ修繕工事のほうを行いました。それから、19節の負担金、補助及び交付金で、高齢者に優しい住まいづくり事業補助金につきましては、10名の方の利用がございました。20節扶助費につきましては、各事業の積み上げによる不用額でございます。

次のページをお願いいたします。

3目老人福祉施設費、予算現額1,012万5,000円、支出済額982万682円、不用額30万4,318円。こちらは、天栄村老人福祉施設センター及び天栄村コミュニティセンターの維持管理費

となります。不用額につきましては、11節の需用費で、老人福祉施設センターの水道料及び施設修繕費、それから13節の委託料で、老人センターの環境整備委託がそれぞれ見込みを下回ったものでございます。そのほかの各節につきましては、ほぼ予算どおりの執行でございました。

4目福祉医療費、予算現額8,573万6,000円、支出済額8,567万6,578円、不用額5万9,422円。おおむね予算どおりの執行でございます。

次のページをお願いします。

5目障害対策費、予算現額1億1,865万3,000円、支出済額1億1,526万3,716円、不用額338万9,284円。こちらは障害者サービスに要する経費となります。不用額ですが、13節委託料で、訪問入浴サービス委託の15万が利用者なしで支出ゼロでした。それから、20節の扶助費の厚生医療給付費12万3,000円、育成医療費10万円、軽度・中等度難聴児補聴器購入費10万円につきましても対象者、利用者がなしで支出ゼロでした。そのほか、それぞれの給付費が見込みを下回ったことにより不用が生じております。

6目放射能対策費、予算現額597万9,000円、支出済額597万6,848円、不用額2,152円。こちらはほぼ予算どおりの執行でございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、予算現額6,673万1,000円、支出済額6,484万1,791円、不用額188万9,209円。不用額でございますが、次のページをお願いいたします。7節賃金で、天栄幼稚園預かり保育の賃金が見込みより少なかったためでございます。

それから、次のページをお願いいたします。

19節負担金、補助及び交付金で、他市町村の保育所・幼稚園施設の入所に係る施設型給付費が見込みを下回ったため、不用が生じております。20節扶助費、それから28節繰出金につきましては、ともに、子ども医療費で見込みを下回ったものでございます。

2目児童措置費、予算現額7,862万4,000円、支出済額7,862万1,265円、不用額2,735円。こちらは児童手当に要する経費となります。おおむね予算どおりの執行でございます。

3目保育所施設費、予算現額6,262万4,000円、支出済額6,205万4,778円、不用額56万9,222円。こちらは天栄保育所運営に係る経費となります。主な不用額につきましては、7節賃金の臨時職員賃金、それから11節需用費で、灯油代、賄い材料費が見込みを下回ったことによるものでございます。

次のページをお願いいたします。

4目放射能対策費、予算現額40万4,000円、支出済額40万2,678円、不用額1,322円。保育所の子どもの食の安全・安心を確保するため、実施しているものでございます。10分の10補助で実施しております。おおむね予算どおりの執行となります。

3項国民年金費、1目国民年金費、予算現額616万円、支出済額605万7,900円、不用額10

万2,100円。不用額につきましては、各節の積み上げによるものでございます。

次のページをお願いします。

4項災害救助費、1目災害救助費、予算現額170万1,000円、支出済額170万円、不用額1,000円。災害援護資金の貸し付けでございますが、昨年度は1件ございました。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、予算現額4,205万5,000円、支出済額4,199万119円、不用額6万4,881円、各節ともおおむね予算どおりの執行でございます。

次のページお願いいたします。

2目予防費、予算現額2,412万8,000円、支出済額2,333万2,489円、不用額79万5,511円。不用額の主なものですが、13委託料の予防接種の件数の減によるものと、それから19節負担金、補助及び交付金の一番下の欄に書いてあります不妊治療助成補助金ですが、こちらが利用者が見込みを下回ったために不用額が生じております。

3目環境衛生費、予算現額5,366万4,000円、支出済額5,303万5,134円、不用額62万8,866円。

次のページをお願いいたします。不用額の主な理由でございますが、28節繰出金で、国保の事業勘定への繰出金、国保一般管理費及び出産育児一時金が見込みを下回ったものです。そのほかにつきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

4目健康増進事業費、予算現額1,278万1,000円、支出済額1,259万7,119円、不用額18万3,881円。不用額ですが、13節委託料で、施設健診の受診者が若干見込みを下回りました。そのほかにつきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

5目保健センター施設費、予算現額2,332万4,000円、支出済額2,243万9,824円、不用額88万4,176円。不用額でございますが、11節需用費において、灯油代が見込みを下回ったためでございます。それから、施設修繕費につきましては、主なものが保健センター入り口床修繕と渡り廊下屋根の防水修繕等を行いました。

6目墓地公園施設費、予算現額161万7,000円、支出済額155万85円、不用額6万6,915円。こちらはおおむね予算どおりの執行でございます。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 7目放射能対策費、予算現額4億2,046万3,000円、支出済額2億6,811万1,447円、繰越明許費1億5,000万円、不用額235万1,553円でございます。不用額分でございますが、次のページをお願いいたします。

13節設計委託に係る請け差によるものでございます。また、15節、各工事の積み上げ及び請け差によるものでございます。また、19節におきましては、内部被ばく検査について見込みを下回ったものでございます。そのほかにつきましては、予算どおり執行しております。

主な事業につきましては、13節除染事業進捗管理委託料及び除染土壌等仮置場の管理委託

料ということで、除染土壌等の仮置場の管理をしているところでございます。そのほか工事につきましては、大里中部地区ほかの仮置場について原状復旧を行っております。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 2項清掃費、1目ごみ処理費、予算現額2億1,974万6,000円、支出済額2億1,939万9,495円、不用額34万6,505円。不用額ですが、19節の負担金、補助及び交付金で、ごみ減量化・リサイクル化推進事業補助金の利用者が見込みを下回ったものでございます。

2目し尿処理費、予算現額1,816万円、支出済額1,816万円、不用額ゼロ。予算どおりの執行でございます。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 3目合併処理浄化槽設置整備事業費、予算現額22万9,000円、支出済額22万1,200円、不用額7,800円。こちらは、合併処理浄化槽の普及整備に係る費用となっております。おおむね予算どおり執行しております。

3項上水道費、1目上水道施設費、予算現額7,271万9,000円、支出済額7,271万9,000円。こちらにつきましては、水道事業会計への出資金5,000万円、同じく水道事業会計への繰出金2,271万9,000円になります。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） 続きまして、5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、予算現額1万3,000円、支出済額1万300円、不用額2,700円。おおむね予算どおりの執行でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、予算現額1,337万3,000円、支出済額1,327万9,890円、不用額9万3,110円でございます。こちらにつきましては、農業委員会の運営経費でございます。1節の報酬に関しましては、農業委員及び農地利用最適化推進員に係る年報酬及び活動日数に応じた能率給の支給でございます。おおむね予定どおりの執行でございます。

次のページをお開きください。

2目農業総務費、予算現額5,610万4,000円、支出済額5,601万7,412円、不用額8万6,588円、こちらにつきましては、生産組合長の報酬及び職員の人件費等でございます。おおむね予算どおりの執行でございます。

3目農業振興費、予算現額2億3,058万9,000円、支出済額2億2,948万9,021円、不用額109万9,979円。こちらにつきましては、次のページをご覧ください。

15節工事請負費におきまして、オートキャンプ場の施設修繕工事及び旧バンガローの解体工事を実施しております。また、17節公有財産購入費において、季の里天栄の拡張予定地を

購入いたしました。当初予定より面積が減少したため57万4,420円の不用額が生じております。

次のページをご覧ください。

19節負担金、補助及び交付金においては、環境保全型農業直接支払交付金交付事業の交付申請額が当初見込みよりも少なかったための不用額が生じてございます。22節の補償、補填及び賠償金につきましては、季の里天栄拡張予定地の流木補償として516万26円を支出してございます。

続きまして、4目畜産業費、予算現額44万9,000円、支出済額32万8,500円、不用額12万500円。畜産振興組合補助金のうち子牛の購入費用に係る補助が見込みを下回り、不用になったものでございます。それ以外につきましては、予算どおりの執行でございます。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 5目農業施設費、予算現額1億7,488万1,000円、支出済額1億7,378万4,649円、不用額109万6,351円。不用額としましては、15節工事請負の請け負い差によるものでございます。また、19節負担金、補助及び交付金により不用額が発生しております。主な事業としましては、15節工事請負費の中で、村の村担農道整備事業工事請負費ということで実施をしております。また、農道等の維持工事関係、用排水路についての整備を行っているところでございます。また、19節におきましては、行政区協働の里づくり交付金事業としまして、13地区に対しまして交付を行っております。また、その下の農業基盤整備促進事業補助金としまして、暗渠管の布設等につきましても補助を行っているところです。そのほかにつきましては、おおむね予算どおり執行しております。

○議長（廣瀬和吉君） それでは、ここで暫時休議いたします。11時10分まで休みます。

（午前10時59分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前11時10分）

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） 104ページをお開きください。

続きまして、6目水利施設管理費でございます。予算現額2,509万9,000円、支出済額2,495万4,866円、不用額14万4,134円。こちらにつきましては、龍生ダムの維持管理費でございます。15節工事請負費で、ダムの水位計の更新事業を394万2,000円で行っております。不用額につきましては、人件費及び需用費、役務費などの積み上げによるものです。おおむね予算どおりの執行でございます。

[税務課長 塚目弘昭君登壇]

○税務課長（塚目弘昭君） 7目国土調査費、予算現額1,714万1,000円、支出済額1,702万2,317円、不用額11万8,683円でございます。不用額につきましては、各節の積み上げによるものでございます。

国土調査事業につきましては、広戸第25地区、沖内地区の測量調査及び本閲覧等を行いました。おおむね予算どおり執行いたしました。

[産業課長 黒澤伸一君登壇]

○産業課長（黒澤伸一君） 続きまして、8目水田農業構造改革対策費、予算現額654万8,000円、支出済額654万7,500円、不用額500円。こちらは、水田利活用推進助成金424万7,500円及び経営所得安定対策等推進交付金230万円の支出で、おおむね予算どおりの執行でございます。

9目地域農政特別対策推進活動費、予算現額1,896万9,000円、支出済額1,896万8,286円、不用額714円。こちらにつきましては、19節で、農業次世代人材投資事業補助金について4名の新規認定就農者に対する補助金、それから農業経営体育成資金事業補助金については、担い手農業経営体に対する農業機械の購入補助、農業経営規模拡大支援事業につきましては、農地の集積を図った担い手に対する機械の購入補助でございます。おおむね予算どおりの執行でございます。

続きまして、10目開発センター費、予算現額57万2,000円、支出済額45万6,502円、不用額11万5,498円でございます。不用額につきましては、開発センターの光熱水費及び施設修繕費が見込みをそれぞれ下回ったため、不用になったものでございます。それ以外につきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

次のページをお開きください。

11目羽鳥湖高原交流促進センター費、予算現額3,234万7,000円、支出済額3,216万9,803円、不用額17万7,197円。こちらは羽鳥の交流促進センターに係る経費でございます。15節工事請負費で、多目的広場の整備及びトイレの改修工事を行いました。不用額につきましては、開発センターの光熱水費が見込みをそれぞれ下回ったための不用になったものでございます。

続きまして、12目放射能対策費、予算現額1億9,540万9,000円、支出済額1億3,838万7,855円、不用額5,702万1,145円でございます。まず、こちらの13節においては、ため池の放射性物質の設計委託で、実施設計を2カ所分、それから詳細調査を3池を実施いたしました。同じくため池の放射性物質除去事業を繰越分で3池、現年分2池を実施いたしました。不用額につきましては、繰越分の3池分の工法が変更になったための請け差等で生じたものでございます。

それから、次のページをお開きください。

15節農業用汚染廃棄物処理工事につきましては、震災当時に野外に置かれ、汚染した原木シイタケのほだ木の仮置場に係る原状復旧工事を実施したものでございますが、請け差により78万2,600円が不用となっております。また、19節営農再開支援事業補助金につきましては、昨年まで行われていました塩化カリの散布に係る補助金でございます。

2項林業費、1目林業総務費、予算現額5億6,925万3,000円、支出済額4億1,193万2,843円、繰越明許費繰越額1億5,721万8,000円、不用額10万2,157円でございます。繰越明許費につきましては、ふくしま森林再生事業に係る上松本字所観山地区の森林整備及び牧之内字東矢中入地区の同意取得及び年度別計画作成について、本年度に繰り越しております。

13節の委託料において、ふくしま森林再生事業の前年度繰り越し事業として、下松本字池ノ上山地区と片平地区及び大里字新林地区の3カ所の森林整備と、上松本字権現山地区及び愛宕山の年度別実施計画の策定及び同意取得の業務を実施いたしました。

また、19節負担金、補助金及び交付金においては、イノシシの捕獲管理事業として65頭に対し149万5,000円、また有害鳥獣防止緊急捕獲等対策補助金として、イノシシ102頭、ツキノワグマ16頭、鹿5頭に対して288万1,200円の補助金を交付しております。あわせて、電気柵購入補助金を40件、288万1,200円を交付いたしました。不用額10万2,157円につきましては、森林学習に係る講師謝礼やバス借り上げ料の不用の積み上げによるものでございます。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 2目林業振興費、予算現額1,599万5,000円、支出済額1,590万6,637円、不用額8万8,363円でございます。こちらは林道の維持管理及び治山事業等の費用となっております。おおむね予算どおり執行しております。主な事業としましては、小川地区の治山事業工事請け負いということで、小規模治山事業を実施しております。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） 続きまして、3項水産業費、3目水産業総務費、予算現額51万4,000円、支出済額48万2,914円、不用額3万1,086円でございます。19節において、羽鳥湖ワカサギ漁復興対策事業補助金として、ワカサギの抱卵というようなことで行っております。おおむね予算どおりの執行でございます。

続きまして、7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、予算現額1万2,000円、支出済額3,900円、不用額8,100円。おおむね予算どおりの執行でございます。

2目商工業振興費、予算現額550万3,000円、支出済額512万6,198円、不用額37万6,802円でございます。不用額につきましては、次ページ、住宅用の太陽光発電の設置補助金の件数が見込みを下回ったためでございます。それ以外につきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

3目観光費、予算現額1,129万8,000円、支出済額1,054万9,674円、不用額74万8,326円。

不用額につきましては、11節需用費において、観光パンフレット及びノベルティグッズの作成数が少なくなったことで、29万3,982円の不用が出ております。また、13節においては、予定しておりました登山道整備をてんえい山の会の活動によって行っていただいたため、支出がなかったものなどで28万3,139円が不用となったものでございます。

次のページをお開きください。

4目地域開発費、予算現額456万8,000円、支出済額441万894円、不用額15万7,106円。こちらにつきましては、地域おこし協力隊の活動経費等でございます。不用額は、旅費、消耗品費等の積み上げの不用でございます。おおむね予算どおりの執行でございます。

5目緊急雇用創出費、予算現額1,624万2,000円、支出済額1,609万6,000円、不用額14万6,000円。不用額につきましては、緊急雇用の雇用の方の雇用日数の減による委託料の不用でございます。また、23節の精算返納金におきましては、29年度分に係る精算返納金というようなことでお支払いしております。

6目放射能対策費、予算現額988万4,000円、支出済額988万3,620円、不用額380円。こちらは、風評対策に要した経費で、商品券の発行事業補助、それから天栄サポーター事業の補助、それから合宿誘致の補助等でございます。合宿誘致に関しましては、97団体、2,275人が延べ3,813人泊の実績となっております。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、予算現額1,052万6,000円、支出済額1,039万4,749円、不用額13万1,251円。不用額に関しましては、各節の積み上げによるものでございます。こちらにつきましては、期成同盟会及び協議会等の要望活動に係る費用でございます。予算につきましては、ほぼ予算どおり執行しております。

2項道路橋梁費、1目道路維持費、予算現額1億2,893万7,000円、支出済額1億1,941万4,587円、不用額952万2,413円。不用額に関しましては、降雪が少なかったため、除雪に係る費用が見込みを下回ったものでございます。11節需用費の灯油代、そのほか車両修繕費の不用が出ております。

次のページをお願いいたします。

そのほか13節委託料におきまして、除雪費の不用分が出ております。そのほか橋梁補修設計委託料が精査及び請け差などによりまして、不用減というふうになっております。また、15節工事請負費におきましては、請け差による不用額が出ております。そのほかにつきましては、おおむね予算どおり執行しております。

2目道路新設改良費、予算現額2億9,445万4,000円、支出済額2億8,390万1,629円、繰越明許費553万6,000円、不用額501万6,371円。道路改良費に要する経費でございます。繰越明許費につきましては、胡桃沢橋橋梁補修工事を繰り越しによるものでございます。不用額に

つきましては、15節工事請負費でございますが、次のページをお願いいたします。

15節工事請負費の中で、各工事の請け差及び見込み額が予定を下回ったものでございます。また、主な事業としましては、村道の舗装・点検委託料としまして、13節でございますが、路面の性状調査を行っております。また、同じ13節の中で、橋梁長寿命化計画更新委託料としまして、橋梁の点検を行っております。15節におきましては、橋梁補修工事としまして、二岐橋、第二牧本橋等の補修工事を行っております。そのほか、予算につきましては、ほぼ予算どおりの執行をしております。

3項河川費、1目河川費、予算現額320万2,000円、支出済額319万1,898円、不用額1万102円。こちらにつきましては河川管理の予算でございます。予算どおりほぼ執行しております。工事内容としましては、河川の浄化委託としまして除草工事を実施しております。

4項住宅費、1目住宅管理費、予算現額1,562万6,000円、支出済額1,457万2,287円、不用額105万3,713円。不用額につきましては、11節におきまして、施設修繕を見込んでおりましたが、施設修繕が見込みを下回ったものでございます。

次のページをお願いいたします。

19節賃貸住宅建設費補助金としまして、1棟4戸の建物に対しまして交付を行っております。また、新生活・住まいづくり応援助成金としまして、6件の補助を支出しております。そのほかにつきましては、おおむね予算どおり執行しております。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） 9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、予算現額支出済額ともに1億2,237万9,000円、2目非常備消防費、予算現額3,229万6,000円、支出済額3,204万7,296円、不用額24万8,704円。11節需用費の災害備蓄用資材、それから、次のページの18節の災害備蓄用資材でございますが、11節につきましては、食料品及び毛布など、18節につきましては、発電機、ジェットヒーターなどを購入しております。13節の委託料でございますが、防災マップの改訂版を印刷したものでございます。

3目消防施設費、予算現額2,363万7,000円、支出済額2,324万1,643円、不用額39万5,357円。

15節工事請負費は、広戸地区の火の見やぐら6基の撤去工事を実施したもので、不用額は請け負い差額でございます。

18節の消防ポンプ自動車は、高林小型動力ポンプにつきましては、今坂へ配備をしております。

4目水防費、予算現額3,000円、支出済額2,600円、不用額400円。

5目防災行政無線管理費、予算現額1,317万1,000円、支出済額1,291万3,008円、不用額25万7,992円。

次のページをお願いいたします。

15節の不用額でございますが、戸別受信機設置工事の設置件数が見込みを下回ったものでございます。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） 10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、予算現額117万2,000円、支出済額115万7,460円、不用額1万4,540円。こちらにつきましては、教育委員会の諸活動運営に係る経費でございます。各節おおむね予算どおりの執行でございます。

2目事務局費、予算現額1億1,593万8,000円、支出済額1億1,430万2,493円、不用額163万5,507円。不用額の主なものでございますが、3節職員手当等におきまして、それぞれの積み上げによるもの。

次のページをお願いします。

13節委託料におきまして、各学校での支障木等の環境整備委託料が、東北電力などの関係機関の協力により経費が抑えられたこと。

続きまして、次のページをお願いします。

15節工事請負費におきまして、国の臨時特例交付金を活用して、大里小学校、牧本小学校のパソコン教室と天栄中学校の特別教室へのエアコンを設置した請け差によるもの。18節備品購入費におきまして、先生方が公務で使用するパソコンのOS、Windows 7のサポート期限の終了に伴うパソコン購入に係る請け差によるものと、各節の積み上げによるものでございます。

支出におきましては、すみません、131ページに戻りますが、13節委託料におきまして、話せる英語教育などの推進をするため、民間の外国語指導助手2名を派遣の形で招致し、幼稚園、小中学校の外国語指導の充実に引き続き努めたほか、新教育系ネットワーク回線構築委託料として各学校で使用しておりました県の教育ネットワークの終了に伴いまして、新たに村独自のネットワーク回線を構築いたしました。

また、次のページの15節工事請負費におきましては、老朽化した湯本小学校の教員住宅2棟の取り壊しを実施しております。

3目放射能対策費、予算現額46万6,000円、支出済額46万5,600円、不用額400円。こちらにつきましては、安全・安心な学校給食の提供のため、食材のモニタリングに係る経費でございます。各節ともに予算どおり執行でございます。

2項小学校費、1目学校管理費、予算現額5,335万7,000円、支出済額5,203万3,569円、不用額132万3,431円。こちらにつきましては、小学校の管理運営に係る経費でございます。不用額の主なものでございますが、次のページの7節賃金におきまして、小学校に配置してい

る用務員等臨時職員の勤務日数が確定したことによるもの。11節需用費におきまして、灯油代、電気料、水道料が見込みを下回ったことによるもの。12節役務費におきましても、電話料が見込みを下回ったことによるものと、それから各節の積み上げによるものでございます。

支出におきましては、15節工事請負費におきまして、牧本小学校の校舎老朽化に伴う危険箇所、主に雨漏り対策の修繕工事と、それから受水槽の給水ポンプの改修工事を、広戸小学校においては、老朽化のためバックネット、プールフェンスの改修工事、それから不要であった焼却炉のブロック塀の囲いの撤去を実施しております。

136ページお願いします。

2目教育振興費、予算現額1,267万9,000円、支出済額1,237万7,418円、不用額30万1,582円。こちらは小学校における教育活動に係る経費でございます。不用額の主なものでございますが、11節需用費におきまして、緊急を要する備品の修繕がなかったことと、各節の積み上げによるものでございます。

支出におきましては、13節委託料におきまして、新学習指導要領における外国語活動、外国語の教科化に向け、英語になれ親しむとともに、コミュニケーション能力の向上を図るために、オンライン個別英会話レッスンの実施と異文化に触れ、他国の文化を理解することにより国際的視野を養うため、異文化体験授業を引き続き実施いたしました。

次のページお願いいたします。

3項中学校費、1目学校管理費、予算現額3,912万1,000円、支出済額3,736万5,397円、不用額175万5,603円。こちらは中学校の管理運営に係る経費でございます。不用の主なものでございますが、7節賃金におきまして、中学校に配置している用務員等臨時職員の勤務日数が確定したことによるもの。11節需用費におきまして、電気、水道料が見込みを下回ったことによるもの。15節工事請負費におきまして、現行の建築基準法に適合しない天栄中学校ブロック塀、一部駐輪場を撤去し、新たにフェンスと駐輪場を設置した改修工事を国の臨時特例交付金を活用して実施いたしまして、この工事請け差によるものと、それから各節の積み上げによるものでございます。

次のページをお願いいたします。

2目教育振興費、予算現額1,388万3,000円、支出済額1,355万7,179円、不用額32万5,821円。こちらは、中学校における教育活動に係る経費でございます。不用額の主なものでございますが、11節需用費におきまして、緊急を要する備品修繕がなかったことと、各節の積み上げによるものでございます。

支出におきましては、13節委託料におきまして、「英語の村てんえい」を柱とした話せる英語教育を推進するため、オンライン個別英会話レッスンを実施するとともに、生の英語に触れることで英会話能力やコミュニケーション能力の向上を図り、異文化の理解を深めるた

め、ブリティッシュヒルズでの異文化体験授業を引き続き実施いたしました。

また、19節負担金、補助及び交付金におきまして、天栄中学校吹奏楽部が3つの全国大会に出場し、最優秀賞などを受賞したほか、女子特設駅伝部は東北大会第2位に入賞するなど、輝かしい成績をおさめ、これらの大会出場への補助も行いました。

4項幼稚園費、1目幼稚園費、予算現額9,474万3,000円、支出済額9,424万4,615円、不用額49万8,385円。こちらは幼稚園の管理運営に係る経費でございます。不用額の主なものでございますが、次のページになります。3節の職員手当等におきまして、時間外手当が見込みを下回ったもの、それから7節賃金におきまして、臨時職員の勤務日数の確定によるもの、11節需用費におきまして、灯油代、電気料が見込みを下回ったことによるものと、各節の積み上げによるものでございます。

支出におきましては、13節委託料におきまして、平成29年度の2学期より、天栄幼稚園児の通園の利便性と安全確保を図るため、通園バスを運行しておりますが、30年度については年間を通した運行を図ることができました。

〔生涯学習課長 関根文則君登壇〕

○生涯学習課長（関根文則君） 続いて、144ページになります。

第5項社会教育費、1目社会教育総務費、予算現額4,403万3,000円、支出済額4,382万9,433円、不用額20万3,567円でございます。不用額につきましては、各節の積み上げによるものでございます。こちらは、主に放課後子ども教室事業及び地域学校協働活動事業などによる支出でございます。各節とも、おおよそ予算どおりの執行でございます。

次のページをお願いいたします。

2目生涯学習費、予算現額433万8,000円、支出済額432万8,086円、不用額9,914円でございます。こちらは、各種講座を開催する経費及び文化祭による支出でございます。各節とも、ほぼ予算どおりの執行でございます。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） 3目湯本公民館費、予算現額182万6,000円、支出済額156万7,227円、不用額25万8,773円。こちらは各種講座、文化祭に関する経費でございます。

次のページをご覧ください。

不用額の主な理由としましては、第11節需用費、ガソリン代及び車両修繕費が見込みより少なかったためであります。そのほかにつきましては、ほぼ予算どおりでございます。

〔生涯学習課長 関根文則君登壇〕

○生涯学習課長（関根文則君） 4目文化財保護費、予算現額28万7,000円、支出済額28万4,380円、不用額2,620円でございます。こちらは文化財保護に要する経費でございますが、各節とも、ほぼ予算どおりの執行でございます。

5目伝統文化施設費、予算現額444万8,000円、支出済額444万1,640円、不用額6,360円でございます。こちらは、ふるさと文化伝承館の管理運営に要する経費でございますが、こちら各節とも、ほぼ予算どおりの執行でございます。

次のページをご覧ください。

6目生涯学習センター費、予算現額929万7,000円、支出済額927万7,953円、不用額1万9,047円でございます。こちらは、生涯学習センターの管理運営に要する経費でございます。各節とも、ほぼ予算どおりの執行でございます。

6項保健体育費、1目保健体育総務費、予算現額968万9,000円、支出済額967万4,924円、不用額1万4,076円でございます。こちらはマラソン大会や体育協会補助など、各種体育事業に要する経費でございますが、各節とも、ほぼ予算どおりの執行でございます。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） 2目湯本保健体育費、予算現額90万8,000円、支出済額85万8,863円、不用額4万9,137円。こちらはバレー大会、地区運動会、体育館に係る経費でございます。ほぼ予算どおりの執行でございます。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） 154ページをお願いします。

3目学校給食センター費、予算現額7,159万4,000円、支出済額7,113万2,626円、不用額46万1,374円。こちらは、学校給食センターの管理運営に係る経費でございます。不用額の主なものでございますが、3節職員手当等におきまして、時間外勤務手当が見込みを下回ったものと、11節需用費におきまして、灯油代、水道料が見込みを下回ったことと、各節の積み上げによるものでございます。

支出におきましては、施設の改築に向け、13節委託料におきまして、実施設計業務と建設予定地の造成工事に伴う測量設計業務を行い、次のページをお願いします。15節工事請負費におきましては、造成工事を実施いたしました。

また、このページの一番上になりますが、平成30年度より給食の調理業務の部分を民間業者へ委託し、学校給食の提供を実施しております。

〔生涯学習課長 関根文則君登壇〕

○生涯学習課長（関根文則君） 4目天栄体育施設費、予算現額704万3,000円、支出済額702万192円、不用額2万2,808円でございます。こちらは、運動広場や体育館などの体育施設の維持管理に要する経費でございます。各節とも、ほぼ予算どおりの執行でございます。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農業施設災害復旧費、予算現額、支出済額ともにゼロでございます。災害がなかったということでござ

います。

次のページをお願いいたします。

2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円、存目計上でございます。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） 3項文教施設災害復旧費、1目公立学校施設災害復旧費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。こちらにつきましては、公立学校施設の災害復旧に係る経費でございますが、災害がなく、支出がなかったものでございます。

〔生涯学習課長 関根文則君登壇〕

○生涯学習課長（関根文則君） 2目社会教育施設災害復旧費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円、こちらにつきましても存目計上でございます。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） 12款公債費、1項公債費、1目元金、予算現額3億2,912万6,000円、支出済額3億2,912万3,642円、不用額2,358円。

2目利子、予算現額2,950万4,000円、支出済額2,950万2,436円、不用額1,564円。

13款諸支出金、1項普通財産取得費、1目土地取得費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

2目建物取得費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額416万9,000円、支出済額ゼロ、不用額416万9,000円。

歳出合計、予算現額53億5,640万1,000円、支出済額49億2,825万8,102円、繰越明許費繰越額3億1,532万8,000円、不用額1億1,281万4,898円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

歳入総額51億1,112万7,791円、歳出総額49億2,825万8,102円、歳入歳出差し引き額1億8,286万9,689円、翌年度へ繰り越しすべき財源、繰越明許費繰越額3,093万7,000円、実質収支額1億5,193万2,689円。

一般会計の説明は以上であります。

○議長（廣瀬和吉君） 説明の途中でありますが、昼食のため、1時30分まで休みます。

（午前 11時52分）

○議長（廣瀬和吉君） 午前中に引き続き再開いたします。

（午後 1時30分）

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 172ページをお願いいたします。

議案第13号 平成30年度天栄村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

事業勘定、歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、予算現額1億1,996万5,000円、調定額1億6,617万8,247円、収入済額1億2,378万2,670円、不納欠損額4,000円、収入未済額4,239万1,577円。収入未済額の内訳ですが、1から3節までの現年分につきましては51世帯、4から6節の滞納繰越分につきましては88世帯でございます。

次に、不納欠損でございますが、1世帯1人分について不納欠損しております。

2目退職被保険者等国民健康保険税、予算現額110万2,000円、調定額、収入済額ともに110万5,955円。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料、予算現額5万円、調定額、収入済額ともに5万2,780円。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目災害臨時特例補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

4款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、予算現額4億5,879万9,000円、調定額、収入済額ともに4億6,053万1,255円

2目子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業補助金、予算現額71万3,000円、調定額、収入済額ともに71万3,183円。

2項財政安定化基金交付金、1目財政安定化基金交付金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

5款財産収入、1項財産運用収入、1目利子および配当金、予算現額1万1,000円、調定額、収入済額ともに4,737円。国保基金利子でございます。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算現額4,412万8,000円、調定額、収入済額ともに4,275万2,227円。こちらは、一般会計からの法定繰入と保険基盤安定繰入金でございます。

2項基金繰入金、1目国保基金繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

7款繰越金、次のページをお願いします、1項繰越金、1目その他繰越金、予算現額7,132万8,000円、調定額、収入済額ともに7,132万8,616円。前年度繰越金でございます。

8款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金、予算現額10万円、調定額、収入済額ともに11万4,623円。

2目退職被保険者等延滞金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

3目一般被保険者加算金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

4目退職被保険者等加算金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

5目過料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2項村預金利子、1目村預金利子、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに39円。

3項雑入、1目滞納処分費、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2目一般被保険者第三者納付金、予算現額110万7,000円、調定額、収入済額ともに110万7,368円。こちらは、第三者損害賠償金2名分でございます。

3目退職被保険者等第三者納付金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

4目一般被保険者返納金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

5目退職被保険者等返納金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

6目雑入、予算現額9,000円、調定額、収入済額ともに22万7,125円。療養費に係る指定公費負担金と特定健康診査等負担金であります。

9款市町村債、1項財政安定化基金貸付金、1目財政安定化基金貸付金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

歳入合計、予算現額6億9,732万5,000円、調定額7億4,411万6,155円、収入済額7億172万578円、不納欠損額4,000円、収入未済額4,239万1,577円。

次のページをお願いします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額55万2,400円、支出済額531万6,425円、不用額20万7,575円。不用額につきましては、各節の積み上げによるものでございます。

2目連合会負担金、予算現額61万円、支出済額60万9,400円、不用額600円。県国保連合会負担金で、予算どおりの執行でございます。

2項徴税费、1目賦課徴収費、予算現額287万6,000円、支出済額279万1,677円、不用額8万4,323円。ほぼ予算どおりの執行でございます。

3項運営協議会費、1目運営協議会費、予算現額11万2,000円、支出済額10万2,950円、不用額9,050円。国保運営協議会運営費でございます。こちらもおおむね予算どおりの執行であります。

次のページをお願いします。

4項趣旨普及費、1項趣旨普及費、予算現額9万7,000円、支出済額9万2,284円、不用額4,716円。こちらもおおむね予算どおりの執行であります。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、予算現額3億9,582万4,000円、支出済額3億8,283万306円、不用額1,299万3,694円。

2目退職被保険者等療養給付費、予算現額510万3,000円、支出済額469万3,273円、不用額40万9,727円。

3目一般被保険者療養費、予算現額266万9,000円、支出済額242万2,536円、不用額24万6,464円。

4目退職被保険者等療養費、予算現額12万6,000円、支出済額8万1,971円、不用額4万4,029円。1目から4目までの不用額につきましては、全て医療費が見込みを下回ったものがございます。

5目審査支払手数料、予算現額142万6,000円、支出済額133万4,967円、不用額9万1,033円。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、予算現額4,971万6,000円、支出済額4,845万9,779円、不用額125万6,221円。

次のページをお願いします。

2目退職被保険者等高額療養費、予算現額91万7,000円、支出済額48万7,853円、不用額42万9,147円。1目、2目ともに高額療養費が見込みを下回ったものがございます。

3目一般被保険者高額介護合算療養費、予算現額4万4,000円、支出済額2万3,046円、不用額2万954円。

4目退職被保険者等高額介護合算療養費、予算現額2万1,000円、支出済額2万806円。不用額194円。

3項移送費、1目一般被保険者移送費、予算現額1万円、支出済額ゼロ、不用額1万円。

2目退職被保険者等移送費、予算現額1万円、支出済額ゼロ、不用額1万円。1目、2目ともに該当者はおりませんでした。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金、予算現額42万円、支出済額ゼロ、不用額42万円。該当者なしでございました。

2目支払手数料、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

5項葬祭諸費、1目葬祭費、予算現額75万円、支出済額75万円、不用額ゼロ。15人分の支出でございます。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分、予算現額8,086万8,000円、支出済額8,086万7,301円、不用額699円。

2目退職被保険者医療給付費分、予算現額122万円、支出済額121万9,471円、不用額529円。

2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、予算現額3,872万6,000円、支出済額3,872万5,907円、不用額93円。

2目退職被保険者後期高齢者支援金等分、予算現額59万1,000円、支出済額59万223円、不用額777円。

3 項介護納付金分、1 目介護納付金分、予算現額1,361万4,000円、支出済額1,361万3,931円、不用額69円。3 款につきましては、県から提示されました納付金であります。予算どおりの執行であります。

4 款保険事業費、1 項特定健康診査等事業費、1 目特定健康診査等事業費、予算現額696万6,000円、支出済額615万7,974円、不用額80万8,026円。不用額については、13節委託料において、特定健診等の受診者が見込みを下回ったことによるものでございます。

2 項保険事業費、1 目保健衛生普及費、予算現額68万4,000円、支出済額53万349円、不用額15万3,651円。不用額につきましては、12節役務費で郵便料の残によるものでございます。

2 目疾病予防費、予算現額452万4,000円、支出済額442万5,904円、不用額9万8,096円。人間ドックに係る経費でございますが、昨年度は103名の方が受けられました。

5 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目国保基金積立金、予算現額4,001万2,000円、支出済額4,000万4,737円、不用額7,263円。国保基金積立金でございます。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、次のページをお願いします、1 目一般被保険者保険税還付金、予算現額100万円、支出済額57万9,360円、不用額42万640円。不用額につきましては、国保税の過年度還付が見込みを下回ったものでございます。

2 目退職被保険者等保険税還付金、予算現額1万円、支出済額ゼロ、不用額1万円。

3 目償還金、予算現額493万2,000円、支出済額493万533円、不用額1,467円。こちらは、過年度分の精算返納金でございます。

4 目小切手支払未済償還金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。存目計上でございます。

5 目一般被保険者還付加算金、予算現額3万円、支出済額4,200円、不用額2万5,800円。

6 目退職被保険者等還付加算金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。存目計上でございます。

7 目保険給付費等交付金償還金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

2 項延滞金、1 目延滞金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

3 項繰出金、1 目一般会計繰出金、予算現額17万9,000円、支出済額17万8,768円、不用額232円。

2 目診療施設勘定繰出金、予算現額1,295万円、支出済額1,295万円、不用額ゼロ。こちらは、特別調整交付金の診療所分を診療勘定へ繰り出したものでございます。

7 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算現額2,475万9,000円、支出済額ゼロ、不用額2,475万9,000円。

歳出合計、予算現額6億9,732万5,000円、支出済額6億5,479万5,931円、不用額4,252万9,069円。

次のページをお願いします。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額7億172万578円、2、歳出総額6億5,479万5,931円、3、歳入歳出差引額4,692万4,647円、実質収支額、同額でございます。

次のページをお願いします。

診療施設勘定。

歳入、1款診療収入、1項外来収入、1目国民健康保険診療報酬収入、予算現額298万円、調定額、収入済額ともに288万7,179円。

2目社会保険診療報酬収入、予算現額188万4,000円、調定額、収入済額ともに196万6,932円。

3目後期高齢者診療報酬収入、予算現額1,264万8,000円、調定額、収入済額ともに1,243万7,114円。

4目一部負担金収入、予算現額295万9,000円、調定額、収入済額ともに298万7,800円。

5目その他の診療報酬収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2項その他の診療収入、1目その他の診療収入、予算現額40万7,000円、調定額、収入済額とともに41万53円。自費診療代でございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目手数料、予算現額12万5,000円、調定額、収入済額ともに11万3,820円。こちらは、診断書料等でございます。

3款寄附金、1項寄附金、1目寄附金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算現額896万4,000円、調定額、収入済額ともに894万5,938円。

2項事業勘定繰入金、1目事業勘定繰入金、予算現額1,295万円、調定額、収入済額ともに1,295万円。こちらは、特別調整交付金の診療所分を事業勘定から繰り入れしたものでございます。

3項介護保険特別会計繰入金、1目介護保険特別会計繰入金、予算現額4万2,000円、調定額、収入済額ともに4万2,000円。こちらは、介護特会より認定調査の手数料を繰り入れしたものでございます。

次のページをお願いします。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額307万円、調定額、収入済額ともに307万543円、前年度繰越金でございます。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額69万円、調定額、収入済額ともに73万7,190円。

歳入合計、予算現額4,672万1,000円、調定額、収入済額ともに4,654万8,569円。

次のページをお願いします。

歳出、1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、予算現額3,360万6,000円、支出済額3,324万908円、不用額36万5,092円。こちらは、診療所運営に係る経費でございます。

次のページをお願いいたします。

2 項研究研修費、1 目研究研修費、予算現額22万6,000円、支出済額6万9,104円、不用額15万6,896円。不用額につきましては、各節の積み上げによるものでございます。

2 款医業費、1 項医業費、1 目医療用機械器具費、予算現額30万円、支出済額19万9,800円、不用額10万200円。こちらは、レントゲン関係の保守委託でございます。

2 目医療用消耗器材費、予算現額28万3,000円、支出済額17万1,815円、不用額11万1,185円。

3 目医薬品衛生材料費、予算現額948万円、支出済額862万9,273円、不用額85万727円。こちらは、薬剤購入費の不用額となっております。

4 目委託料、予算現額25万円、支出済額21万5,498円、不用額3万4,502円。こちらは、血液検査委託料になります。

3 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算現額257万6,000円、支出済額ゼロ、不用額257万6,000円。

歳出合計、予算現額4,672万1,000円、支出済額4,252万6,398円、不用額419万4,602円。

次のページをお願いします。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額4,654万8,569円、2、歳出総額4,252万6,398円、3、歳入歳出差引額402万2,171円、実質収支額、同額でございます。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） 210ページをお願いいたします。

議案第14号 平成30年度牧本財産区特別会計歳入歳出決算認定について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1 款県支出金、1 項県補助金、1 目造林補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2 項県委託金、1 目県委託金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入、予算現額、調定額、収入済額ともに1,000円。

2 目利子および配当金、予算現額3,000円、調定額、収入済額ともに3,600円。

3 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目使用料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算現額15万7,000円、調定額、収入済額ともに15万7,598円。

5 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、予算現額、調定額、収入済額ともに90万円。

6 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

歳入合計、予算現額106万5,000円、調定額、収入済額ともに106万2,198円。

次のページをお願いいたします。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、予算現額88万円、支出済額84万6,793円、不用額3万3,207円。

2 目財産管理費、予算現額11万7,000円、支出済額11万6,400円、不用額600円。

2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算現額6万8,000円、支出済額ゼロ、不用額6万8,000円。

歳出合計、予算現額106万5,000円、支出済額96万3,193円、不用額10万1,807円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

歳入総額106万2,198円、歳出総額96万3,193円、歳入歳出差引額9万9,005円、実質収支額、同額であります。

続いて、220ページをお願いいたします。

議案第15号 平成30年度大里財産区特別会計歳入歳出決算認定について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1 款県支出金、1 項県補助金、1 目造林補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2 目利子および配当金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに2,111円。

3 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算現額5万1,000円、調定額、収入済額ともに5万1,252円。

4 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、予算現額、調定額、収入済額ともに22万8,000円。

5 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

歳入合計、予算現額28万3,000円、調定額、収入済額ともに28万1,363円。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、予算現額21万1,000円、支出済額19万4,714円、不用額1万6,286円。

2目財産管理費、予算現額6万2,000円、支出済額ゼロ、不用額6万2,000円。森林再生事業を実施したため、下刈り等が不要となったため、支出がゼロでございました。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額1万円、支出済額ゼロ、不用額1万円。
歳出合計、予算現額28万3,000円、支出済額19万4,714円、不用額8万8,286円。

実質収支に関する調書。

歳入総額28万1,363円、歳出総額19万4,714円、歳入歳出差引額8万6,649円、実質収支額、同額であります。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） 230ページをご覧ください。

議案第16号 平成30年度湯本財産区特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目造林補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロでございます。

2款1項1目財産貸付収入、予算現額3,000円、調定額、収入済額ともに3,720円でございます。こちらは、東北電力の土地使用料となっております。

2目利子および配当金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに3円でございます。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロでございます。

2目生産物売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロでございます。

3款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロでございます。

2項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算現額167万4,000円、調定額、収入済額とも167万4,000円でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額11万2,000円、調定額、収入済額とも11万2,460円であります。

歳入合計、予算現額179万4,000円、調定額、収入済額とも179万183円となっております。

次のページをご覧ください。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額20万円、支出済額19万1,603円、不用額8,397円。ほぼ予算どおりの執行でございます。

2款事業費、1項財産造成費、1目造林振興費、予算現額3万9,000円、支出済額2万9,300円、不用額9,700円。ほぼ予算どおりの執行でございます。

3款諸支出金、1項繰出金、1目繰出金、予算現額146万4,000円、支出済額146万3,694円、不用額306円。一般会計への繰出金でございます。

4 款予備費、1 目予備費、1 目予備費、予算現額 9 万 1,000 円、支出済額ゼロ。
歳出合計、予算現額 179 万 4,000 円、支出済額 168 万 4,597 円、不用額 10 万 9,403 円。
次のページをご覧ください。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額 179 万 183 円、2、歳出総額 168 万 4,597 円、3、歳入歳出差引額 10 万 5,586 円、
実質収支額、同額でございます。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） 240 ページをお開きください。

議案第 17 号 平成 30 年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について、事項別
明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1 款県支出金、1 項県補助金、1 目商工費補助金、予算現額 1,000 円、調定額、収
入済額ともにゼロ。

2 款財産収入、1 項財産収入、1 目土地売却収入、予算現額 1,000 円、調定額、収入済額
ともにゼロ。

2 項財産運用収入、1 目財産運用収入、予算現額 2,937 万 3,000 円、調定額、収入済額とも
に 2,939 万 8,000 円。工業団地内の誘致企業への土地の貸付収入でございます。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、予算現額 1,000 円、調定額、収
入済額ともにゼロ。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算現額 566 万 3,000 円、調定額、収入済額ともに
566 万 3,319 円でございます。

5 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、予算現額 1,000 円、調定額、収入済額ともにゼロ。

歳入合計、予算現額 3,504 万円、調定額、収入済額ともに 3,506 万 1,319 円。

次のページをお願いいたします。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、予算現額 2,979 万 8,000 円、支出済
額 2,917 万 2,537 円、不用額 62 万 5,463 円。13 節におきまして、企業立地サポート事業委託と
いたしまして、日本立地センターによる 1 万 9,000 社に対する企業の立地意向調査を行い、
この中でハイテク大山工業団地に興味を持っていただいたと回答していただいた企業様 5 社
に対してアプローチを行いました。また、これらをもとに、今後の企業訪問など企業誘致活
動に進めていくものでございます。不用額につきましては、11 節企業誘致の食糧費が見込み
よりも少なかったもの及び 13 節の委託料におきまして、団地内の除草作業等の回数が見込み
よりも少なかったものでございます。

2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算現額 524 万 2,000 円、支出済額ゼロ、不用額
524 万 2,000 円。

歳出合計、予算現額3,504万円、支出済額2,917万2,537円、不用額586万7,463円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額3,506万1,319円、歳入総額2,917万2,537円、歳入歳出差引額588万8,782円、実質収支額、同額でございます。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 250ページをお開きください。

議案第18号 平成30年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明いたします。

歳入、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目加入分担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともゼロでございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、予算現額980万8,000円、調定額1,312万4,802円、収入済額993万3,125円、収入未済額319万1,677円。収入未済額の内訳につきましては、現年度が25万9,740円、過年度分が293万1,937円でございます。

3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子および配当金、予算現額1万4,000円、調定額、収入済額ともに1万5,171円。

4款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともゼロでございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額372万5,000円、調定額、収入済額ともに372万5,698円。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに3万5,640円。

歳入合計、予算現額1,355万円、調定額1,690万1,311円、収入済額1,370万9,634円、収入未済額319万1,677円。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額1,305万円、支出済額1,081万4,366円、不用額223万5,634円。不用額といたしましては、11節でございます。こちら、11節の施設修繕でございますが、緊急を要する修繕がなかったことから不用額が生じております。また、12節につきましては、し尿及び汚泥汲み取り、こちらが見込み額を下回ったものでございます。そのほか、13節委託料におきましては、施設管理委託料が見込みより少なかったためのものでございます。そのほか、15節に関しましては、緊急を要する工事がなかったことから不用額が発生しております。そのほか、28節繰出金につきましては、農業集落排水事業会計への職員人件費分として、按分により支出しております。

2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算現額50万円、支出済額ゼロ、不用額50万円。
歳出合計1,355万円、支出済額1,081万4,366円、不用額273万5,634円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

歳入総額1,370万9,634円、歳出総額1,081万4,366円、歳入歳出差引額289万5,268円、実質収支額、同額でございます。

続きまして、260ページをお願いいたします。

議案第19号 平成30年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明いたします。

歳入、1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目農林水産使用料、予算現額6,105万3,000円、調定額7,757万3,323円、収入済額6,369万7,262円、収入未済額1,387万6,061円。収入未済額の内訳につきましては、現年度使用料の未済が135万3,240円、過年度未済分が1,252万2,821円になります。

2 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目農林水産業費国庫補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

3 款県支出金、1 項県補助金、1 目農林水産業費県補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、予算現額1 億4,070万6,000円、調定額、収入済額ともに1 億4,070万6,000円。

2 目大山地区排水処理施設事業特別会計繰入金、予算現額161万1,000円、調定額、収入済額ともに161万1,000円。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算現額1,125万5,000円、調定額、収入済額ともに1,125万5,703円。

6 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目工事負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロでございます。

7 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに26万1,360円。こちら、原子力災害の損害賠償金でございます。

次のページ、お願いいたします。

2 項加入金、1 目加入金、予算現額24万円、調定額24万円、収入済額24万円。

8 款村債、1 項村債、1 目事業債、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロでございます。

歳入合計、予算現額2 億1,487万円、調定額2 億3,164万7,386円、収入済額2 億1,777万1,325円、収入未済額1,387万6,061円。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額1億42万8,000円、支出済額9,333万1,907円、不用額709万6,093円。不用額につきましては、3節職員手当等におきまして、見込みより少なかったことによるものでございます。そのほか、11節需用費におきまして、緊急を要する施設修繕がなかったものによるものでございます。そのほか、12節役務費でございますが、し尿・汚泥汲取り料、こちらが見込みを下回ったものでございます。そのほか、13節委託料、こちらにおきましても、清掃・警備委託料、施設管理委託料が見込みより下回ったものでございます。そのほか、15節工事請負費におきましては、急を要する工事がなかったことによる不用額が発生しております。

次のページをお願いいたします。

2款事業費、1項農業集落排水事業費、1目農業集落排水事業費、予算現額1億1,005万8,000円、支出済額1億1,005万6,910円、不用額1,090円。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額438万4,000円、支出済額ゼロ、不用額438万4,000円。

歳出合計、予算現額2億1,487万円、支出済額2億338万8,817円、不用額1,148万1,183円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

歳入総額2億1,777万1,325円、歳出総額2億338万8,817円、歳入歳出差引額1,438万2,508円、実質収支額、同額でございます。

続きまして、274ページをお願いいたします。

議案第20号 平成30年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明いたします。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目工事負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロでございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、予算現額77万7,000円、調定額82万5,872円、収入済額73万9,040円、収入未済額8万6,832円。収入未済額の内訳でございますが、過年度使用料8万6,832円となっております。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算現額50万円、調定額、収入済額ともに50万円。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額113万3,000円、調定額113万3,493円、収入済額113万3,493円。

5款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額1,000円、調定額8,984円、収入済額8,984円。こちら、原子力損害賠償によるものでございます。

歳入合計、予算現額241万2,000円、調定額246万8,349円、収入済額238万1,517円、収入未済額8万6,832円。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、予算現額221万2,000円、支出済額117万1,168円、不用額104万832円。不用額につきましては、11節、13節、15節におきまして、急を要する工事及び修繕等がなかったことによるものでございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額20万円、支出済額ゼロ円、不用額20万円。歳出合計、予算現額241万2,000円、支出済額117万1,168円、不用額124万832円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

歳入総額238万1,517円、歳出総額117万1,168円、歳入歳出差引額121万349円、実質収支額、同額でございます。

続きまして、284ページをお願いします。

議案第21号 平成30年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明いたします。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目工事負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロでございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、予算現額613万6,000円、調定額621万6,695円、収入済額587万9,215円、収入未済額33万7,480円。現年度水道料の未納が15万8,160円、過年度未納が17万9,320円となっております。

1目施設手数料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目保健衛生費補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算現額37万8,000円、調定額37万8,000円、収入済額37万8,000円。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額720万6,000円、調定額、収入済額ともに720万6,651円。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに2万165円。こちらは、原子力災害損害賠償金でございます。

7款村債、1項村債、1目事業債、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロでございます。

歳入合計、予算現額1,372万5,000円、調定額1,382万1,511円、収入済額1,348万4,031円、収入未済額33万7,480円。

次のページをお願いいたします。

歳出、1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、予算現額914万7,000円、支出済額638万4,808円、不用額276万2,192円でございます。不用額につきましては、11節需要費におきまして、緊急を要する施設修繕がなかったことから不用額が発生しております。また、13節委託料におきましても、緊急を要する水質検査等が見込めなかったことから、不用が発生しております。また、15節工事請負費におきましては、漏水等の緊急を要する工事が見込みより少なかったため発生しております。

2 款事業費、1 項簡易水道事業費、1 目簡易水道事業費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ。不用額1,000円。

3 款予備費、1 項予備費、次のページをお願いいたします、1 目予備費、予算現額457万7,000円、支出済額ゼロ、不用額457万7,000円。

歳出合計、予算現額1,372万5,000円、支出済額638万4,808円、不用額734万192円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

歳入総額1,348万4,031円、歳出総額638万4,808円、歳入歳出差引額709万9,223円、実質収支額、同額でございます。

続きまして、296ページをお願いいたします。

議案第22号 平成30年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目施設使用料、予算現額62万5,000円、調定額、収入済額ともに62万8,560円。

2 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算現額69万8,000円、調定額、収入済額ともに69万8,543円。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、予算現額87万2,000円、調定額、収入済額ともに87万2,000円。こちら、一般会計からの繰り入れになります。

4 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに1万1,880円。こちら、原子力災害賠償金でございます。

歳入合計、予算現額219万6,000円、調定額221万983円、収入済額221万983円。

次のページをお願いいたします。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、予算現額159万8,000円、支出済額147万2,022円、不用額12万5,978円。こちらの不用額に関しましては、各節の積み上げによるものでございます。

2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算現額59万8,000円、支出済額ゼロ、不用額59

万8,000円。

歳出合計、予算現額219万6,000円、支出済額147万2,022円、不用額72万3,978円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

歳入総額221万983円、歳出総額147万2,022円、歳入歳出差引額73万8,961円、実質収支額、同額でございます。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 306ページをお願いします。

議案第23号 平成30年度天栄村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、予算現額1億3,401万3,000円、調定額1億3,506万2,610円、収入済額1億3,147万4,300円、収入未済額358万8,310円。収入未済につきましては、現年度分が20名、それから滞納繰越分が31名でございます。そのうち、3名が8月末現在で完納しております。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目総務手数料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2目督促手数料、予算現額1万8,000円、調定額、収入済額ともに1万1,680円。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、予算現額1億1,099万9,000円、調定額、収入済額ともに1億1,099万9,139円。

2項国庫補助金、1目調整交付金、予算現額4,162万4,000円、調定額、収入済額ともに4,184万円。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、予算現額490万4,000円、調定額、収入済額ともに536万5,931円。

3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、予算現額378万8,000円、調定額、収入済額ともに378万8,554円。

4目保険者機能強化推進交付金、予算現額96万8,000円、調定額、収入済額ともに96万8,000円。こちらは、昨年度から新たに創設されました交付金で、市町村の自立支援、重度化防止等の取り組みで交付されるものでございます。

次のページをお願いします。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、予算現額1億6,563万2,000円、調定額、収入済額ともに1億6,563万2,432円。

2目地域支援事業支援交付金、予算現額611万2,000円、調定額、収入済額ともに611万2,405円。

5 款県支出金、1 項県負担金、1 目介護給付費負担金、予算現額9,478万7,000円、調定額、収入済額ともに9,478万7,000円。

2 項県補助金、1 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、予算現額248万9,000円、調定額、収支済額ともに249万9円。

2 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、予算現額189万4,000円、調定額、収入済額ともに189万4,277円。

6 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産運用収入、予算現額1,000円。存目計上でございます。

2 目利子および配当金、予算現額1万円、調定額、収入済額ともに70円。基金の積立利子でございます。

2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2 目物品売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金、予算現額8,378万9,000円、調定額、収入済額ともに8,378万9,000円。

2 目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、予算現額207万円、調定額、収入済額ともに207万円。

3 目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、予算現額1,272万9,000円、調定額、収入済額ともに1,272万9,000円。

4 目低所得者保険料軽減繰入金、予算現額85万9,000円、調定額、収入済額ともに85万6,800円。

5 目その他一般会計繰入金、予算現額638万9,000円、調定額、収入済額ともに638万9,000円。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金、予算現額1,000円。30年度は、基金取り崩しはございませんでした。

8 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算現額755万2,000円、調定額、収入済額ともに755万2,797円。前年度繰越金でございます。

9 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目第1号被保険者延滞金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2 目第1号被保険者加算金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

3 目過料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2 項預金利子、1 目預金利子、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

3 項雑入、1 目滞納処分費、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2目第三者納付金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

3目返納金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

4目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

歳入合計、予算現額6億8,063万9,000円、調定額6億8,233万8,704円、収入済額6億7,875万394円、収入未済額358万8,310円。

次のページをお願いします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額145万円、支出済額141万7,491円、不用額3万2,509円。おおむね予算どおりの執行であります。

2項徴収費、1目賦課徴収費、予算現額17万円、支出済額15万729円、不用額1万9,271円。こちらもおおむね予算どおりの執行であります。

3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費、予算現額245万2,000円、支出済額244万9,000円、不用額3,000円。介護認定審査会に係る経費であります。

2目認定調査等費、予算現額225万6,000円、支出済額221万620円、不用額4万5,380円、こちらは、認定調査に係る経費となります。

4項趣旨普及費、1目趣旨普及費、予算現額6万1,000円、支出済額1万9,440円、不用額4万1,560円。おおむね予算どおりの執行であります。

2款保険給付費、次のページをお願いします、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、予算現額1億4,600万9,000円、支出済額1億4,133万5,654円、不用額467万3,346円。不用額につきましては、居宅サービス費が見込みを下回ったものでございます。

2目特例居宅介護サービス給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。存目計上でございます。

3目地域密着型介護サービス給付費、予算現額4,483万1,000円、支出済額4,432万6,039円、不用額50万4,961円。不用額につきましては、こちらは、地域密着型のグループホーム、それから通所介護サービス等の給付費が見込みを下回ったものでございます。

4目特例地域密着型介護サービス給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。存目計上でございます。

5目施設介護サービス給付費、予算現額3億3,554万4,000円、支出済額3億2,964万9,156円、不用額589万4,844円。不用額につきましては、施設入所に係る介護サービス費が見込みを下回ったものでございます。

6目特例施設介護サービス給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。存目計上でございます。

7目居宅介護福祉用具購入費、予算現額54万1,000円、支出済額51万5,795円、不用額2万5,205円。おおむね予算どおりの執行であります。

8目居宅介護住宅改修費、予算現額94万1,000円、支出済額90万6,354円、不用額3万4,646円。こちらも、おおむね予算どおりの執行であります。

9目居宅介護サービス計画給付費、予算現額2,513万5,000円、支出済額2,491万1,659円、不用額22万3,341円。不用額につきましては、ケアプラン作成件数が見込みを下回ったものでございます。

10目特例居宅介護サービス計画給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。存目計上であります。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費、予算現額199万5,000円、支出済額199万4,337円、不用額663円。おおむね予算どおりの執行であります。

2目特例介護予防サービス給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。存目計上であります。

3目地域密着型介護予防サービス給付費、予算現額150万1,000円、支出済額113万6,682円、不用額36万4,318円。不用額につきましては、地域密着型の通所介護サービス費が見込みを下回ったものでございます。

4目特例地域密着型介護予防サービス給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。存目計上であります。

5目介護予防福祉用具購入費、予算現額10万2,000円、支出済額5万4,067円、不用額4万7,933円。

6目介護予防住宅改修費、予算現額47万円、支出済額44万131円、不用額2万9,869円。

7目介護予防サービス計画給付費、予算現額63万2,000円、支出済額58万900円、不用額5万1,100円。

8目特例介護予防サービス計画給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。存目計上であります。

3項その他諸費、1目審査支払手数料、予算現額38万3,000円、支出済額37万562円、不用額1万2,438円。

次のページをお願いします。

4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、予算現額1,464万5,000円、支出済額1,464万4,997円、不用額3円。

2目高額介護予防サービス費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。存目計上であります。

5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス等費、予算現額172万3,000円、支出済額172万2,937円、不用額63円。

2目高額医療合算介護予防サービス等費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000

円。存目計上であります。

6 項市町村特別給付費、1 目市町村特別給付費、予算現額43万2,000円、支出済額37万8,000円、不用額5万4,000円。こちらは、紙おむつの給付費でございます。おおむね予算どおりの執行であります。

7 項特定入所者介護サービス等費、次のページをお願いします、1 目特定入所者介護サービス費、予算現額3,797万7,000円、支出済額3,714万7,482円、不用額82万9,518円。施設入所に係る経費でございます。

2 目特例特定入所者介護サービス費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。存目計上であります。

3 目特定入所者支援サービス費、予算現額9,000円、支出済額8,344円、不用額656円。

4 目特例特定入所者支援サービス費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。存目計上であります。

3 款財政安定化基金拠出金、1 項財政安定化基金拠出金、1 目財政安定化基金拠出金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。存目計上でございます。

4 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金、予算現額1,720万3,000円、支出済額1,719万3,070円、不用額9,930円。基金への積み立てでございます。

5 款地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援サービス事業費、1 目介護予防・生活支援サービス事業費、予算現額1,915万1,000円、支出済額1,845万5,647円、不用額69万5,353円。こちらは、総合事業対象者の通所介護、訪問介護によるサービスに要する経費であります。

2 目介護予防ケアマネジメント事業費、予算現額32万6,000円、支出済額30万6,500円、不用額1万9,500円。おおむね予算どおりの執行であります。

2 項包括的支援事業・任意事業費、1 目総合相談事業費、予算現額600万円、支出済額600万円、不用額ゼロ。

2 目権利擁護事業費、予算現額60万円、支出済額60万円、不用額ゼロ。

3 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、予算現額85万円、支出済額85万円、不用額ゼロ。1 目から3 目までは、天栄村地域包括支援センターの委託事業で行っております。予算どおりの執行であります。

4 項任意事業費、予算現額3,000円、支出済額ゼロ、不用額3,000円。

5 目在宅医療・介護連携推進事業費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。次のページをお願いします。

6 目生活支援体制整備事業費、予算現額200万円、支出済額200万円、不用額ゼロ。こちらは、社会福祉協議会のほうへ委託事業で行っております。予算どおりの執行であります。

7 目認知症総合支援事業費、予算現額36万6,000円、支出済額35万2,000円、不用額1万

4,000円。こちらは、昨年度から本格実施しております認知症初期集中支援チーム、それから自立支援地域ケア会議に係る経費となっております。おおむね予算どおりの執行であります。

3項その他諸費、1目審査支払手数料、予算現額6万9,000円、支出済額6万4,380円、不用額4,620円。

4項高額総合事業費サービス費、1目高額総合事業サービス費、予算現額2万3,000円、支出済額2万2,301円、不用額699円。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目償還金、予算現額1,448万7,000円、支出済額1,448万6,531円、不用額469円。こちらは、過年度償還金でございます。

2目第1号被保険者保険料還付金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

2項繰出金、1目一般会計繰出金、予算現額1,000円、支出済額750円、不用額250円。

7款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額28万7,000円、支出済額ゼロ、不用額28万7,000円。

歳出合計、予算現額6億8,063万9,000円、支出済額6億6,670万1,555円、不用額1,393万7,445円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

歳入総額6億7,875万394円、歳出総額6億6,670万1,555円、歳入歳出差引額1,204万8,839円、実質収支額、同額であります。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） 338ページをお願いいたします。

議案第24号 平成30年度天栄村風力発電事業特別会計決算認定について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款国庫補助金、1項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目利子および配当金、予算現額6万3,000円、調定額、収入済額ともに5万9,253円。基金利子でございます。

3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額1,194万2,000円、調定額、収入済額ともに1,194万2,527円。

4款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額6,713万7,000円、調定額、収入済額ともに7,239万9,672円。こちらは、売電収入でございます。

歳入合計、予算現額7,914万3,000円、調定額、収入済額ともに8,440万1,452円。

次ページをご覧ください。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額7,714万3,000円、支出済額7,518万8,389円、不用額195万4,611円。こちらは、11節において、4号風車の部品損傷により運転を停止したことによる運転に係る電気代の減及び修繕費が見込みよりも少なかったためでございます。及び、15節工事請負費においては、維持管理工事費が見込みよりも少なくなったための不用でございます。27節公課費においては、売電に係る消費税額が見込みよりも少なくなったための不用でございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額200万円、支出済額ゼロ、不用額200万円。歳出合計、予算現額7,914万3,000円、歳出済額7,518万8,389円、不用額395万4,611円。

次ページをご覧ください。

歳入総額8,440万1,452円、歳出総額7,518万8,389円、歳入歳出差引額921万3,063円、実質収支額、同額でございます。

○議長（廣瀬和吉君） それでは、暫時休議いたします。

3時5分まで休議いたします。

(午後 2時52分)

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 3時05分)

[住民福祉課長 熊田典子君登壇]

○住民福祉課長（熊田典子君） 348ページをお願いいたします。

議案第25号 平成30年度天栄村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款医療保険料、1項医療保険料、1目特別徴収保険料、予算現額2,389万5,000円、調定額、収入済額ともに2,387万7,600円。

2目普通徴収保険料、予算現額524万5,000円、調定額525万3,500円、収入済額509万450円、収入未済額16万3,050円。滞納分につきましては、3名の滞納となっております。そのうち、2名の方につきましては、現在までに完納しております。

2款手数料、1項手数料、1目証明手数料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。存目計上であります。

2目督促手数料、予算現額3,000円、調定額、収入済額ともに2,800円。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、予算現額52万1,000円、調定額、収入済額ともに52万1,000円。

2目保険基盤安定繰入金、予算現額1,771万4,000円、調定額、収入済額ともに1,771万

3,607円。

3目広域連合分賦金、予算現額29万4,000円、調定額、収入済額ともに23万9,000円。

4目保険事業費繰入金、予算現額39万6,000円、調定額、収入済額ともに39万5,051円。こちらは、特定健診の村負担分と村独自で取り組んでおります健診分の一般会計から繰り入れるものでございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額2万8,000円、調定額、収入済額ともに2万8,665円。前年度繰越金でございます。

5款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2目過料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2項受託事業収入、1目健診受託事業収入、予算現額77万3,000円、調定額、収入済額ともに77万1,684円。

3項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、予算現額10万円、調定額、収入済額ともに5万1,500円。

2目還付加算金、予算現額1万円、調定額、収入済額ともにゼロ。

4項預金利子、1目預金利子、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

5項雑入、1目雑入、予算現額19万1,000円、調定額、収入済額ともに19万1,188円。こちらは、人間ドック受診者公費負担分10名分でございます。

歳入合計、予算現額4,917万4,000円、調定額4,904万5,595円、収入済額4,888万2,545円、収入未済額16万3,050円。

次のページをお願いします。

歳出、1款総務費、1項一般管理費、1目一般管理費、予算現額18万9,000円、支出済額18万869円、不用額8,131円。

2目徴収費、予算現額33万2,000円、支出済額31万9,340円、不用額1万2,660円。1目、2目ともにおおむね予算どおりの執行であります。

2款広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、予算現額4,685万5,000円、支出済額4,666万5,757円、不用額18万9,243円。不用額につきましては、保険料の納付金が見込みを下回ったことによるものでございます。

3款保険事業費、1項保険事業費、1目保険事業費、予算現額162万円、支出済額156万2,536円、不用額5万7,464円。特定健診委託料及び人間ドック委託料ですが、委託料の経費になります。こちらは、予算どおりの執行であります。

4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、予算現額10万円、支出済額5万1,500円、不用額4万8,500円。保険料の過年度還付金でございます。

2目還付加算金、予算現額1万円、支出済額ゼロ、不用額1万円。

2項繰出金、1目一般会計繰出金、予算現額2万1,000円、支出済額2万1,000円、不用額ゼロ。

5款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額4万7,000円、支出済額ゼロ、不用額4万7,000円。

歳出合計、予算現額4,917万4,000円、支出済額4,880万1,002円、不用額37万2,998円。

次のページをお願いします。

実質収支に関する調書。

歳入総額4,888万2,545円、歳出総額4,880万1,002円、歳入歳出差引額8万1,543円、実質収支額、同額であります。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 別冊をご用意ください。

議案第26号 平成30年度天栄村水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

平成30年度天栄村水道事業損益計算書についてでございます。

営業収益、給水収益9,116万9,954円、受託工事収益155万8,440円、その他営業収益12万5,000円、合計9,285万3,394円。

営業費用、原水及び浄水費448万7,996円、配水及び給水費1,001万2,526円、受託工事費144万3,000円、総係費1,156万4,459円、減価償却費8,223万159円、資産減耗費48万7,134円、その他営業費用13万6,309円、合計1億1,036万1,583円、営業損失、総額1,750万8,189円であります。

営業外収益、受取利息及び配当金1万506円、他会計補助金2,271万9,000円、雑収益5万873円、長期前受金戻入2,152万2,350円、合計4,430万2,729円。

営業外費用、支払利息及び企業債取扱費1,910万1,130円、雑支出13万4,400円、合計1,923万5,530円であります。

営業外利益2,506万7,199円、経常利益755万9,010円、当年度純利益同額でございます。前年度繰越利益剰余金2億2,139万7,933円、当年度未処分利益剰余金2億2,895万6,943円でございます。

次のページ、お願いいたします。

平成30年度天栄村水道事業貸借対照表になります。

資産の部でございます。1、固定資産、有形固定資産、こちらのイの土地からトの建設仮勘定までの項目となります。有形固定資産合計でございますが、20億8,330万3,551円、無形固定資産としまして、電話加入権38万3,300円、無形固定資産合計同額でございます。固定

資産合計20億8,368万6,851円でございます。

次に、流動資産、現金預金1億1,257万4,221円、未収金1,998万2,530円、貸倒引当金△462万2,200円、未収金合計1,536万330円、貯蔵品16万2,760円、流動資産合計1億2,809万7,311円。

資産合計22億1,178万4,162円でございます。

次のページをお願いいたします。

次に、負債の部になります。流動負債、未払金、営業未払金111万2,519円、営業外未払金ゼロ、未払金合計111万2,519円。企業債、建設改良費等の財源に充てるための企業債8,192万2,796円、企業債合計、同額でございます。引当金、賞与引当金85万2,472円、法定福利費引当金15万4,813円、引当金合計100万7,285円、合計8,404万2,600円。

固定負債、企業債、イ、建設改良費等の財源に充てるための企業債7億6,045万5,123円、固定負債合計、同額でございます。

繰延収益、長期前受金、国庫補助金1億7,921万2,795円、他会計補助金1,480万円、その他長期前受金7億8,984万7,496円、計9億8,386万291円。

長期前受金収益化累計額、国庫補助金△8,421万2,535円、他会計補助金△879万1,200円、その他長期前受金△3億256万9,251円、計としまして△3億9,557万2,986円、繰延収益合計5億8,828万7,305円。

負債合計14億3,278万5,028円でございます。

次に、資本の部になります。資本金、自己資本金2,551万1,489円、出資金2億9,823万261円、組入資本金4,607万3,608円、自己資本金計3億6,981万5,358円、資本金合計、同額でございます。

剰余金、資本剰余金、国庫補助金7,596万6,200円、他会計補助金ゼロ、その他資本剰余金2,591万3,929円、資本剰余金合計1億188万129円。

利益剰余金、減債積立金7,134万6,704円、建設改良積立金700万円、当年度未処分利益剰余金2億2,139万7,933円、当年度純利益755万9,010円、利益剰余金合計3億730万3,647円、剰余金合計4億918万3,776円。

資本合計7億7,899万9,134円。

負債・資本合計22億1,178万4,162円。

次のページをお願いいたします。

平成30年度天栄村水道事業剰余金計算書についてご説明申し上げます。

最初に、資本金の当年度末残高でございますが、自己資本金3億6,981万5,358円、借入資本金ゼロでございます。

次に、剰余金のうち資本剰余金に係る当年度末残高でございますが、国庫補助金7,596万

6,200円、他会計補助金ゼロ、その他資本剰余金2,591万3,929円、資本剰余金合計1億188万129円でございます。

続きまして、利益剰余金に係る当年度末残高でございます。減債積立金7,134万6,704円、建設改良積立金700万円、未処分利益剰余金2億2,895万6,943円、利益剰余金合計3億730万3,647円でございます。資本金合計の当年度末残高につきましては、7億7,899万9,134円でございます。

次に、平成30年度天栄村水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。

未処分利益剰余金が出ておりますので、これを減債積立金として積み立てたく提案させていただくものでございます。減債積立金の積立額755万9,010円でございます。

次に、18ページをお願いいたします。

平成30年度天栄村水道事業収益費用明細書によりご説明申し上げます。

収入、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、予算現額9,774万9,000円、決算額9,846万3,538円、増減額71万4,538円の増でございます。こちらは、水道使用料が見込みより多かったものでございます。また、水道加入金につきましては、加入金の増によるものでございます。

2目受託工事収益、予算現額162万2,000円、決算額155万8,440円、増減額6万3,560円の減でございます。こちら、3節消火栓工事収益としまして、消火栓の受託工事でございます。

3目その他営業収益、予算現額10万1,000円、決算額12万5,000円、増減額2万4,000円の増でございます。こちらは、設計審査手数料の収益となっております。

4目負担金、予算現額2,000円、決算額ゼロ、増減額2,000円の減でございます。こちら、存目計上でございます。

2項営業外収益、1目受取利息及び配当金、予算現額3万円、決算額1万506円、増減額1万9,494円の減でございます。こちらは、預金利子等になります。

2目他会計補助金、予算現額2,271万9,000円、決算額2,271万9,000円、増減額ゼロでございます。こちら、一般会計からの補助金でございます。

3目雑収益、予算現額5万円、決算額5万873円、増減額873円の増でございます。こちらは、原子力の賠償金でございます。

4目消費税還付金、予算現額1,000円、決算額ゼロ、増減額1,000円の減でございます。

5目長期前受金戻入、予算現額2,152万2,000円、決算額2,152万2,350円、増減額350円の増でございます。

次のページをお願いいたします。

支出、1款水道事業費、1項営業費用、1目原水及び浄水費、予算現額950万2,000円、決算額483万8,936円、不用額466万3,064円でございます。こちらの不用額につきましては、4

節委託料、臨時的水質検査が発生しなかったための不用額でございます。また、5節では、修繕費としまして漏水等の緊急に要する工事が発生しなかったための不用額でございます。そのほかは、ほぼ予算どおり執行しております。

2目配水及び給水費、予算現額1,616万6,000円、決算額1,073万7,381円、不用額542万8,619円。こちらの不用額でございますが、6節修繕費でございます。こちら、漏水等の緊急を要する工事等が発生しなかったために不用額が発生しております。そのほかにつきましては、ほぼ予算どおり執行している状況でございます。

3目受託工事費、予算現額162万4,000円、決算額155万8,440円、不用額6万5,560円。ほぼ予算どおり執行しております。

4目総係費、予算現額1,249万円、決算額1,183万6,004円、不用額65万3,996円でございます。こちらにつきましては、次のページお願いいたします。11節委託料におきまして、システム関係の委託料が見込みより少なかったために不用額が発生しております。そのほか、ほぼ予算どおり執行している状況でございます。

5目減価償却費、予算現額8,223万2,000円、決算額8,223万159円、不用額1,841円。こちらは、管路施設等有形固定資産として計上しておるものでございます。

6目資産減耗費96万3,000円、決算額48万7,134円、不用額47万5,866円。

7目その他営業費用、予算現額15万5,000円、決算額14万6,439円、不用額8,561円でございます。

2項営業外費用、予算現額2,049万円、決算額2,041万8,305円、不用額7万1,695円。失礼いたしました、1目支払利息及び企業債取扱費、予算現額1,914万2,000円、決算額1,910万1,130円、不用額4万870円。

2目雑支出、予算現額5万1,000円、決算額2万475円、不用額3万525円。

3目消費税、予算現額129万7,000円、決算額129万6,700円、不用額300円でございます。

3項特別損失、1目固定資産売却損、予算現額1,000円、決算額ゼロ、不用額ゼロ、存目計上でございます。

2目過年度損益修正損、予算現額1,000円、決算額ゼロ、不用額ゼロ。存目計上でございます。

4項予備費、1目予備費、予算現額17万2,000円、決算額ゼロ、不用額17万2,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

平成30年度天栄村水道事業資本的収入及び支出明細書によりご説明申し上げます。

収入、1款資本的収入、1項企業債、1目企業債、予算現額6,820万円、決算額5,820万円、増減額1,000万円の減でございます。こちらにつきましては、石綿セメント管更新事業に伴

う起債になります。

1目負担金、予算現額1,539万円、決算額1,539万円、増減額ゼロでございます。

3項補償費、1目補償費、予算現額1,000円、決算額ゼロ、増減額△1,000円となっております。

4項国庫補助金、1目国庫補助金、予算現額200万円、決算額200万円、こちらにつきましては、防衛施設周辺整備調整交付金の中から交付金としていただいているものでございます。

5項出資金、1目出資金、予算現額5,000万円、決算額5,000万円、増減額ゼロ、一般会計からの出資でございます。

次に、支出でございます。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水設備工事費、予算現額9,827万2,000円、決算額7,716万8,920円、翌年度繰越額1,498万円、不用額612万3,080円。こちらにつきましては、石綿セメント管の更新事業及びそれに伴う舗装本復旧等の工事、さらには、大山地区の舗装本復旧等が計上されております。

2目固定資産購入費、予算現額283万9,000円、決算額280万8,720円、不用額3万280円でございます。

2項企業債償還金、1目企業債償還金、予算現額8,286万7,000円、決算額8,286万6,341円、不用額659円。

以上でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） これより各会計決算ごとに質疑、討論、採決を行います。

日程第1、議案第12号 平成30年度天栄村一般会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） それじゃ、お尋ねします。

まず、11ページ、ちょっとお願いしたいんですが、村税の中で村民税と固定資産税未収、未済額がかなりございますので、ひとつ、100万以上の滞納者、個別に教えていただきたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、塚目弘昭君。

〔税務課長 塚目弘昭君登壇〕

○税務課長（塚目弘昭君） お答えいたします。

村民税の滞納額100万以上につきましては、1名でございます。固定資産税の滞納、100万

円以上の滞納者、こちらについては7名でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） そうしますと、これは村民税だね、1人と言いましたね。100万以上というのは幾らになりますか、滞納額。

それから、1名ですよ、村民税は。滞納額幾らになるのか。百幾らになるんだか。200万なんだか、それをちょっと、金額教えてください。

それから、固定資産税のほう、7名なんです、ちょっと個人的な名前を出すのは無理だとすれば、7名のそれぞれの金額を教えてください。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、塚目弘昭君。

〔税務課長 塚目弘昭君登壇〕

○税務課長（塚目弘昭君） それでは、村民税の滞納額なんです、私どものほうで捉えているのは、村民税よりも村県民税となってしまうものですから、県民税も入ってございます。

村県民税で175万3,300円になります。

固定資産税の7名については、1件が5,398万4,230円、もう一件が542万7,642円、それと、355万3,540円、188万8,960円、149万7,248円、130万3,323円、102万6,050円の7件でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） これらについては、個人じゃなくて、ほとんど企業なんですか。そこ、ちょっと教えてください。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、塚目弘昭君。

〔税務課長 塚目弘昭君登壇〕

○税務課長（塚目弘昭君） お答えいたします。

固定資産税につきましては、企業が2件、個人が5件でございます。

〔「個人が5件」の声あり〕

○税務課長（塚目弘昭君） はい。

〔「企業が2件」の声あり〕

○税務課長（塚目弘昭君） 企業が2件。

〔「企業はどれとどれですか」の声あり〕

○税務課長（塚目弘昭君） 企業が5,398万4,230円、それと355万3,540円でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 何件もあるから、今回は決算認定ですから、ひとつ大きなやつだけ確認させていただきたいと思うんですが、この企業、5,389万の延滞している企業、これはいつからこのようになっているんだか。

それと同時に、かなり前からあると思うんですが、これらに今までどのような対応をしてきたんだか、その辺、お伺いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、塚目弘昭君。

〔税務課長 塚目弘昭君登壇〕

○税務課長（塚目弘昭君） お答えいたします。

この5,398万4,230円の滞納業者でございますが、平成20年からの滞納でございます。この会社につきましては、誓約書を出していただきまして、それで履行していただいているということで、なかなか履行できない場合については、再度誓約書の提出を求めて、実質的な納付できる額ということで誓約書のほうを出していただいているというところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 20年からということで、20年から現在までにこれだけ、大分相当な金額になっているんですが、この間にどのくらい回収されているんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、塚目弘昭君。

〔税務課長 塚目弘昭君登壇〕

○税務課長（塚目弘昭君） お答えいたします。

その業者につきましては、平成二十数年ごろ、25年ごろで、多いときで滞納額については3,000万くらい入れていただいたところでございますが、ここ数年ですと、200万から300万の滞納金を支払いしていただいているというところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 200万から300万いただいているにもかかわらず、このような金額になると。10年間の間で。

それで、ちょっとこれは、今まで私も見逃していたこともあるんですが、細かいところにばかり目が行って、今回も大分滞納が解消されたということで喜んでいたところですが、こういう裏にこういうものがあつたとは全然、ちょっと確認不足でしたんで。

これらについては、課長、3月になったばかりで本当によくわからないかと思うんですが、村長に伺いますが、当然、村長はこれ、わかっていたんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

私も、就任した時点でいろいろと滞納額についても聞かせていただいて、今後のその後の対応というようなことでいろいろと代表取締役とも話をさせていただいて、確約をとりながらどういう返済の仕方をする、というようなことでまいりました。

震災後で、当然原発事故があつたものですから、東電の補償というようなことでそういっ

たものをここに当て込んで徐々に減らしてまいりますよというようなことで、ある程度の期間までは、今ほど担当課長が言ったように、返済も出てきておりましたが、その後、東電からの補償についてはなかなか厳しくなってきたというような状況も聞きましたので、その中で、返済の方法についても減らしていただきたいというようなことで、現在も、仕事も進めながらやっているものですから、その中で少しずつ圧縮には努めますというようなことで、私も承知はしております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 村長は十分わかっているようで結構なんですけど、これは、担当課長を含めて、職員だけではこれだけの一企業に対しての回収というのは、担当者任せではかなり難しい金額じゃないかと思うんですよ。やはり、執行部を含めて、やはり確約書をとったぐらいではどうかと思うんですよ。

現に、これは差し押さえとかなにか、担保とかなにか……貸し付けていないから担保はないんでしょうが、差し押さえかなんかしているんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、塚目弘昭君。

〔税務課長 塚目弘昭君登壇〕

○税務課長（塚目弘昭君） お答えいたします。

この滞納業者につきましては、不動産業者でございまして、差し押さえ等をしますと、銀行なりの借入金、そのほうで追い込まれる可能性があるということで、差し押さえのほうは村ではしてございません。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 差し押さえもしていないということであれば、当然、企業ですよ、倒産したら、もう、この滞納している分は未回収と、不納分ということになりますか。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、塚目弘昭君。

〔税務課長 塚目弘昭君登壇〕

○税務課長（塚目弘昭君） お答えいたします。

倒産した場合ですと取れないかということでございますが、担保……

〔「担保っていうのはないんだべ。貸し付けてないんだもの。貸付でも。差し押さえしかねえもの、これは」の声あり〕

○税務課長（塚目弘昭君） はい。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 恐らく、これはもう回収できなくなると思います。と思いますので、これは、村長、普通の個人だったら当然差し押さえもして保全に図るとこなんだけれども、企業のために、またそういう土地関係の会社だということで、担保というか差し押さえがで

きないということになれば、ましてや、今までこれほどの金額をずっと、ここ一、二年でちょっとの間ということでもなさそうなので、やはりそれなりのプロジェクトみたいなものをつくってきちっとやらなきゃ、これは問題があるんじゃないかと思いますよ。

これは決算監査だから、この辺でやめておきますが、とにかく、これは保全に向けた検討をやってくださるようお願いしたいと思います。お願いしますということでよろしいですね。やめておきます。今回はやめておきます。

それから、115ページ、浮棧橋の解体工事費の積算業務委託料、解体工事の積算委託料のっております。93万9,600円。この解体工事の見積もり、幾らになりましたか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

浮棧橋の解体工事というようなことで、概算の工事明細書というようなことをいただいております。これによりますと、トータルで3,800万の見積もりでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 村長、大変なお土産できましたね、これ。どうしますか、3,800万。浮棧橋、撤去しますか。考え方教えてください。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

一般質問の中でもお答えをさせていただきましたが、老朽化してきた公共施設等々も出てきておりますので、今後の維持費、そういったものを見ながら、今後の公共施設のあり方、これを早急に取り組んで、その方向性は出していきたいと考えておりますが、余りにも解体費用、撤去費用等かかって、今、財政的に圧迫するようであれば、また違った方法を、今も、私も積算した金額も聞いて、何か違った方法なり、しばらく置くなり、何か財源を確保するなり、そういったことの方角性は決めてまいりたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 本当に今、容易でない時期にこういった負の遺産、これは、村長とすれば、俺がやったんじゃないかと、前の村長だぞと言いたいと思うんですが、現にもうこういうものが出てきているわけですから、これは避けて通るわけにはいきません。どうにかしなきゃならないと。

私も、ちょっと余り簡単に考えていたんですよ。廃棄物というか、この辺で言うがらくた屋さん、金ちょっと持たせて撤去してもらったらなんていうからかったことを考えていたら、課長に聞いたら、いや、今、見積もりとっているんだというようなことだったから、せいぜ

い二、三百万でできる話かと思ったんですよ。そうしたら、3,800万って聞いたのに、私、これはどうかなということですよ。

だから、今の村長はわかりませんが、これ、ちょっと調べてもらったんですが、浮棧橋をつくるとき9,700万かかっているんですよ。9,700万。1億。それから、備品をかけると1億500万円かかっているんですよ。なんじ使いましたか、本当にこれ。こういう無駄をあっちには使っているんですよ。だから、その辺も、今後もうどうにかしなきゃならないんですよ、これ。

ただ、羽鳥湖の管理事務所のほうでは、すぐに撤去しろとか、そういう要望はされていないでしょう。しばらく置いても大丈夫ということなんですか。どうなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

今現在、まだそこまでのお話はダム管理事務所等々からも言われているところではございませんが、今後、木製の部分とかが朽ちてくるというようなこともございますので、その辺も考えながら、どのようにするか検討してまいりたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 向こうから何も言ってこないということであればいいんですが、やはり使い道、村長、考えなくては。これからの使い道でも、鉄骨ですから、棧橋、本当に使い道あるか。物と違って、あそこから動かせるものではないわけですから、なかなか難しいと思うんですが。

ただ、3,800万も本当にかかるのかなと思って。あれ、撤去するのに。見積もりがそうだとっても、鉄くず業者がもう少しあそこに持っていくということも、そういったことも考えられるんじゃないかと思うんですよ。鉄くずの高いときなんて、皆喜んで持って行って言って、ただで持っていくという話も聞いたんだけど、あれだけのものですから、ただいまちょっと課長に聞いたら、パイプが相当深く入っていくから、上部側だけだったらいいんだけど、あのパイプがちょっと問題じゃないのかいというような話を聞いたんですよ。

そういうこともありますんで、今すぐこれほどの金を使ってすぐ撤去するということはいかないでしょうから、これも早急に何とかしなきゃならない案件でございますので、十分これもかなり真剣に取り組んでいただきたいと思います。

それから、もう一つだけ。ちょっと細かい話なんですが、113ページ。ここに、南会東部の漁業組合湯本支部活動補助金、それから阿武隈川漁業天栄支部活動補助金7万7,000円ずつ出ております。これ、会員といいますか、支部会員は何名ほどいて、どのような活動をしているのかちょっと教えてください。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、南会東部漁業協同組合のいわゆる湯本支部の組合員については、34名いらっしゃいます。それと、阿武隈川漁業協同組合天栄支部については、組合員数については18人でございます。

主な活動内容といたしますか、この補助金の使い道というようなことでお答えさせていただきたいと思いますが、基本的には、南会東部に関しましては、イワナであったりマスであったりといったものの放流事業をやっておられます。阿武隈川につきましては、コイの放流をしております。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） これはあれですよ、放流事業全ての補助事業ということですね。補助事業ということは、組合のほうでもお金出して、これ以上の放流をしているということですか。そういうことですか。はい、わかりました。

ただ、ちょっとこの組合員数というか、会員というか、組合員ですか、湯本の南会東部、34名と今言ったんですが、こんなに実質的に会費を納めている組合員、いるんですか。課長、確認したことありますか。阿武隈川についても同じなんですが、この会員数は間違いありませんか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

こちらについては、実際に組合活動している方にご連絡を最近差し上げまして、それで確認させていただいております。ただ、議員おっしゃるように、本当に活動しているのかという部分については、正直申し上げまして、名簿の登録というような意味なのかなというふうにも思っていますが、名簿上の搭載はこの人数で間違いございません。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） ちょっと、組合については名前だけの人もいるのかと思いますが、活動といっても、あくまで放流事業ということでございますから、この方たちが使う活動費ではないと思うので結構でございます。

ただ、湯本の南会東部の場合は、あれは羽鳥湖でもワカサギを放流しているわけですよ。これは、湯本と別個になっちゃうんですか、この事業は。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

決算書の中の113ページの中で、羽鳥湖わかさぎ漁業復興対策事業補助金というようなことがございまして、こちらについては、別途、昨年においては1,700万粒のワカサギの放卵を行ったというようなことでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 一生懸命放流事業はいいんですけども、今年も羽鳥湖では水がなくて困ったという中で、何十万もの稚魚を放流しながらも、干上がっちゃって魚が死んでいるんだか、どこさか行っちゃったんだかわからないような状態では、せっかくの事業がもったいないと思うんですよ。ですから、この辺もう少し、ワカサギ釣りができるようになってから、完全になるようになってから放流を始めたほうがいいんじゃないかと思うんですが、今年も当然放流したんだよね。今年もあつたよね。

そういうことで、いいです。ですから、この辺も、この事業については、今年みたく全然羽鳥湖水がなくなったというようなこともありますので、そういったことも調べながら、やっぱり羽鳥湖管理事務所に聞きながら、やっぱり有意義な放流事業にしていきたい。無駄なことをして、全然ワカサギ釣りにならないようなことでは困りますので、やることはいいんですが、本当に無駄なことはなるべく、極力抑えていただきたいと。

それから、さっき話しましたように、大きな負の遺産があるわけですから、これからまだまだ出てくると思いますんで、しっかりと予算管理しないと、大変な時代が来るんじゃないかなと危惧されますので、ひとつよろしくお願いします。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ありませんか。

1番、北島正君。

○1番（北島 正君） 105ページですが、水利施設管理費、県のほうから574万9,000円委託金来て管理していると思うんですが、19番負担金で800万、防災ダム事業負担金で出しているんですね。これ、何の負担金なんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

防災ダム事業の負担金ということなんですが、こちらについては、龍生ダムについては、県営の持ち物というようなことなんですけれども、大分老朽化であったり、例えば砂が大分震災後にたまってしまったりというようなことと、それから、ダム管理事務所が大分古くなったのと、あと、今のご時世で、やはり防災の警報器をつけるとか、そういった事業が県の

事業でございます。防ダム事業がございます。これを5カ年の計画でやっております、当然、県のほうが大部分を持つんですが、ちょっとパーセンテージは忘れましたが、たしか6%ぐらいを村が持って負担をするということと、あと、地元の方の土地改良区で、2%でしたか、受益者負担というようなことで事業を進める中の負担金でございます。失礼しました。4%が村の負担でございます。2%が土地改良区のいわゆる受益者負担というようなことでございます。

〔「事業の中身をもっと詳しく。事業の中身」の声あり〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えします。

一番大きいものは、先ほど申し上げましたが、土砂のしゅんせつです。結局、容量を増やすというようなことで、排砂を行います。

それから、コンクリート自体は大丈夫なんです、やはり年数がたっておるものですから、そういったものにモルタルを注入したりというようなことで強化を図っております。

それから、もう一点が、ダムの管理事務所の場所が非常に危うい場所でございます。そういったダムのまたその施設を移すとともに、ダムコンピューターがかなり老朽化してございます。ですから、そのダムコンピューターを入れる箱、管理事務所を新設します。

それから、下流域に2カ所ほど警報システムをつける予定であります。

大まかですが、おおむねこんなものです。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） わかりました。次に、155ページの学校給食センター費の中で、給料のほかに給食業務委託料1,400万が上がっているんです。ということは、ゆくゆくは給食センターを民営化にしていくとかという、そういう考えなのでしょうか。そこをちょっと、考え方をお願いしたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

学校給食センター費の中で、職員の給与と給食業務委託料が計上されているということでございますが、職員の給与につきましては、ただいま学校給食の事務と、あと配送業務をやっている者1名がおります。そちらのほうの給与の計上でございます。

また、学校給食の調理の部分につきましては、30年度から民間の業者に全て委託しております、そちらのほうでつくっていただいて、できたものを村の職員が運んでいるという形になっております。今後も、このような形でしばらくは続けたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） ちょっとわからないんで教えていただきたいんですが、61ページの地方創生費の中に委員会の報酬というのがあるんですが、これ、何人でどんなことをこの委員会でやるのか、ちょっと知りたいんですが。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北嶋さつき君。

〔企画政策課長 北嶋さつき君登壇〕

○企画政策課長（北嶋さつき君） お答えをいたします。

こちらの委員報酬につきましては、地方創生の総合戦略の有識者会議の委員の方々18名でありまして、有識者の方にご参加をいただきながら、戦略の中身についての協議をしていたところなんです。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） この委員会のメンバーというのは、当然、村の中から選んであるということですね。例えばどんな人たちを、一般の方なのか、議員の中から恐らく出ていないだろうと思うんですが、有識者というのはどんなことなのかなと思うんですが。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北嶋さつき君。

〔企画政策課長 北嶋さつき君登壇〕

○企画政策課長（北嶋さつき君） お答えいたします。

委員の構成ですが、まず、村内の方はもちろん入っていらっしゃいますが、若干村外の方もいらっしゃいまして、そちらの方は、道の駅関係とかを立ち上げていらっしゃる方で、元県職員の方ということで、村に以前かかわりのあった方をお招きしております。あと、観光とか商工、いろんなバランスを見て、金融関係もありますし、あとは、村内の村民の方で農業をやっていらっしゃる方とか女性の方も含まれておりまして、幅広い分野から選考させていただいております。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 今のはわかりました。

また、企画課長への質問になるんですが、恐らく。63ページの14節ですか、使用料及び賃借料の中のクラウドファンディングシステム使用料とか、クラウドファンディングという言葉が出てきていますが、私の考えですと、いろんな事案を持ってお金を多くの方からインターネットを使って集めるということではないかと思うんですが、これは、ふるさと納税みたいないわゆるお礼ということですか、そういったものも差し上げるというふうなことになっているんでしょうか。

また、これは、クラウドファンディングによって今まで協力していただいた金額というのはどのくらいあるか、わかれば、大ざっぱにいいですから、教えてください。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北嶋さつき君。

[企画政策課長 北島さつき君登壇]

○企画政策課長（北島さつき君） お答えいたします。

今ほどのクラウドファンディングについてでございますが、こちらにつきましても、やはり返礼品は用意しておりました。

今回、30年度につきましては、総務省のモデル事業で、「関係人口」モデル創出事業ということで天栄村が選出されまして、その中での取り組みとして、モデル的に実施したものであります。

金額につきましては、すみません、歳入のところで、37ページ、こちらの決算書になりますが、37ページの上段のところに、関係人口創出モデル事業寄附金ということで、197万円をいただいております。こちらは、79名の方にご賛同いただきまして、寄附金として受けておりましたので、ふるさと納税と同じようなシステムを使いまして、うちのほうでこういった手数料とかも若干払いながら、返礼品もふるさと納税と同じシステムでやっていたものでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 今、このことについてはわかりました。県のモデル事業、県ですか、国のモデル事業ですか、でやったということですが、別にこのクラウドファンディングそのものはいわゆる県とか国に縛られることなく、村が考えて、いわゆる一般からそういうふうな公募をするということも可能ですよね。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北島さつき君。

[企画政策課長 北島さつき君登壇]

○企画政策課長（北島さつき君） お答えをいたします。

今、議員がおっしゃるとおり、行政、自治体でも行って、数多くの自治体もやっておりますが、ただ、期間がある程度、3カ月とかというふうに決められておまして、その中で、やはり目的の金額というものがあ程度設定されるので、事業に対して、例えば村の事業で何か当てはめられるかという、なかなかちょっと検討はしてはいますが、今回は、ちょっとモデル的にやってみたということで、内容につきましては、とりあえずある程度の事業を決めて集めるということは可能であります。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 私の考え方がちょっと間違っているのかもしれないですが、この前も私も質問しました、今、6番議員からも質問ありました。これから、多くの資金がかかってきます。そういうものを満たすためにこのクラウドファンディングが生かせないかなということを実はずっと考えていたものですから、何かいい方法が編み出されればいいのかなというふうなことで質問しております。

もう一つあるんですが、95ページ、建設課だと思うんですが、19節の負担金、補助金及び交付金のところで、いわゆる公立病院の内部被ばく検査負担金101万5,000円というのがあるんですが、これ何で。

私、住民課が内部被ばくというのならわかるんですが、何で建設なのかちょっと理解できないんです。どういうことなのか。住民課でいいんですか。建設課で説明ありましたよね、これ。違いますか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

ご質問の内容ですが、目とといいますか、款項目で順序がございまして、目単位で表示されているものですから、どうしても各課のものが目単位でまとまってしまうという状況がございまして、説明の際は、各課で担当分けをしていますので、例えば、この部分ですと建設課のほうで最初にご説明したというふうな形になっています。

〔「よくわからない。何で建設課がこれに関係あるのかなと」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、揚妻浩之君。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

この歳出の説明に当たりましては、目を単位に各課長が説明をしております、たまたま7目の放射能対策費はほとんどが建設課の除染の分野でございまして、1つだけ公立病院の項目だけが入っております。この部分だけ住民福祉課長と入れかえて説明するということはせずに、これも含めてこの7目の放射能対策費につきましては建設課長より説明を申し上げたところでございます。

詳しい内容につきましては、別途住民福祉課長よりご説明をさせていただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

この中の19節の負担金、補助及び交付金の公立岩瀬病院内部被ばく検査なんですが、こちらにつきましては、ホールボディカウンター車に保健センターのほうに年1回来ていただいて、4日から5日間ぐらいの期間を設けて、希望者に内部被ばくの検査を行っている事業として、車に来ていただくのに対しての負担金という形でこちらが出ている金額でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 何で除染なんて言葉、総務課長、除染というから、除染をやっている人たちが何かそういうことを、内部被ばくのおそれがあるから何か受けているのかなと思うんですが、そういうことでは関係ない。全く、今、住民福祉課長から説明があったことで捉えていいですね。建設課長が言うからびっくりしたことです。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第2、議案第13号 平成30年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第3、議案第14号 平成30年度牧本財産区特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第4、議案第15号 平成30年度大里財産区特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第5、議案第16号 平成30年度湯本財産区特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第6、議案第17号 平成30年度天栄村工業用地取得造成特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第18号の質疑

○議長（廣瀬和吉君） 日程第7、議案第18号 平成30年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について質疑を行います。

8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） ここに、未収額というので319万1,677円とあるんですけども、これは、未収額ということは払っていないということなんですけれども、何年間ぐらい払ってなくて、何名で、金額どのぐらい。一番の金額は何年ぐらい払っていないのか、それをちょっと教えてもらいたいんですけども。

出ないんだったら、後で教えてもらえばいい。今、答えられないんだったら。金額と、人数と、年数と。もし出なかったら。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

今、集計が必要になるものですから、お時間をいただければと思いますので、改めて資料のほうをお出ししたいと思います。後でお知らせしたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） じゃ、これ、時間がかかるようなので、金額が余りにも多いので、何年度から滞納しているんだか。あと、人数と、金額と、わかるように名簿で出してもらえばそれで結構です。

私は以上です。

◎延会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

議案審議の途中であります。本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

これをもって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

どうもご苦労さまでした。

（午後 4時38分）

9 月 定 例 村 議 会

(第 4 号)

令和元年9月天栄村議会定例会

議事日程（第4号）

令和元年9月12日（木曜日）午後1時30分開議

- | | | |
|--------|---------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 18号 | 平成30年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について |
| 日程第 2 | 議案第 19号 | 平成30年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について |
| 日程第 3 | 議案第 20号 | 平成30年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について |
| 日程第 4 | 議案第 21号 | 平成30年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について |
| 日程第 5 | 議案第 22号 | 平成30年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について |
| 日程第 6 | 議案第 23号 | 平成30年度天栄村介護保険特別会計決算認定について |
| 日程第 7 | 議案第 24号 | 平成30年度天栄村風力発電事業特別会計決算認定について |
| 日程第 8 | 議案第 25号 | 平成30年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について |
| 日程第 9 | 議案第 26号 | 平成30年度天栄村水道事業会計決算認定について |
| 日程第 10 | 議案第 27号 | 令和元年度天栄村一般会計補正予算について |
| 日程第 11 | 議案第 28号 | 令和元年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について |
| 日程第 12 | 議案第 29号 | 令和元年度牧本財産区特別会計補正予算について |
| 日程第 13 | 議案第 30号 | 令和元年度大里財産区特別会計補正予算について |
| 日程第 14 | 議案第 31号 | 令和元年度湯本財産区特別会計補正予算について |
| 日程第 15 | 議案第 32号 | 令和元年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について |
| 日程第 16 | 議案第 33号 | 令和元年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算について |
| 日程第 17 | 議案第 34号 | 令和元年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について |
| 日程第 18 | 議案第 35号 | 令和元年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算について |
| 日程第 19 | 議案第 36号 | 令和元年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算について |
| 日程第 20 | 議案第 37号 | 令和元年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算について |
| 日程第 21 | 議案第 38号 | 令和元年度天栄村介護保険特別会計補正予算について |
| 日程第 22 | 議案第 39号 | 令和元年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算について |
| 日程第 23 | 議案第 40号 | 令和元年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について |
| 日程第 24 | 議案第 41号 | 令和元年度天栄村水道事業会計補正予算について |

日程第25 陳情審査報告

日程第26 閉会中の委員会継続審査申出

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大須賀 溪	仁 君	4番	服 部	晃 君
5番	小 山	克 彦 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田	喜 八 君
9番	後 藤	修 君	10番	廣 瀬	和 吉 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田	勝 幸 君	副 村 長	森	茂 君
教 育 長	久 保	直 紀 君	参 事 兼 総 務 課 長	揚 妻	浩 之 君
企 画 政 策 課 長	北 畠	さ つ き 君	税 務 課 長	塚 目	弘 昭 君
住 民 福 祉 課 長	熊 田	典 子 君	産 業 課 長	黒 澤	伸 一 君
建 設 課 長	内 山	晴 路 君	参 事 兼 会 管 理 者	清 浄	精 司 君
湯 本 支 所 長	星	裕 治 君	学 校 教 育 課 長	櫻 井	幸 治 君
生 涯 学 習 課 長	関 根	文 則 君			

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	小 山	富 美 夫	書 記	星	千 尋
書 記	大 須 賀	久 美			

◎開議の宣告

○議長（廣瀬和吉君） ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しております。

（午後 1時30分）

◎議事日程の報告

○議長（廣瀬和吉君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第4号をもって進めます。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第1、議案第18号 平成30年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について、昨日に引き続き質疑を行います。

ほかに質疑はありませんか。

8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 昨日、人数とか、あと金額のほうがよくわからないということでしたので、今日はわかっていると思いますので、人数と、あと年数と金額と、あと所帯数を詳しく説明をお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

未納の戸数に関しましては14世帯でございます。そのうち未納の多い方は……

〔「もう少し大きい声で」の声あり〕

○建設課長（内山晴路君） 未納戸数といいますか世帯に関しましては14戸でございます、14世帯。そのうち未納額の大きい方ですと、30万円以上というふうな形でちょっと申し上げますと、4世帯でございます。一番多い方で平成22年度から30年度までで54万9,135円でございます。次に、21年度から30年度までの方で42万535円でございます。次に、22年度から30年度までで37万7,370円でございます。次に、平成16年度から30年度までで36万1,162円でございます。以上が30万円以上の方ということで、こちらの方につきましては引き続き回収に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 10年間で54万ということは、この方は恐らく、大山排水ばかりでなく

よそのも滞納しているんですか、これは。

それは別として、余りにも金額がたまり過ぎた、まして10年も滞納していたということは、これはちょっと考えられないので、どのような対策をしてきたのかを、その辺も詳しくお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

まず、担当課としまして、その方のお宅に臨戸訪問したりですとか、やはり時間を、夜間といたしますか夕方訪問しまして納付交渉を行ったり、あとそのほかは、できるだけその本人がいらっしゃる時間帯に合わせて訪問して、できるだけ交渉を行ってまいりましたが、なかなか未納が解消されないというふうな状況でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） この30万円以上というのは余りにも金額が異例的なので、相手の所帯主はどのような返答をしているんですか、行ったときには。例えば交渉に行ったときに、未納の集金に行ったときにどのような対応をしているんですか、あなた。そして、今後は、どのように相手と話を進めているんだか、その辺もお聞きしたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

この未納が多い方につきましては、これはそれぞれ4名ほどいらっしゃいますが、それぞれお仕事が不定期であるということもございまして、なかなか納付に至らない状況ではございます。ただ、こういった方に関しては、粘り強く対応していきまして、できるだけ解消に努めていきたいということで、厳しく対応はしておるのではございますが、なかなか納付に至っていないというような状況でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 前に、固定資産税なんかも払わない、あと住民税も払わないという方がいましたよね。そのときに、税務課長に、車を確保する、結局は車に乗れないようにする、そういう対応をしたり、そういうふうに厳しくしないと、その方はいいい乗用車に乗ったり、生活はちゃんとした生活をして、私から言わせると、村のほうでこのように10年間も滞納していても厳しくしないとこういう結果になったと思うんですけれども、村長はこのことに対してどのように考えているか、村長の意見を聞きたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

この上下水道料金についても、税金と同じように、公平性の観点から、根気よく徴収するように指示はしてきております。今後も、この税も含めて、全庁挙げてこういった滞納者に対しては対応を根気よく進めておりますので、今後も粘り強く当たってまいりたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 今の村長の答弁みたいな考えでは集金できないですよ。もう少し徹底的な、結局、ある程度厳しく請求しなければ、今みたく粘り強くとか、今後話し合っただけで対応して、そんな考えでは恐らく、10年ですよ。そして、54万もためているんですよ。粘り強くなんていうのはもう通り過ぎていないんじゃないかと思えますけれども、どう思いますか、その粘り強くやるというその答弁に対して。

そんな考えで、この方は私から言わせれば、こういう方々は生活もちゃんとしているわけですから、結局は、前の定住促進住宅ですか、あそこなんかもそうでしょう、結局は10年間も払わないでいた方がいたわけでしょう、何年も、百何十万も。ということは、厳しくしないからこういうことになったんじゃないですか。もう少し徹底して厳しくしなければ、これは恐らく集金ができないと思うんですけれども、もう一度、村長の確固たる決意の答弁をお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

下水道の料金というのはなかなかやっぱり厳しいところがありまして、上水道、水道料金については給水停止等々いろいろ行いながら厳しく当たってきております。下水についてもそのような対応をとりたいとは思って、いろいろ試行錯誤はしておりますが、流れていくものに関してはなかなかそういう対応もできない状況なものですから、今後は厳しくその徴収に、早目に払っていただけるような対応をしてまいりたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） これは村長さんに聞きますけれども、これは下水道料金だけですか。固定資産税ですとか、よその村に払う例えば固定資産税とか、市・町県民税とか、そういうのも滞納しているんじゃないですか、この方は。違いますか。恐らくこれだけじゃないでしょう。ということは、全部合算したらば100万とか120万とか、そういう膨大なお金になっているんじゃないですか。これだけじゃないでしょう。村長さんは、今わかっていれば答弁も、このほかにもありますか、この方は、よその滞納も。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

現時点では、数字の把握も私もそこまでしていませんので、どなたかという特定ができていませんので、この時点ではちょっとお答えするわけにもいきませんので、ご理解いただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） これ、秘密会で見ればわかるんですけども、そこまでやる必要ないですけども、私が監査やっているときもそうですけれども、払わない人はやっぱり固定資産税も水道料金も住民税も払っていないんですよ。だから、もっと厳しくしなさいとそのときの担当課長には言いましたけれども、そして車はそれこそ高級車に乗っているんですよ。だから、車を動けないように輪っかではめて乗れないように、そこまでやりなさいまで、私、言ったんですけども、実際はやらなかったんですけども、そのぐらいまで厳しくしないと、そういうふうに行っている市町村もあります。郡山あたりは外部から頼むんですよ、滞納者に対して。それだけ厳しくしないと、その方は結局は払わないで済むからそのままにしておくんですよ。だから、厳しくしなければ、このままこの方はずっとまだ継続すると思いますよ。

例えば、一部払ったとか、ちょこっと見たところを見ると、さっき、ちょろっと見ましたけれども、全然払っていないんですよ、10年間は。途中の方々は、払わない時期と払える時期があって、あとは途中で悪く言うと夜逃げしてしまった人も人数の中には入っていますけれども、これは厳しくしないとだめなので、もう少し村長の強い決意を聞いてから、もう一度答弁をお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

この滞納者に対しては、これまでも全庁挙げて取り組んできておりますので、今後は、どういう方法がいいのか、まずそこをちょっと検討しながらしっかりと当たってまいりたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） よその市町村のことも調べてみて、その場合はどのようにしているかということ、厳しくしているところもありますので、郡山あたりは外部の方がやっているみたいですけども、徴収を、だから、そういう、天栄村の場合は外部まで頼むほどじゃないと思いますけれども、やっぱり車どめとかをやって厳しくしないとだめだと思いますので、この辺はこれからも、こういう滞納者が10年も、はっきり言ってこの54万ということは、こ

の金額だけじゃないと思うんですよ。だから、厳しくやってもらうようお願いして終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第2、議案第19号 平成30年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第3、議案第20号 平成30年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第4、議案第21号 平成30年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第5、議案第22号 平成30年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第6、議案第23号 平成30年度天栄村介護保険特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第7、議案第24号 平成30年度天栄村風力発電事業特別会計決算認定について質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第8、議案第25号 平成30年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第9、議案第26号 平成30年度天栄村水道事業会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第10、議案第27号 令和元年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、揚妻浩之君。

[参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） 42ページをお願いいたします。

議案第27号 令和元年度天栄村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和元年度天栄村一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,214万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億5,800万5,000円とする。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年9月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

47ページをお願いいたします。

地方債の補正であります。臨時財政対策債につきまして、借入額の確定に伴い限度額を1億円から8,681万3,000円に変更するものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算につきまして事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、10款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、補正額141万3,000円。減収補てん特例交付金の額の確定による増であります。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額1億1,638万9,000円。普通交付税は額の確定、特別交付税は見込み額の計上であります。

13款分担金及び負担金、2項負担金、2目民生費負担金、補正額213万2,000円の減。3目教育費負担金、補正額11万8,000円。これらは10月からの幼児教育・保育の無償化に伴う預かり保育に係る保護者負担金の増及び減であります。

14款使用料及び手数料、2項手数料、2目民生手数料、補正額4万円。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額139万9,000円。幼児教育・保育の無償に伴う預かり保育に係る国庫負担金であります。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額75万円。ホームページ用ハザードマップの作成経費の一部につきまして、社会資本整備総合交付金として交付されるものでございます。

2目民生費国庫補助金、補正額1,515万5,000円。このうち2節の民生費補助金は、幼児教育・保育の無償化に係るシステム改修補助金などあります。

次のページをお願いいたします。

3目衛生費国庫補助金、補正額84万9,000円。このうち特定感染症検査補助金は、風疹の抗体検査に係る補助金であります。

16款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、補正額75万円。ふくしま移住支援金給付事業補助金であります。

2目民生費県補助金、補正額7万2,000円。

3目衛生費県補助金、補正額16万3,000円の減。

4目農林水産業費県補助金、補正額1,129万5,000円。2節の農業費補助金は、東日本大震災農業生産対策交付金など6つの交付金、補助金の計上でございます。

19款繰入金、1項特別会計繰入金、5目後期高齢者医療特別会計繰入金、補正額7万1,000円。6目介護保険特別会計繰入金、補正額882万円。いずれも決算の確定による過年度分の繰り入れであります。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額7,600万円の減。7目子ども未来基金繰入金、補正額162万1,000円。基金繰り入れの増減でございます。

次のページをお願いいたします。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額9,193万2,000円。決算確定による増であります。

21款諸収入、3項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入、補正額8万8,000円。災害援護資金貸付金の利子であります。

4項雑入、2目雑入、補正額224万円。物件等移転補償費は、道路改良に伴う光ケーブル移設の補償金であります。

3目過年度収入、補正額62万2,000円。多面的機能支払交付金の返還金などであります。

22款村債、1項村債、1目総務債、補正額1,318万7,000円の減。臨時財政対策債の借入額確定による減であります。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

今回の補正のうち、2節、3節、4節の人件費につきましては、4月の定期人事異動による職員の配置がえや通勤手当の改定に基づく所要額の増減でございます。それぞれの目における説明は割愛をさせていただきます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、補正額12万3,000円の減。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額417万5,000円の減。

次のページ、19節の集会施設整備事業補助金につきましては、今坂集会所の舗装修繕に308万円、沖内の消防車両格納庫建設に95万円を補助するものでございます。

5目財産管理費、補正額4,600万円。財政調整基金積立金の増でございます。

6目企画費、補正額975万6,000円。11節は村勢要覧の増刷経費、13節はパソコンのシステムアップグレード委託料の不用減、15節は光ケーブルの移設工事費及び役場庁舎Wi-Fiの更新工事費であります。

7目支所及び出張所費、補正額6万円。

9目地方創生費、補正額76万9,000円。19節の天栄村移住支援金給付事業につきましては、東京圏からの移住者のうち、福島県が定める就職の要件を満たす方に対し1世帯当たり100万円を交付するものであり、財源としましては、4分の3が県の福島県移住支援金給付事業補助金、4分の1が村負担であります。

次のページをお願いいたします。

2項徴税费、1目税務総務費、補正額269万円。

2目賦課徴収費、補正額6万7,000円。固定資産税前納報償金の増であります。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、補正額43万4,000円の減。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額325万円の減。

2目老人福祉費、補正額310万8,000円。このうち13節は、高齢者福祉計画、介護保険事業計画の策定に係るニーズ調査業務の委託料であります。

次のページをお願いいたします。

4目福祉医療費、補正額15万円。後期高齢者医療特会への繰り出しであります。

5目障害対策費、補正額310万円。13節は訪問入浴に係る委託料の増、23節は過年度国庫負担金の精算返納金であります。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額502万4,000円。7節は幼稚園の預かり保育に係る賃金を10款の教育費へ組み替えるもの、9節、11節、12節及び13節のシステム改修委託料並びに18節、19節につきましては、幼児教育・保育の無償化に係る所要の事務経費などでございます。

2目児童措置費、補正額2万9,000円。児童手当の精算返納金であります。

次のページをお願いいたします。

3目保育所施設費、補正額666万1,000円の減。

3項国民年金費、1目国民年金費、補正額3万3,000円。

4款衛生費、1項保健総務費、1目保健衛生総務費、補正額507万5,000円。13節はシステムのバージョンアップ委託料、19節は公立岩瀬病院の周産期医療の負担金であります。

2目予防費、補正額98万5,000円。13節は母子保健情報を市町村間で共有するためのシステム改修委託料であります。

7目放射能対策費、補正額7,000円。

次のページをお願いいたします。

6 款農林水産業費、1 項農業費、2 目農業総務費、補正額134万円。

3 目農業振興費、補正額1,014万円。11節の修繕費は、オートキャンプ場コテージの給湯設備の修繕費、19節の天栄ブランド化推進事業補助金、新規農産物栽培実証事業補助金は、新たに取り組みを始めますマカの栽培や加工品開発の補助でございます。6 次化支援事業補助金は、道の駅羽鳥湖高原の真空包装機購入への補助でございます。多面的機能支払交付金は、施設の長寿命化の取り組み分の増でございます。

5 目農業施設費、補正額960万円。13節はため池のハザードマップの作成委託料、15節は水路の布設がえ工事など、19節は協働の里づくり交付金を6 地区分追加するものであります。

6 目水利施設管理費、補正額1 万円。

7 目国土調査費、補正額3 万円。

9 目地域農政特別対策推進活動費、補正額912万9,000円。農業次世代人材投資事業補助金は3 名分、農業経営規模拡大支援事業補助金は機械導入の補助11名分のそれぞれ追加でございます。

10 目山村開発センター費、補正額41万4,000円。会議室の修繕経費であります。

11 目羽鳥湖高原交流促進センター費、補正額5 万円。

12 目放射能対策費、補正額152万1,000円。大里東部の自給飼料生産組合の機械導入に対する補助であります。

次のページをお願いいたします。

2 項林業費、1 目林業総務費、補正額265万円。イノシシの捕獲頭数の増加が見込まれるため補助金を増額するものでございます。

2 目林業振興費、補正額922万5,000円の減。

8 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費、補正額2 万円。

2 項道路橋りょう費、1 目道路維持費、補正額2,011万円。11節は除雪車の修繕経費、13 節は村道山崎・矢中線の測量設計委託料、15節は村道舘ノ越・植松線及び村道新田前線の側溝入れかえ工事費であります。

2 目道路新設改良費、補正額2,908万円。15節の橋梁補修工事は中小川橋の改修、舗装打換工事は飯豊・赤坂線の舗装打ちかえ、法面補修工事は二岐線ののり面補修であります。

9 款消防費、1 項消防費、2 目非常備消防費、補正額334万6,000円。今回、住宅用火災警報器の設置促進を図るための予算を計上させていただいております。内容としますと、75歳以上の方のみの世帯につきましては、村で購入した警報器を無償で配付することといたしまして、それ以外の世帯につきましては、警報器は自分で購入、設置をいただいて、村は購入費用の2分の1を補助することとするものでございます。11節につきましては無償配付する警報器の購入費で、1 世帯につき連動式の警報器を3 個、50世帯分で150個を購入するもの

でございます。それ以外の世帯に対する2分の1の補助につきましては、次のページの19節で火災警報器設置補助金として120万円を追加しております。当初予算で30万円計上させていただいておりますので、合計で150万円、100世帯分の補助ということで計上させていただいております。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額595万4,000円。1節は小中学校のあり方検討委員会委員の報酬であります。9節は中学校の海外研修候補地の調査旅費であります。19節は幼児教育・保育の無償化に係る所要の経費でございます。

2項小学校費、1目学校管理費、補正額103万円。11節は大里小エアコンの修理費などあります。15節は牧本小の給食搬入口の改修工事費であります。

3項中学校費、1目学校管理費、補正額90万4,000円。11節は天栄中体育館の音響設備修繕費などあります。

2目教育振興費、補正額33万5,000円。対象者の増加による増額でございます。

次のページをお願いいたします。

4項幼稚園費、1目幼稚園費、補正額63万8,000円の減。7節は預かり保育に係る賃金の3款民生費からの組み替えであります。15節は給食搬入口の改修工事費であります。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、補正額14万4,000円の減。

5目伝統文化施設費、補正額31万2,000円。空調設備の修繕費であります。

6目生涯学習センター費、補正額6,000円。

6項保健体育費、1目保健体育総務費、補正額8万1,000円。聖火ランナー選考委員会委員の報酬であります。

3目学校給食センター費、補正額1,358万9,000円。18節は、新たな給食センターの調理用の備品、事務用の備品などの購入費でございます。

4目天栄体育施設費、補正額22万円。大型扇風機2台の購入費であります。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額6万8,000円。

説明は以上であります。ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 51ページですけれども、イノシシ捕獲管理事業補助金、大した金額じゃないんですけれども、6万5,000円となっておりますけれども、これ、一般会計のほうでイノシシ捕獲管理事業補助金149万5,000円というのがあるんですけれども、これでも足りなかったということで、そういうふうに理解してよろしいんですか、これは。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、先ほどの歳入の部分なのですが、こちらのほうは、イノシシの捕獲頭数が当初予算の見込みよりも増えるということで、50頭分を県から補助をいただけるというようなことで、1頭当たり1万3,000円ということで、65万歳入が入ってくるということで補正させていただいております。

それで、歳出のほうの64ページご覧ください。

こちらにつきましては、同じように、まずイノシシ捕獲管理事業費補助金というようなことで、いわゆる50頭分、ここに村の分を上乗せした分ということで、先ほどのいわゆる1頭1万3,000円のものに対して、村のほうでは1万円をプラスで補助したものを50頭分ということで、115万円補正してございます。こちらについては、いわゆる猟期の部分ですね、猟期内の部分の補助金でございまして、その下の部分の緊急捕獲の部分の150万円、こちらについては村単独で、いわゆる有害駆除をしていただく分というようなことで、1頭当たり2万円掛ける75頭ほど増えそうな見込みでございまして、こちらを補正させていただいたわけでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） これはこういうことでよろしいんですか。結局、捕獲数が増える見込みだと。それで、そのお金が足りないので、結局、今回の追加予算のほうに出したと、そういうふうに理解したと。

村長にお聞きしますけれども、私も一般質問で何度か、このイノシシ、鳥獣被害対策で質問したんですけれども、全然進んでいないような気がするんですけども、これ毎年毎年頭数が増えているということは、これは時間が長くなりますので、後で12月の一般質問で詳しく聞きますので、そのときまで、何か頭数が余りにも増え過ぎて、そして今は、何ていうんですか、今まで出沒しなかったところにも出沒するような状況が聞いていますので、後で12月にやりますので、今回はこれでいいです、金額だけわかれば。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ありませんか。

9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 62ページをお願いいたします。

3目の農業振興費の中で、第19節、新規農産物の実証栽培に100万円の補助金が補正されておりますが、この新実証実験に対するその作物の名前と内容、詳しいどのような作物でどのようにして栽培もしていくのか、どのような形としてこれを実証栽培として取り上げてみたのか、その点をお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、今ご質問のあった新規実証作物というのは何なのかということなんですが、これはマカでございます。マカといいますのは、南米のアンデスのほうの原産でございます。よくマカという言葉は多分皆さんお聞きになったことあると思うんですが、一般的には男性のための栄養ドリンクとかサプリメントに使うというイメージがあると思うんですが、実は含まれている成分が、いわゆるアルギニンとかプロリンとかベンジルグルコシノレートというものが入っておりまして、そちらには健康であるとか美容のための要素が大変含まれておりまして、女性の方にも今需要が増えているというようなものでございます。それで、アンデスのほうでは、本当に栄養価が高くて、栄養の缶詰、それからアンデスの薬草の女王と呼ばれている作物でございます。

こちらの作物の導入に至った経緯ということでございますが、なかなか一般的に日本の国産ではマカ自体が余りつくられておらず、ほとんどがパウダーとか粉末になったものが、いわゆる海外から輸出されているものでございます。なので、国産でできるマカというのは非常に希少で市場価値が高いというようなことでございます。

それからもう一点が、村においては園芸作物をやられている方がいらっしゃると思うんですが、マカの種まき時期というのは大体8月の末から9月の頭、そして収穫期というのが3月の下旬から4月の上旬というようなことで、一般的にその園芸作物、要件としては、非常に寒さには強いんですが、雪に弱いというようなことで、ハウス栽培が必須というようなことで言われてございます。ですから、いわゆる夏野菜等々の終わった後のハウス等を利用して、いわゆる農業者の方が冬の間はこちらの作物に取り組んでいただいて、収入を上げていただければというようなことでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 作物の内容はただいまの説明でわかりましたけれども、問題はこれを栽培する農業者の方が果たして天栄村に何名もいるのかいないのか、そこら辺は予想は立っているかと思いますが、それからこれを収穫した後に、どこでどこに出荷して売り込むんだか、例えば道の駅で天栄村あたりに出して、消費者の方がこの作物をわかって買ってもらえるのか、そこまで予想を立ててこの作物を実証栽培として導入に至ったのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、何名の方が取り組んでいただけるのかというようなことなんですが、実際には、今年1名の方、本当に初めてのことで1名の方に、実際に今、種まきをして、これから

ハウスの中に入れてというようなことで、今後進めていくわけでございます。今ほど申し上げましたが、とても難しい作物でもあるというようなこともありまして、十分にその結果を検証したいというふうに思っております。

ただ、こちらについてはかなり、資料だけの話、机上の話にはなるかと思うんですが、1反歩当たりの収入というんですか、これはあくまでも予想なんです、55万円くらいの高収入を得られるということと、それほど、根菜なんですけれども、そんなに手間がかからないということで、うまくやればお年寄りの方でも十分できるのではないかというようなことで、今年、当初予算をとる前に村の方に募集をさせていただきたいなというふうに思っています。

しかしながら、いわゆる新規就農者とか、これからやってみたいなというような方ではなかなかちょっと難しいのかな、ハードルが高いのかなと思っております、実際には園芸作物、ハウス作物等を経験した方に声かけさせていただいて、増やしていければなというふうに、これはあくまでも希望ですけれども、思っております。

それから、その出荷先ということなんですが、こちらにつきましては、国産マカ、先ほど申しましたように非常に希少でございます。ということで、こちらは、ベジマカ協会というものがありまして、そちらのほうで基本的には生のマカについては全量買い上げていただくというような形で契約していきたいというふうに思っています。

それから、もう一点質問があった加工はするのかなというふうなことでございますが、こちらについても、加工品、いわゆる、通常、生のままのマカも食べられますけれども、なかなかやっぱり、ある程度、形、何かに入れたりしないとなかなか食べられないというようなことがありまして、こちらを加工品というようなことで作りまして、道の駅等で販売していきたいというふうに考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 補正額についてとやかく言うつもりはございませんけれども、今まで実証栽培として天姫のトマトをやっておりました。それで、苗代の、実証栽培ですから、苗代としてわずかな補助金は上げておいたわけですが、今回この作物に対して1名の方が栽培者ということで、100万円の補助ですね、これ、補正。何で1名に100万円もの補正を上げなくちゃこの栽培できないんですか。100万円にも、トマトのときは最初十何名で今かなり減っていますけれども、そんなに全部の方の苗代の補助金を合わせても100万円になんてはならなかったと思います。100万円も補正をとるということは、どういう理由で上げたんですか、説明をお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

100万円のいわゆる補助金というようなことのおただしだと思っておりますが、こちらにつきましては、先ほども申し上げましたが、マカの栽培に必要なものはハウス栽培というようにことで、ハウスの設置の補助金というようにことで、新規の作物であるというようにことも含めて100万円を上限としまして、本人に5分の4以内というようにことで補助を差し上げる、この部分についてはハウスの設置補助金であるというようにことでご理解いただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） この作物については、この先、実際栽培してもらって売ってもらわなくちゃ結果はわからないから、とやかく言うわけではございませんけれども、誰でも食べるトマトであっても、なかなか消費者の方にわかってもらってスムーズに買ってもらうというのが、なかなか道の駅でも大変なようなんです。

それなのに、この南米とかで栽培しているようなこういう作物でなくて、もう少し身近なもので実証栽培をやるというように考えで、違う作物は考えたことはないんですか。やはりこれ一点張りで、これが最善の作物で、次の実証栽培するにはこれがよろしいというように判断に至ってここに来たんですか。どうでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、村では、3大ブランドのほかに新しいブランド品ということで、今までも、あくなしわらびであるとか、それから今おっしゃられた天姫であるとか、そういったものについて実証の補助金というようにことで差し上げてまいりました。正直な話言いますと、なかなか先細りになってしまったという部分もあって、またそのトマトもあくなしわらびも、なかなか難しいということもあって、増えないという実情がございました。

なぜ、この一般的ではないマカなのかという話でございましたが、いわゆる一般的な基礎野菜の部分については、なかなか今後、新しく産地にしていくという部分については、やはりほかの産地がもう既に出ているわけでございまして、そこに参入するのはなかなか難しいということを判断させていただきました。

それで、今、テレビでも本当に盛んにマカということでサプリメントなんかでお聞きになっていると思うんですが、今後、非常にその需要が見込めるという部分と、先ほど申し上げましたが、冬場の収入源になるというようにことで、そういったところでこの作物がよいのではというようにことで上げさせていただいているわけでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 大体説明はのみ込みましたので終わりますけれども、新しくてほかの

地方でつくっていないから全てよしというわけではないと思うんですよ、私は。それはどこでもつくっていないければ、天栄村にだけそういうマカというのが栽培しているから、じゃ、それを買ってみようかという消費者がいて、買いに来てもらって売れるとかというふうになるんならいいでしょうけれども、新規作物で名前も聞いたこともない、食べたこともない、飲んだこともないということになると、なかなか消費者は理解して買うのが大変なんです。

ですから、その辺も含めて、一応今回は決まったんですからよろしいと思いますが、この結果をよしと、よかったなというような思いで、今後は指導して行ってほしいと思います。失敗しましたなんていって、その1名の方だけで終わらないで、増えていくというような方向であれば、またよろしいかと思いますので、産業課のほうでこれから指導すると思いますが、せっかく補正で上げた金額でつくってもらうわけですから、ぜひよろしく願いをしたいと思います。終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第11、議案第28号 令和元年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 議案第28号 令和元年度天栄村国民健康保険特別会計補正予

算についてご説明申し上げます。

令和元年度天栄村国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,292万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,825万7,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ342万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,073万円とする。

令和元年9月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

74ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

事業勘定。

歳入、7款繰越金、1項繰越金、1目その他繰越金、補正額4,292万7,000円、前年度繰越金確定による増でございます。

歳出、3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付分、1目一般被保険者医療給付費分、補正額83万6,000円の減。3項介護納付金分、1目介護納付金分、補正額83万6,000円。1項と3項につきましては、歳出予算組み替えによる増減でございます。

4款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、補正額3,000円。臨時職員通勤手当改定に伴う増でございます。

次のページをお願いします。

5款基金積立金、1項基金積立金、1目国保基金積立金、補正額2,500万円。基金積立金でございます。

7款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額1,792万4,000円。

続きまして、診療施設勘定でございます。

歳入、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額342万2,000円。前年度繰越確定による増であります。

次のページをお願いします。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、補正額111万9,000円。看護師正職員の産休代替に伴う臨時職員の人件費の増でございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額230万3,000円。

以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第12、議案第29号 令和元年度牧本財産区特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、揚妻浩之君。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） 議案第29号 令和元年度牧本財産区特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和元年度牧本財産区特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額66万7,000円のうちで、歳入を補正する。

令和元年9月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

81ページをお願いいたします。

歳入、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額25万8,000円の減。決算確定に伴う減であります。

5款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額25万8,000円。基金繰入金の増額であります。

以上であります。ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第13、議案第30号 令和元年度大里財産区特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、揚妻浩之君。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） 議案第30号 令和元年度大里財産区特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和元年度大里財産区特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額28万5,000円のうちで、歳入を補正する。

令和元年9月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

84ページをお願いいたします。

歳入、3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額4万3,000円。決算確定による増であります。

4款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額4万3,000円の減。基金繰入金の減額であります。

以上であります。ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第14、議案第31号 令和元年度湯本財産区特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯本支所長、星裕治君。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） 議案第31号 令和元年度湯本財産区特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和元年度湯本財産区特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ178万7,000円とする。

令和元年9月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

87ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額7,000円の減。こちら前年度繰越金の額の確定によるものでございます。

歳出、4款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額7,000円の減。

以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第15、議案第32号 令和元年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） 88ページをお開きください。

議案第32号 令和元年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和元年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,526万6,000円とする。

令和元年9月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

90ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金88万8,000円。こちらは前年度の決算が確定したことによる繰越金の確定でございます。

歳出、2款予備費、1項予備費、1目予備費88万8,000円でございます。

以上でございます。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第16、議案第33号 令和元年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 議案第33号 令和元年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和元年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,261万円とする。

令和元年9月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

93ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明いたします。

歳入、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額39万5,000円の増。前年度繰越金の額の確定によるものでございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額39万5,000円の増でございます。基金積立金でございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで暫時休議いたします。3時10分まで休みます。

(午後 2時46分)

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 3時10分)

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第17、議案第34号 令和元年度天栄村農業集落排水事業特別会計

補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 94ページをお願いいたします。

議案第34号 令和元年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和元年度天栄村農業集落排水事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ588万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,547万4,000円とする。

令和元年9月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

96ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明いたします。

歳入、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額588万2,000円の増。前年度繰越金の決算確定によるものでございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額588万2,000円の増。こちらにつきましては、11節、施設修繕費におきまして南沢地区汚泥引き抜きポンプの修繕を行うためのものでございます。15節工事請負費につきましては、維持工事としまして県道郡山・矢吹線の舗装補修等の工事を行う予定としております。

説明は以上であります。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第18、議案第35号 令和元年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

[建設課長 内山晴路君登壇]

○建設課長（内山晴路君） 議案第35号 令和元年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和元年度天栄村二岐専用水道特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ271万7,000円とする。

令和元年9月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

99ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明いたします。

歳入、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額5,000円の減であります。こちらは前年度繰越金決算確定によるものでございます。

歳出、2款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額5,000円の減。

以上でございます。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第19、議案第36号 令和元年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 議案第36号 令和元年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和元年度天栄村簡易水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,147万7,000円とする。

令和元年9月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

102ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明いたします。

歳入、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額46万5,000円の増。こちら前年度繰越金でございます。決算による確定でございます。

歳出、3款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額46万5,000円の増でございます。

説明は以上です。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第20、議案第37号 令和元年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

[建設課長 内山晴路君登壇]

○建設課長（内山晴路君） 議案第37号 令和元年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和元年度天栄村簡易排水処理施設特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ242万6,000円とする。

令和元年9月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

105ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明いたします。

歳入、2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額58万8,000円の増。前年度繰越金、こちら決算確定によるものでございます。

歳出、2款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額58万8,000円の増でございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第21、議案第38号 令和元年度天栄村介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 議案第38号 令和元年度天栄村介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和元年度天栄村介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,111万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,557万9,000円とする。

令和元年9月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

109ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、補正額958万9,000円。

所得確定による保険料の増でございます。

3款から8款までは、全て過年度給付確定によるものでございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総

合事業)、補正額7万円。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、2目地域支援事業支援交付金、補正額11万6,000円。

5款県支出金、2項県補助金、1目地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)、補正額4万6,000円。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業)、補正額24万3,000円。

4目低所得者保険料軽減繰入金、補正額3,000円。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1,104万8,000円。

歳出、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目償還金、補正額1,229万4,000円。給付費確定による過年度償還金でございます。

2項繰出金、1目一般会計繰出金、補正額882万1,000円。こちらも給付費確定による過年度償還でございます。

以上であります。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(廣瀬和吉君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(廣瀬和吉君) 日程第22、議案第39号 令和元年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） 議案第39号 令和元年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和元年度天栄村風力発電事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ421万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,745万6,000円とする。

令和元年9月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

114ページをお開きください。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金421万3,000円。こちらは決算確定による前年度の繰越金でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費421万3,000円の増でございます。こちらにつきましては積立金の増となります。

以上でございます。ご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第23、議案第40号 令和元年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 議案第40号 令和元年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和元年度天栄村後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,023万1,000円とする。

令和元年9月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

118ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款医療保険料、1項医療保険料、2目普通徴収保険料、補正額13万円。滞納繰越3名分です。そのうち2名につきましては現在完納済でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、4目保健事業費繰入金、補正額15万円。人間ドック分の繰り入れでございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額7万1,000円。前年度繰越金確定による増でございます。

歳出、1款広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額13万円。

3款保健事業費、1項保健事業費、1目保健事業費、補正額15万円。人間ドック委託料の増でございます。

4款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金、補正額7万1,000円。過年度償還分であります。

以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第24、議案第41号 令和元年度天栄村水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 議案第41号 令和元年度天栄村水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

（総則）

第1条 令和元年度天栄村水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,854万1,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,404万1,000円」に、「過年度損益勘定留保資金4,472万6,000円」を「過年度損益勘定留保資金6,022万6,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費、補正予算額1,550万円の増でございます。

令和元年9月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

122ページをお願いいたします。

補正予算実施計画説明書によりご説明いたします。

(資本的収入及び支出)

支出、1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水設備工事費、補正予算額1,550万円の増でございます。こちらにつきましては、1節工事請負費としまして郡山・矢吹線の舗装本復旧工事、3節委託料としまして舗装本復旧工事の設計業務委託を予定しております。

説明につきましては以上でございます。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎陳情審査報告

○議長（廣瀬和吉君） 日程第25、陳情審査報告を議題といたします。

陳情については、本定例会初日に総務常任委員会に付託となっていました事件2件に、さきの定例会で継続審査となっていました事件3件を加えた計5件について、総務常任委員会委員長からの審査の結果を求めます。

総務常任委員会委員長、熊田喜八君。

〔総務常任委員会委員長 熊田喜八君登壇〕

○総務常任委員会委員長（熊田喜八君） 令和元年9月12日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

天栄村議会総務常任委員長、熊田喜八。

陳情審査報告書。

本委員会に付託の陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、天栄村議会会議規則

第95条の規定により報告します。

受理番号1。付託年月日、平成31年3月5日。件名、全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書提出の陳情について。審査結果、継続審査。委員会の意見、全国知事会が「米軍基地負担に関する研究会」を開催し、国に提言を公表したことは理解できるものの、本陳情が村民にとって有益か、引き続き審査する必要があるため。

受理番号3。付託年月日、令和元年6月4日。件名、辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情について。審査結果、不採択。委員会の意見、米軍普天間基地の辺野古移設については、沖縄県内において賛否両論であり、本陳情が沖縄県民の民意を反映しているとは判断できないため。

次、受理番号4。令和元年6月4日。件名、辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情について。審査結果、不採択。米軍普天間基地の辺野古移設については、沖縄県内において賛否両論であり、本陳情が沖縄県民の民意を反映しているとは判断できないため。

受理番号8。令和元年9月9日。件名、日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情について。審査結果、継続審査。沖縄県において議論されていない現状において、他県の市町村が議論をするのは時期尚早であり、引き続き審査を要する必要があるため。

受理番号9。令和元年9月9日。米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書の採択を求める陳情について。不採択。米軍普天間基地の辺野古移設については、沖縄県内において賛否両論であり、本陳情が沖縄県民の民意を反映しているとは判断できないため。

以上でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 報告が終わりましたので、受理番号1、全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書提出の陳情について、総務常任委員会委員長に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件は委員長報告のとおり継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

続いて、受理番号3、辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情について、総務常任委員会委員長に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件は委員長報告のとおり不採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

続いて、受理番号4、辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情について、総務常任委員会委員長に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件は委員長報告のとおり不採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

続いて、受理番号8、日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情について、総務常任委員会委員長に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件は委員長報告のとおり継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

続いて、受理番号9、米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書の採択を求める陳情について、総務常任委員会委員長に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件は委員長報告のとおり不採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎閉会中の委員会継続審査申出

○議長（廣瀬和吉君） 日程第26、閉会中の委員会継続審査申出についてを議題といたします。

初めに議会運営委員会委員長、次に総務常任委員会委員長、続いて産業建設常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長の順に申し出を願います。

議会運営委員会委員長、小山克彦君。

〔議会運営委員会委員長 小山克彦君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小山克彦君） 令和元年9月12日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

天栄村議会議会運営委員会委員長、小山克彦。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）本会議の会期日程等議会運営に関する事項並びに研修及び委員会運営に必要な調査研究。

2、理 由 地方自治法第109条第3項に基づく審査及び調査のため。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

ただいま議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、総務常任委員会委員長からの申し出を許します。

総務常任委員会委員長、熊田喜八君。

〔総務常任委員会委員長 熊田喜八君登壇〕

○総務常任委員会委員長（熊田喜八君） 令和元年9月12日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。
天栄村議会総務常任委員会委員長、熊田喜八。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。
記。

1、事 件（1）総務常任委員会所管業務に係る、調査研究及び広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

ただいま総務常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思
います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに
決定いたしました。

続いて、産業建設常任委員会委員長からの申し出を許します。

産業建設常任委員会委員長、大須賀溪仁君。

〔産業建設常任委員会委員長 大須賀溪仁君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（大須賀溪仁君） 令和元年9月12日、天栄村議会議長、廣瀬和
吉殿。

天栄村議会産業建設常任委員会委員長、大須賀溪仁。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定し
たので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。
記。

1、事 件（1）産業建設常任委員会所管業務に係る、調査研究及び広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

ただいま産業建設常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したい
と思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、議会広報常任委員会委員長からの申し出を許します。

議会広報常任委員会委員長、服部晃君。

〔議会広報常任委員会委員長 服部 晃君登壇〕

○議会広報常任委員会委員長（服部 晃君） 令和元年9月12日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

天栄村議会議会広報常任委員会委員長、服部晃。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）議会広報発行のための、取材並びに編集及び調査研究、研修。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

ただいま議会広報常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思いを。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

本定例会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会とすることに決定いたしました。

これをもって令和元年9月天栄村議会定例会を閉会いたします。

皆さん、どうもご苦労さまでした。

（午後 3時53分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年11月26日

議 長 廣 瀬 和 吉

署 名 議 員 揚 妻 一 男

署 名 議 員 渡 部 勉

参 考 资 料

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
報告1号	地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告について	9月10日	—
議案1号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	9月10日	同意
2号	天栄村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9月10日	原案可決
3号	天栄村特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9月10日	原案可決
4号	天栄村大山地区排水処理施設設置条例の一部を改正する条例の制定について	9月10日	原案可決
5号	天栄村農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例の制定について	9月10日	原案可決
6号	天栄村簡易排水処理施設設置条例の一部を改正する条例の制定について	9月10日	原案可決
7号	天栄村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	9月10日	原案可決
8号	天栄村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	9月10日	原案可決
9号	天栄村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	9月10日	原案可決
10号	天栄村二岐専用水道条例の一部を改正する条例の制定について	9月10日	原案可決
11号	工事請負契約の一部変更について	9月10日	原案可決
12号	平成30年度天栄村一般会計決算認定について	9月11日	認定
13号	平成30年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について	9月11日	認定
14号	平成30年度牧本財産区特別会計決算認定について	9月11日	認定
15号	平成30年度大里財産区特別会計決算認定について	9月11日	認定
16号	平成30年度湯本財産区特別会計決算認定について	9月11日	認定

議案番号	件名	議決月日	結果
17号	平成30年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について	9月11日	認定
18号	平成30年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について	9月12日	認定
19号	平成30年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について	9月12日	認定
20号	平成30年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について	9月12日	認定
21号	平成30年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について	9月12日	認定
22号	平成30年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について	9月12日	認定
23号	平成30年度天栄村介護保険特別会計決算認定について	9月12日	認定
24号	平成30年度天栄村風力発電事業特別会計決算認定について	9月12日	認定
25号	平成30年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について	9月12日	認定
26号	平成30年度天栄村水道事業会計決算認定について	9月12日	認定
27号	令和元年度天栄村一般会計補正予算について	9月12日	原案可決
28号	令和元年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について	9月12日	原案可決
29号	令和元年度牧本財産区特別会計補正予算について	9月12日	原案可決
30号	令和元年度大里財産区特別会計補正予算について	9月12日	原案可決
31号	令和元年度湯本財産区特別会計補正予算について	9月12日	原案可決
32号	令和元年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について	9月12日	原案可決
33号	令和元年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算について	9月12日	原案可決
34号	令和元年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について	9月12日	原案可決

議案番号	件名	議決月日	結 果
35号	令和元年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算について	9月12日	原案可決
36号	令和元年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算について	9月12日	原案可決
37号	令和元年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算について	9月12日	原案可決
38号	令和元年度天栄村介護保険特別会計補正予算について	9月12日	原案可決
39号	令和元年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算について	9月12日	原案可決
40号	令和元年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について	9月12日	原案可決
41号	令和元年度天栄村水道事業会計補正予算について	9月12日	原案可決

陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
8	令和元年 5月29日	日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情について	埼玉県川越市仙波町2丁目17-34 一般社団法人日本沖縄政策研究フォーラム 理事長 仲村 覚	総 務 常任委員会
9	令和元年 6月3日	米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書の採択を求める陳情について	沖縄県宜野湾市真栄原2丁目15番地10号 宜野湾市民の安全な生活を守る会 会長 平安座 唯雄	総 務 常任委員会

陳 情 審 査 結 果

受理番号	付託年月日	件 名	結 果
1	平成31年 3月5日	全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書提出の陳情について	継続審査
3	令和元年 6月4日	辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情について	不採択
4	令和元年 6月4日	辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情について	不採択
8	令和元年 9月9日	日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情について	継続審査
9	令和元年 9月9日	米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書の採択を求める陳情について	不採択